

## 令和2年第5回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	5
付議事件並びに結果 .....	6
令和2年7月13日	
出席及び欠席議員 .....	7
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	8
本議会に出席した事務局職員 .....	8
議事日程 .....	8
議会運営委員長報告について .....	9
会議録署名議員の指名について .....	9
議案の上程について .....	9
市長の提案理由の説明 .....	9

## 令和2年第6回柳川市議会（臨時会）会議録索引

会期日程表 .....	19
付議事件並びに結果 .....	20

令和2年7月17日

出席及び欠席議員 .....	21
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	22
本議会に出席した事務局職員 .....	22
議事日程 .....	22
議会運営委員長報告について .....	23
会議録署名議員の指名について .....	23
議案の上程について .....	23
市長の提案理由の説明 .....	23

## 令和2年第7回柳川市議会（定例会）会議録索引

会期日程表 .....	27
付議事件並びに結果 .....	28

令和2年9月3日

出席及び欠席議員 .....	31
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	32
本議会に出席した事務局職員 .....	32
議事日程 .....	32
諸般の報告について .....	33
議会運営委員長報告について .....	35
会議録署名議員の指名について .....	37
議案の上程について .....	37
市長の提案理由の説明 .....	37
報告について .....	45
請願について .....	46

令和2年9月9日

出席及び欠席議員 .....	47
地方自治法第121条の規定により出席した者 .....	48
本議会に出席した事務局職員 .....	48
議事日程 .....	49
議案質疑について（議案第61号～議案第67号） .....	50
（議案第68号～議案第69号） .....	52
（議案第70号～議案第75号） .....	53
（議案第76号～議案第77号） .....	54
一般質問について .....	54
新谷信次郎 議員 .....	55
菊次 太丸 議員 .....	68
佐々木創主 議員 .....	81
高田千壽輝 議員 .....	93
矢ヶ部広巳 議員 .....	105

令和2年9月10日

出席及び欠席議員	111
地方自治法第121条の規定により出席した者	112
本議会に出席した事務局職員	112
議事日程	113
一般質問について	114
立花 純 議員	114
近藤 未治 議員	129
今村 智子 議員	140
緒方 寿光 議員	148
三小田一美 議員	161

令和2年9月11日

出席及び欠席議員	177
地方自治法第121条の規定により出席した者	178
本議会に出席した事務局職員	178
議事日程	178
一般質問について	179
白谷 義隆 議員	179
橋本 憲之 議員	189

令和2年9月25日

出席及び欠席議員	205
地方自治法第121条の規定により出席した者	206
本議会に出席した事務局職員	206
議事日程	206
議会運営委員長報告について	207
各委員長報告について	208
総務委員長報告について	208
建設経済委員長報告について	210
教育民生委員長報告について	211
決算審査特別委員長報告について	213
議案の上程について	219
議員提出議案の提案理由の説明	219

第 5 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
7 月 13 日	月	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第5回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 5 6 号	令和2年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について	2.7.13	原案可決

# 柳川市議会第5回臨時会会議録

令和2年7月13日柳川市議会議場に第5回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

## 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次										
副	市長	酒	見	勇	次										
教	育	長	沖		毅										
総	務	部	長	平	田	敬	介								
会	計	管	理	者	白	谷	通	孝							
市	民	部	長	椛	島	謙	治								
保	健	福	祉	部	長	島	添	守	男						
建	設	部	長	松	永	泰	治								
産	業	経	済	部	長	兼	大	和	庁	舎	長	松	藤	満	也
教	育	部	長	兼	三	橋	庁	舎	長	袖	崎	朋	洋		
消	防	長	松	藤	敏	彦									
財	政	課	長	田	中	勝	裕								
学	校	教	育	課	長	古	賀	洋							
生	涯	学	習	課	長	新	開	文	隆						
建	設	課	長	中	村	正	光								
子	育	て	支	援	課	長	竜	晴	美						

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範							
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事	係	長	徳	永	喜	美	香
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼	庶	務	係	長	森	康	貴

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第56号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第4号)について

午前10時 開会

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第5回柳川市議会臨時会を開会いたします。

## 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和2年第5回柳川市議会臨時会の会期日程等について、去る7月8日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第56号の上程であります。

提案理由の説明後、議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、3番佐藤勝広議員及び20番三小田一美議員を指名いたします。

## 日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第56号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、今回御提案いたします議案第56号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月7日に発出された緊急事態宣言は、新規感染者数の落ち着きから、5月14日に解除されました。また、県をまたぐ移動の自粛についても6月19日をもって解除されました。

本市においては、地域経済や市民生活への緊急支援対策を実施するための補正予算を4月30日、5月19日の臨時議会、6月の定例議会にて承認いただきました。

全国的な動向を見ますと、新規感染者数は一旦収束に向かったものの、再び増加し、新型コロナウイルス感染症の影響は長期化することが想定されます。このような中でも地域の社会経済活動を再開していくためには、さらなる感染防止策の徹底及び市民生活への支援が不可欠であります。そのため、子供たちの教育支援や中小事業者等に対する支援、感染症拡大防止を柱とする第4弾の緊急対策を実施するとともに、市民文化会館整備推進のための補正予算を編成しました。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374,286千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ40,952,813千円としようとするものであります。

それでは、予算の内容について、歳出から款を追って御説明申し上げます。

3款・民生費は110,651千円を増額補正しております。

内容としましては、低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金事業費、延長保育・病児保育における感染防止対策に係る経費などを計上するものです。

4款・衛生費は5,300千円を増額補正しております。

内容としましては、相談業務のICT環境整備に係る経費及び里帰り出産ができなくなった妊産婦への育児等支援サービス補助金を計上しております。

7款・商工費では60,884千円を増額補正しております。

内容としましては、国、県の支援に上乘せし、家賃の15分の1を給付するがんばる家賃軽減支援金事業費を計上しております。これは国、県の支援と合わせることで事業者負担を2割にまで軽減するものであります。

9款・消防費では3,053千円を増額補正しております。

内容としましては、新型インフルエンザ、ノロウイルスなど様々な感染症リスクへの対策として、室内空間と資機材を短時間で消毒するオゾンガス式除染装置導入に係る経費を計上するものです。

10款・教育費では194,398千円を増額補正しております。

内容としましては、再開した小・中学校の学習支援、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中断した市民文化会館建設工事の工事中止に伴い生じた増額費用、市民温水プール解体工事費用、解体後の跡地を駐車場として整備する費用を計上しております。

そのほか、感染症拡大防止策として、歴史民俗資料館の空調設備改修等に係る経費、学校や生涯学習施設等における消毒液等の購入経費などを計上しております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

14款・国庫支出金では839,978千円を増額補正しております。

内容としましては、緊急対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分額、子ども・子育て支援事業費などを計上するものです。

15款・県支出金では子ども・子育て支援事業費1,642千円を増額補正しております。

18款・繰入金では613,447千円を減額補正しております。

内容としましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第2次配分額が示されたため、これを増額し、財政調整基金繰入金を減額することで財源の振替を行うものです。

19款・繰越金では9,613千円を増額補正しております。

21款・市債では市民温水プール解体事業費などについて103,650千円を増額補正しております。

第2表 継続費補正では市民文化会館整備推進費につきまして変更を行っております。

第3表 地方債補正では市民温水プール解体事業費などについて変更を行っております。

なお、参考までに申し上げますと、本市が独自に取り組む緊急対策の第4弾までの合計額は1,238,112千円となります。その財源は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,005,223千円、その他の国庫補助金205,350千円、県補助金1,642千円及び財政調整基金25,897千円で措置しております。

以上、御説明申し上げましたが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、本案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時9分 休憩

午前10時9分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑を行います。

ここで質疑をされる議員へ申し上げます。

質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、自己の意見を述べることのないようお願いしておきます。

質疑通告者の発言を許します。

5番（新谷信次郎君）

質疑を行います。

議案第56号 令和2年度(2020年度)柳川市一般会計補正予算書(第4号)の27ページ、10款・教育費、2項・小学校費及び3項・中学校費の2目・教育振興費、20節・扶助費の準要保護児童・生徒就学援助費(特例分)について質問します。

文部科学省は3月24日の学校再開ガイドラインで、就学援助について、コロナにより家計の急変した家庭について、年度の途中でも速やかに認定し、必要な援助を行うこととしています。今回、柳川市の緊急対策第4弾として、児童・生徒就学援助費の特例分が措置される予定ですが、補正予算資料4ページの事業概要には、文部科学省の学校再開ガイドラインに基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、年度の途中において就学援助の認定を必要とする者について速やかに特例的に認定し、準要保護児童・生徒就学援助費(特例分)を支給するとあります。

まず最初の質問として、事業概要にあります速やかに特例的に認定するための認定の基準はいかなるものかということ。

2点目、予算として準要保護児童就学援助費1,208千円、準要保護生徒就学援助費1,832千円は何人の援助を想定しているのですか。

3点目、今回の就学援助の特例についての広報、周知の方法について伺います。

最後に、特例として今回の就学援助を受けた場合、学童保育育成料の減免も可能かについて質問します。

以上、4点です。

学校教育課長(古賀 洋君)

まず、1点目でございます。

認定の基準につきましては、現在行っております就学援助と同一でございます。通常は前年の収入により認定をいたしますが、コロナ感染症の影響による離職や収入の減少について、提出をしていただきました書類から今年の収入を試算いたしまして、今年の収入が算定の基準であります生活保護基準の1.3倍を下回る世帯を特例として認定するものでございます。

2点目でございます。

予算の想定対象人数でございますが、小学校、中学校それぞれ20人分で計上をいたしております。

ちなみに、先行して実施している近隣市町での申請数はあまり多くないようでございます。

相談を受けた場合には、まず、前年の収入で認定をいたします本来の就学援助の対象になるかどうか、これをまず確認いたしまして、認定できるのであれば、今回の特例分で必要となる新たな添付資料を求めることなく認定をしていく、そういうふうな予定であります。

3点目、広報、周知の方法でございます。

まず、学校を通じて全ての保護者へのお知らせを配付いたします。それから、市の広報紙、

8月1日号への掲載、市ウェブサイトへの掲載を予定いたしております。

以上です。

子育て支援課長（竜 晴美君）

4点目の学童保育育成料の減免につきましては、今回の就学援助特例分の認定を保護者の方が受けられた場合は、就学援助と同様、育成料の2分の1を減免いたします。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

就学援助の年度途中での特例分の措置というのは、今までかつて例がない対応ですから、窓口になられる教育委員会、学校教育課のほうではいろんな面で大変だと思いますけれども、コロナにより職がなくなったり収入が減った家庭で児童・生徒がおられるところにとっては大変必要な措置だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほどの答弁についてもう少し質問したいと思います。

まず、広報、周知についてということに関連して、各学校においては児童・生徒の家庭状況に基づいた対応ができるスクールソーシャルワーカーとの連携も広報、周知の一つの方法として入っているのでしょうか。

そしてさらに、この広報、周知には、先ほど子育て支援課のほうで回答いただきました学童保育育成料の減免ができることも説明として入っているのでしょうか。

3点目、柳川市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な生活資金の緊急貸付総数115件のうち、小・中学生がいる世帯は25世帯ということが分かりました。この25世帯への周知を社会福祉協議会に依頼することはできるのでしょうか。

以上、3点です。

学校教育課長（古賀 洋君）

スクールソーシャルワーカーは今でも児童・生徒の家庭について相談に乗っていただいております。実際に今回の措置について、スクールソーシャルワーカーのほうからのお問合せ等もいただいております。

制度につきましては、スクールソーシャルワーカーのほうにきちんと情報提供をさせていただきます。

それから、社協のほうへの依頼という形になりますけれども、基本的には全ての児童・生徒の保護者のほうに学校を通じてお知らせするというふうな形になっております。これにつきましては、社協のほうに一旦話はさせていただきますが、個別の通知というのはいろんな問題があるかと思っておりますので、慎重に対応したいと思います。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

あと1点、広報、周知の中に、今回の就学援助の特例が認められれば学童保育育成料の減

免もできますよという周知も併せて行ってもらいたいと思っておりますけれども、その点は  
どうでしょうか。

子育て支援課長（竜 晴美君）

先ほど新谷議員のほうから周知の徹底をということでございますので、学校教育課と協議  
をさせていただいて、市報への掲載は検討していきたいと思っております。

以上です。（「以上、終わります」と呼ぶ者あり）

議長（樽見哲也君）

ほかに質疑をされる方。

17番（藤丸正勝君）

議案第56号、予算書28ページの第10款の市民文化会館整備推進費84,700千円についてお伺  
いいたします。

去る4月13日の工事休止申請により4月18日から工事が休止されておるといことで、こ  
れは業者からの自主的な申請か、国からの指導か、市からの指導で工事を休止したかとい  
ことをまず1点お伺いしたいと思います。

それから、駐車場整備工事費の64,900千円、これについて8日の全協の中で私がお聞きし  
たのが、休業による見積書は出ているかといことで伺いましたら、4者から出ているとい  
うことが言われましたので、業者からの見積金額がどれくらい出っていたのか、そのうち  
の19,800千円、今度の予算ですね、これは何を基準に、どこを基準にして19,800千円の予算を  
組まれたのか。

それから、文化会館西側駐車場の64,900千円、これには前回の全協の中でも安全対策とし  
て建設課のほうで照明灯などを設計されているという説明がありました。そのうち64,900千  
円というのは、ほかの整備事業と電気関係ですね、これが何対何の割合とか、そういうふう  
なもう少し詳しい説明はできないかと思ひましてですね。

これは教育民生委員会では説明がされているんじゃないかならうかと思ひますけど、我々は説  
明を聞いていなかったもんだから、その辺をどうぞよろしく願ひします。

生涯学習課長（新開文隆君）

今回の市民文化会館建設工事の一時休止に伴うものについては、4者連名で自主的に申出  
があっておるところでございます。

以上でございます。

建設課長（中村正光君）

先ほどの国の方針が示されたわけですがけれども、この国の方針に基づきまして建設工事請  
負契約約款の第20条、この規定により市で負担するものでございます。

また、工事休止に伴う増加費用の算定基準、我々は19,800千円を算定しておりますけれど  
も、この算定基準につきましては、対象となる経費を国のガイドラインで示してあります。

このガイドラインに基づき、受注4者全てから提出された最初の見積りはかなりの高額なものでございます。そのために九州地方整備局及び福岡県庁などにも意見を求めながら、現場事務所の保持及び工事現場の維持に係る費用、最低限の経費のみを対象と市の方針を決定しまして、受注者と複数回にわたり協議を重ねてまいりました。今回はその結果に基づく必要最低限の請求であることを御理解いただければと思います。

続きまして、市民文化会館西側駐車場整備について内容を詳しく御説明申し上げます。

今回の補正予算で計画しているのは、駐車場整備工事と照明灯整備工事であります。

まず、駐車場整備工事は、駐車場舗装工事3,600平方メートル、歩道舗装工事100平方メートル、排水溝、これは側溝ですけれども、142メートル、縁石工130メートル、駐車線など区画線を850メートル、場内誘導サインを5基行い、工事費52,679千円を計上しております。

次に、照明灯整備工事は、今回駐車場として整備する箇所のポール灯、街灯ですね、11基、そして、足元を照らすフットライト10基を照明設備として、工事費12,221千円を計上しております。

この整備に要する工事費は合わせて64,900千円の補正予算をお願いしているものでございます。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

この工事の休止は自主的にということ、また、建設課のほうでは国の方針によってということでありましたので、それで、これが柳川市の条例には損害賠償という条例はないんじゃないかなと私は思っておりましたけど、柳川市としての契約の条例の中に損害賠償をやりなさいという項目はないわけでしょう。ただ、国が業者と話し合いをして出しなさいとか、国からの通達では受注者側からの申込みがあった場合は発注者間で協議を行った上で代金の見直しや一時中止の対応をしてくれと、こういう通達があったから、最低限というか、今言われた19,800千円を4者に支払ったというわけですかね。

4者でどれくらい見積りの金額が上がってきたかということを私は聞きましたけど、それを言われなかったけれども、4者でどれくらいの見積りが上がったか、あと1回お聞きいたします。

それから、19,800千円は必要最低限の金額を出したと。必要最低限のこれだけは支払ったという判断でございましたので、それが私が言います基準ですね、どこを基準額にして払われたかと。ガイドラインにのっとって払われたというようなことだったから、その辺がちょっとあやふやだったかなと思われましたので、もう一度お聞きいたします。

それからまた、3番目の駐車場の件、これは土木関係、舗装関係、電気関係とありますけど、金額が2つ分かれたので、事務的なことは私たちは分からんけど、これは一括入札じゃなくて、2本立ての入札でやるということですかね。この3番目は分かりました。

1番、2番をもう一回お願いします。

建設課長（中村正光君）

最初に受注業者4者から見積りが出されたわけですがけれども、見積りを4者合計いたしますと約80,000千円でした。かなりの高額な見積りがなされたわけです。その見積りを見た後に、先ほど御説明いたしましたとおり、国のガイドラインに基づいた上で、やはり今回コロナ問題ということもあって、なかなかコロナ問題には対応できていないということで、相当国、九州地方整備局や福岡県庁に問合せをしながら複数回協議を重ねていったわけでございます。その中で、福岡県、九州地方整備局からの御意見もいただきながら柳川市の方針を決めていったわけございまして、必要最低限の費用ということで我々の基本方針を示したわけでございます。

工事現場を維持するだけの費用、そして、現場を保持するためだけの費用、この2つの点だけに絞って精査して、我々市と請負業者の4者と協議を重ねて最終決着をしたものでございます。

以上でございます。

17番（藤丸正勝君）

いや、この4者から見積りがどれくらい上がったのかということが、私もこういう時期であるから、業者のほうは出されなかったんじゃないかなと思うんですけど、こういう80,000千円から見積書が4者から出たということで、しっかりと執行部のほうも80,000千円を19,800千円に値切ろうとつはざっといかにやろうと思うんです。交渉するには大変だったろうと思いますけど、民間だったらこういう話はないと思うんですね。民間と行政だからこういうふうな金額が出たんじゃないかなと思うんですけど、民間の場合は、まずこういうふうなことはなかったんじゃないかなと思うんですけど、私は思っておりました。

そういうことで、工事が早く前に進むことを私は希望いたしまして、質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これにて質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第56号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第4号）については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第5回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時31分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽見哲也

柳川市議会議員 佐藤勝広

柳川市議会議員 三小田一美



第 6 回 柳 川 市 議 会 ( 臨 時 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
7 月 17 日	金	本 会 議	開会・議案質疑・採決・閉会

第6回柳川市議会（臨時会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 57 号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	2 . 7 . 17	原案可決
議 案 第 58 号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	2 . 7 . 17	原案可決
議 案 第 59 号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	2 . 7 . 17	原案可決
議 案 第 60 号	工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について	2 . 7 . 17	原案可決

## 柳川市議会第6回臨時会会議録

令和2年7月17日柳川市議会議場に第6回市議会臨時会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

### 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
20番	三小田一美	21番	樽見哲也

### 2.欠席議員

19番 伊藤法博

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
消	防	長	松	藤	敏
生	涯	学	習	課	長
建	設	課	長	中	村

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

### 5. 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第57号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

議案第58号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

議案第59号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

議案第60号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について

午前10時 開会

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第6回柳川市議会臨時会を開会いたします。

## 日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程1．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

皆さんおはようございます。令和2年第6回柳川市議会臨時会の会期日程等について、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告申し上げます。

まず、会期であります。本日1日間といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程2が会議録署名議員の指名についてであります。

日程3が議案の上程についてで、議案第57号から議案第60号までの4議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、4議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、4議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期並びに日程につきましては、ただいまの報告どおり決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、4番今村智子議員及び18番田中雅美議員を指名いたします。

## 日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第57号から議案第60号までの4議案を一括上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、今回御提案いたします議案第57号から議案第60

号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更について一括して御説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民文化会館建設工事を一時中止したことに伴い生じた費用について増額変更するものであります。

この増額変更については、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う工事の一時中止は、受注者に責任を問えない不可抗力によるものに当たるため、一時中止により発生する増加費用は工事請負契約の約款に基づき発注者が負担しなければならないとの国からの通知によるものです。

議案第57号は、平成30年5月14日、第2回臨時会で議決をいただいた工事請負契約の締結について、再度議会の議決を求めるものです。

内容を申し上げますと、建築工事の契約金額2,712,744千円を2,725,244千円に増額変更するものであります。

議案第58号から議案第60号は、平成30年6月14日、第3回定例会で議決をいただいた工事請負契約の締結について、3議案に関して再度議会の議決を求めるものです。

内容を申し上げますと、議案第58号では機械設備工事の契約金額592,815,240円を596,015,240円、議案第59号では電気設備工事の契約金額415,368千円を417,668千円、議案第60号では舞台機構及び設備工事の契約金額461,160千円を462,960千円にそれぞれ増額変更するものであります。

なお、議決事項ではありませんが、今回の工事一時中止に伴い、7月31日に終了予定でありました市民文化会館の建設工事期間を8月31日へ延長しておりますことを併せて御報告いたします。

以上、御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、4議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩いたします。

午前10時7分 休憩

午前10時7分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより4議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第57号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第58号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第59号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第60号 工事請負契約の締結についての議決の一部の変更については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第6回柳川市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽見哲也

柳川市議会議員 今村智子

柳川市議会議員 田中雅美

第 7 回 柳 川 市 議 会 ( 定 例 会 ) 日 程 表

月 日	曜	会 議	会 議 の 次 第
9 月 3 日	木	本 会 議	開会・提案理由説明
9 月 4 日	金	考 案 日	
9 月 5 日	土	休 会	
9 月 6 日	日	休 会	
9 月 7 日	月	休 会	
9 月 8 日	火	考 案 日	
9 月 9 日	水	本 会 議	議 案 質 疑 ・ 一 般 質 問
9 月 10 日	木	本 会 議	一 般 質 問
9 月 11 日	金	本 会 議	一 般 質 問
9 月 12 日	土	休 会	
9 月 13 日	日	休 会	
9 月 14 日	月	委 員 会	
9 月 15 日	火	委 員 会	
9 月 16 日	水	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 17 日	木	委 員 会	決算審査特別委員会
9 月 18 日	金	委 員 会	
9 月 19 日	土	休 会	
9 月 20 日	日	休 会	
9 月 21 日	月	休 会	
9 月 22 日	火	休 会	
9 月 23 日	水	事 務 整 理 日	
9 月 24 日	木	事 務 整 理 日	
9 月 25 日	金	本 会 議	採決・閉会

第7回柳川市議会（定例会）付議案件並びに結果

議 案

	案 件	議 決 日	結 果
議 案 第 61 号	令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 62 号	令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 63 号	令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 64 号	令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 65 号	令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 66 号	令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 67 号	令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定について	2 . 9 .25	認 定
議 案 第 68 号	令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について	2 . 9 .25	原案可決
議 案 第 69 号	令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）について	2 . 9 .25	原案可決
議 案 第 70 号	柳川市民会館条例を廃止する条例の制定について	2 . 9 .25	原案可決
議 案 第 71 号	柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 9 .25	原案可決
議 案 第 72 号	柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 9 .25	原案可決
議 案 第 73 号	柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 . 9 .25	原案可決

議案 第74号	柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について	2.9.25	原案可決
議案 第75号	柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	2.9.9	原案可決
議案 第76号	市道路線の認定について	2.9.25	原案可決
議案 第77号	定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について	2.9.25	原案可決
議案 第78号	教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について	2.9.25	原案可決
議案 第79号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について	2.9.25	原案可決

#### 報 告

報告 第8号	令和元年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	2.9.3	報 告
報告 第9号	専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）	2.9.3	報 告

#### 請 願

	案 件	議 決 日	結 果
請願 第6号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について	2.9.25	採 択



# 柳川市議会第7回定例会会議録

令和2年9月3日柳川市議会議場に第7回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

## 2.欠席議員

なし

### 3. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	大
				和	庁
				舎	長
				松	藤
				満	也
				袖	崎
				朋	洋

### 4. 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼
								庶	務
								係	長
						森		康	貴

### 5. 議事日程

諸般の報告について

(1) 例月出納検査の結果について(令和2年4月分、5月分、6月分)

(2) 市長の行政報告について

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 会議録署名議員の指名について

日程(3) 議案の上程について

議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に

ついて

- 議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定について  
議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について  
議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）について  
議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定について  
議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第75号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第76号 市道路線の認定について  
議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程（4） 報告について

- 報告第8号 令和元年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
報告第9号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）

日程（5） 請願について

- 請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について

午前10時 開会

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから令和2年第7回柳川市議会定例会を開会いたします。

諸般の報告について。

開議に先立ち、諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果について、監査委員よりお手元に配付のとおり提出されていますので、

御報告をいたします。

次に、市長の行政報告をお願いします。

市長（金子健次君）（登壇）

皆様おはようございます。まず、台風9号の御報告をさせていただきます。

台風9号の接近に伴いまして、昨日午前11時に市役所のほうに災害警戒本部を設置いたしました。

第1次避難所21か所を昨日の午後3時に開設をしたところでもございます。最も多かった避難者の数は、昨日の午後11時時点で80世帯113人で行いました。

また、最大瞬間風速は昨夜の10時で32.9メートルを観測したところでもございます。

本日8時45分から災害対策本部会議を開催いたしまして、被害状況の報告を受けました。現在のところ街路樹の倒木が数本、漁港に漂着ごみが打ち上げられたところでもございます。また、市内の一部では停電が発生したというふうに聞いております。人的被害もなく、大きな被害がなかったとの報告を受けて、安堵しておるところでもございます。

しかしながら、6日日曜日から7日の月曜日にかけて台風10号が猛烈な勢力を伴い接近をいたしております。本市といたしましても、最大限の対応を行ってまいりたいと考えております。

具体的には本日の議会終了後の全員協議会の冒頭、台風のことについてはお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議事に先立ちまして、6月定例会以降の主立った事柄について御報告をさせていただきます。

まず、令和2年7月豪雨では、福岡県、熊本県を中心に河川の氾濫や浸水害、土砂災害、多数の家屋の倒壊、流失など甚大な被害が発生をし、多くの方がお亡くなりになりました。今なお行方不明の方がいらっしゃいます。御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市でも7月6日午前8時からの24時間雨量が361.5ミリを記録し、2012年の九州北部豪雨で記録いたしました281ミリを大幅に上回り、最多記録を更新いたしました。道路冠水が30か所、そのうち通行止めが20か所、民家の床上浸水2件、水稻をはじめ、ナスやアスパラガスなどのハウス栽培施設も冠水。中島漁港では2基の浮き桟橋が倒壊し、有明海には多量の流木やごみが流出をいたしました。しかしながら、過去最高の雨量を記録したにもかかわらず、人的被害もなく、最小の被害にとどまったのではないかと考えております。これも日頃の市民の皆様の防災意識の高さと御協力のたまものであります。このことは各新聞社でも取り上げられ、大きく報道されたところでもございます。

今後も市民の皆様と安全で安心できる生活を守るとともに、被害の発生を最小限に抑えるため、これからも早めの準備を心がけて対応したいと考えております。

一方で、大牟田市では2名の方がお亡くなりになり、約1,000件を超える床上浸水といった甚大な被害が発生したことから、本市として7月9日から迅速に職員を延べ60人派遣いたしました。災害ごみの収集、避難所の運営支援等を行ってまいったところです。また、9月1日から来年3月31日まで職員1名を交代で、延べ3人の職員を派遣する予定にしております。今後も被災地の復旧・復興に心を寄り添えてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症関連について御報告いたします。

議員の皆様も御承知のとおり、新型コロナウイルスによる新規感染者は福岡県では緊急事態宣言発令時にも増して急速に増加し、本市においても、4月20日以降、感染者ゼロが続いておりましたが、7月21日に5人目の感染者が確認され、8月31日現在で感染者数は23人となっております。昨日は1名の感染者がまた増えまして、24人となりました。そのため、7月31日に緊急メッセージを市のホームページに掲載し、マスク着用、手洗い、3密の回避を守っていただくことを市民の皆様呼びかけ、感染拡大防止の行動への御協力をお願いいたしました。

臨時会については、7月13日に新型コロナウイルス感染症緊急対策第4弾、さらに、7月17日には新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一時中止となった市民文化会館建設工事の工事中止に伴い生じた増額費用に関する契約変更の承認をいただき、12月20日の開館に向けて順調に工事が進んでいるところでございます。

次に、広域で構成する協議会や期成会などの諸会議について御報告します。

8月4日には私が会長を務めております福岡県道路協会総会を開催いたしました。昨年度からバスやトラック、タクシーなど道路利用団体も会員に加えまして、幅広い意見を集約し、道路政策を進めてまいりたいと考えております。

8月5日には有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会総会が開催され、併せて地元選出の国会議員、国土交通省九州地方整備局、福岡県に対し、令和3年度道路予算の確保やアクセス道路の整備促進など、12項目の要望を行ったところです。

このほか、福岡県介護保険広域連合運営協議会、福岡県後期高齢者医療広域連合協議会、花宗川改修期成会などの総会に出席し、事業の説明を受けるとともに、事業運営などについて意見を交わしました。

続きまして、国、県等に対する要望活動についてですが、先ほど御報告させていただきました有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会以外については、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして中止、もしくは延期となっている状況でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（樽見哲也君）

以上をもって諸般の報告についてを終了し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程１．議会運営委員長報告について。

会期並びに日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長（藤丸正勝君）（登壇）

おはようございます。令和２年第７回柳川市議会定例会の会期日程等について、去る９月１日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を申し上げます。

まず、会期であります。本日、９月３日から９月２５日までの２３日間といたしております。

その内容について申し上げますと、本日開会、提案理由の説明、４日は考案日、５日、６日は休日で休会、７日を議案質疑、８日は考案日、９日、１０日、１１日を一般質問、１２日、１３日は休日で休会、１４日、１５日を委員会、１６日、１７日、１８日を決算審査特別委員会、１９日から２２日までの４日間は休日で休会、２３日、２４日は事務整理日、２５日を採決、閉会といたしております。

次に、本日の日程について申し上げます。

日程２が会議録署名議員の指名についてであります。

日程３が議案の上程についてで、議案第６１号から議案第７７号までの１７議案の一括上程であります。

日程４が報告についてであります。

なお、報告に対する質疑は本日の本会議終了後の全員協議会をお願いすることにいたしております。

日程５が請願についてであります。

本定例会に請願１件が提出されております。請願第６号は教育民生委員会に審査を付託といたしております。

次に、２日目の日程について申し上げます。

日程１が議案質疑についてであります。

初めに、議案第６１号から議案第６７号までの７議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第６１号は決算審査特別委員会を設置の上、これに審査を付託、議案第６２号から議案第６４号までの３議案は教育民生委員会に審査を付託、議案第６５号は総務委員会に審査を付託、議案第６６号及び議案第６７号の２議案は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第６８号及び議案第６９号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第６８号は総務委員会に審査を付託、議案第６９号は建設経済委員会に審査を付託といたしております。

次に、議案第７０号から議案第７５号までの６議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第７０号は教育民生委員会に審査を付託、議案第７１号から議案第７３号までの３議案は総務委員会に審査を付託、議案第７４号は教育民生委員会に審査を付託、議案第７５号は即決としております。

次に、議案第７６号及び議案第７７号の２議案を一括議題とし、質疑終了後、議案第７６号は建

設経済委員会に審査を付託、議案第77号は総務委員会に審査を付託といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

ただいま委員長の報告がありました。

会期につきましては、ただいまの委員長報告の日程を参考に決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、会期につきましてはただいまの報告どおり決定いたしました。

#### 日程第2 会議録署名議員の指名について

議長（樽見哲也君）

日程2．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員として、5番新谷信次郎議員及び19番伊藤法博議員を指名いたします。

#### 日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3．議案の上程について。

議案第61号から議案第77号までの17議案を一括上程いたします。

初めに、議案第61号から議案第67号までの7議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

今回御提案いたします17議案のうち、議案第61号から議案第67号までの7議案について御説明申し上げます。

議案第61号から議案第66号までの令和元年度柳川市一般会計及び特別会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第3項の規定に基づき、同委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和元年度は普通交付税の合併算定替えによる優遇措置の段階的縮減額が9割に拡大することから、例年以上に健全な財政の確保に留意しつつ、事務事業の見直し、経費の節減合理化など、限られた財源をできるだけ有効に活用し、様々な課題解決に取り組んだところであります。

それではまず、決算内容について、歳入から平成30年度と比較しながら御説明申し上げます。

市税については、新築家屋の評価額増加等により固定資産税が増額であったものの、営業

所得の減少により個人市民税が減額になった影響が大きく、73,452千円、1.1%の減額となりました。

次に、地方交付税については91,418千円、1%の減額となりました。これは普通交付税について、合併算定替え加算額の段階的縮減割合が7割から9割へと拡大したことなどによるものであります。

次に、寄付金については、ふるさと寄付金が89,760千円、44.3%の減額となりました。

次に、繰入金については、財政調整基金を5億円繰り入れたことで512,115千円の増額となりました。

次に、市債については54,590千円、1.4%の減額となりました。

続きまして、歳出について申し上げます。

まず、総務関係では、若い世代の住宅取得の際の経済的負担を軽減するため、U-45マイホーム取得支援事業を実施しました。

次に、民生関係では、高齢者福祉サービスを維持するため、市から民間へ移譲した養護老人ホーム柳光園の建て替え事業に対して補助金を交付しました。

また、子育て関係では、低所得者・子育て世帯向けプレミアム商品券事業を行ったほか、市内の教育及び保育環境を充実させるため、柳川幼稚園の施設整備に対して保育所施設整備事業費補助金を交付しました。

環境面においては、電動生ごみ処理機やコンポスト等の補助率と補助金を上げることや新たに雑紙回収促進袋等の啓発グッズ、チラシを作成することで各家庭から出される可燃ごみの減量化を図りました。また、新ごみ焼却施設の4か年にわたる建設事業において令和元年度分の事業負担金を支出したところです。

新火葬施設「有峰苑みやま柳川」については、令和元年度に整備が完了し、令和2年4月から供用開始しております。

次に、産業の振興について申し上げます。

まず、農業関係では、本市の基幹産業である米、麦、大豆の生産者への機械導入等の支援を実施し、そのほか、イチゴ、アスパラガスといった園芸農業への先進技術の導入や省力機械等の整備、新規就農者への支援など、生産額の増大と持続的な発展を図るための様々な助成を行いました。

次に、地元からの要望が多いクリークの保全事業については、交付税措置率の高い有利な地方債を活用することで、農林水産省所管の補助事業では対象とならない用途地域内の農業用排水路の整備を行いました。また、この地方債を活用し、令和2年度までの2年間で外平排水機場の設備の更新を行っております。

水産業関係では、全国有数のノリ産地である柳川産ノリのブランド化を進め、販売単価を上げるため、「やながわ食の学校」を開設し、柳川ならではの新メニューを開発しました。

また、住宅地から離れた漁港区域に沖端漁業協同組合が事業主体となるノリ共同加工施設の整備を行うことで、コスト削減、労働負担の軽減及び集落環境の改善を図りました。

観光関係では、国の地方創生拠点整備交付金を活用した柳川観光第2のエンジン創出事業について、平成30年度に引き続き、むつごろうランド及びひまわり園を拠点とする施設のリノベーションを行っております。

次に、商工関係では、新規起業・創業支援事業として、起業・創業セミナー、起業支援アドバイザー、新規創業支援事業補助金などにより起業に必要な知識の支援、経済的支援を行うことで、地域経済の活性化、商店街のにぎわい創出に取り組みました。また、ブランド推進事業においては、平成31年3月で任期満了となった地域おこし協力隊員2人が柳川市に定住、起業し、地域活性化に貢献されております。

次に、都市基盤の整備については、引き続き生活基盤道路の整備、橋りょう長寿命化事業、塩塚川番所橋架替事業、街路事業などに取り組みました。また、平成30年度から実施している柳河団地建て替えについては令和元年度に事業が完了しております。

災害対策関係では、市内全域への速やかな情報伝達体制を充実させるため、令和元年度から2年間で防災行政無線拡声器の増設、または出力増の改修を行っております。

次に、教育関係では、市独自での取組として、学力向上支援事業のほか、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置などにより引き続き教育環境の向上や改善に努めました。また、教育環境改善のため、小・中学校の特別教室空調設備設置工事を行ったほか、昭代第一小学校校舎大規模改造工事を行いました。

生涯学習関係では、柳川市祭り振興補助金を新設し、本市の伝統文化の保存、継承及び観光客などの誘致促進を図りました。そのほか、各コミュニティ施設を拠点として、市民のライフステージに応じた学習機会の提供や地域住民の交流による地域の活性化に取り組んだところです。

柳川市民文化会館につきましては、施設の躯体工事を中心に工事を進めました。また、柳川市民文化会館開館準備実行委員会を設置し、令和2年12月20日の開館に向けた準備事項などについて、有識者や市内の文化団体、活動者の意見を踏まえながら協議を進めたところです。

このように、令和元年度の取組の特徴的なところを述べましたが、具体的な内容につきましては、お手元に配付しております決算書及び決算に係る主要な施策の成果及び定額運用基金の運用状況説明書に記載しておりますので、御覧いただきますようお願いをいたします。

決算収支といたしましては、歳入総額32,181,063千円、歳出総額30,987,523千円となり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1,193,540千円となりました。この形式収支額から令和2年度への繰越財源493,954千円を差し引いた実質収支額は699,586千円となりました。

次に、令和元年度決算の主な財政指標につきまして、一般会計に住宅新築資金等特別会計及び公共用地先行取得等特別会計を含めた普通会計ベースで御報告申し上げます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は2.4ポイント上昇し、95.0%となりました。

次に、市債の年度末残高については32,415,723千円となり、1,065,458千円増加しました。

次に、基金の積立金残高については12,837,501千円となり、51,317千円減少しました。

市税収入、臨時財政対策債が大きく減少した一方で、公債費、扶助費が増加したことで、財政指標は軒並み悪化しました。今後も社会保障経費の増加、大型事業財源の地方債借入れに対する償還金増加など、歳出面を合わせるとさらなる収支の悪化が想定されます。このため、今後の財政運営に当たっては、費用対効果を常に心がけ、市が抱える課題を解決するための施策を展開する一方で、さらなる経常経費の節減、事業の統廃合など、第4次柳川市行財政改革大綱に基づく行財政改革を着実に実行することで、住民サービスの向上及び行財政基盤の強化の両立を図るものであります。

次に、議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額8,843,483,609円に対し、歳出総額8,743,829,656円で、歳入歳出差引額99,653,953円となりました。

なお、前年度からの繰越金を差し引いた実質単年度収支では96,326,653円のマイナスとなりました。

次に、議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算の概要を申し上げますと、歳入総額1,047,970,730円に対し、歳出総額1,043,973,960円で、歳入歳出差引額は3,996,770円となりました。

次に、議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

この貸付制度は、同和地区の住環境を向上させることを目的に、昭和48年度から同和対策事業特別措置法として制度化され、平成8年度をもってこの貸付制度は終了しております。現在はその貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っているところです。

令和元年度決算は歳入総額12,349,542円に対して、歳出総額612,074円となっております。

次に、議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和元年度につきましては、用地を先行取得するなど、この特別会計を活用して事業を実施することがなかったため、予算の執行はありませんでした。

次に、議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御

説明申し上げます。

決算額の概要を申し上げますと、歳入総額978,283,184円に対して、歳出総額862,475,394円で、歳入歳出差引額は115,807,790円となりました。

公共下水道事業につきましては、令和元年度末における整備面積が405.2ヘクタール、供用開始区域内人口1万2,310人に対する接続人口は9,301人で、接続率75.6%となっております。

なお、本市下水道事業につきましては、令和2年4月1日より地方公営企業法の規定の全部が適用されたことに伴い、下水道事業特別会計は令和2年3月31日をもって廃止となりました。そのため、本年度の決算は、地方公営企業法施行令第4条第1項の規定に基づき、地方公営企業法適用の日の前日となる同日をもって全ての出納を閉鎖しております。これに伴う歳入歳出差引額115,807,790円につきましては、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

本決算は、地方公営企業法第30条第2項の規定により監査委員の審査を経ましたので、同条第4項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

財政面の収益的収支の決算額については、消費税込みの事業収益総額1,356,347,940円に対し、事業費用総額1,203,958,408円で、差引き152,389,532円の利益を生じましたが、消費税抜き当年度の純利益は117,910,559円となっております。

次に、資本的収支の決算額については、収入総額242,444,089円に対し、支出総額635,746,960円で、収入額が支出額に対し393,302,871円の不足となりましたが、この不足額については、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び建設改良積立金で補填いたしております。

また、当年度純利益、前年度繰越利益剰余金及びその他未処分利益剰余金変動額を合わせた570,428,395円を令和2年度へ繰り越しました。

以上、御説明申し上げますが、どうぞよろしく御審議の上、御承認、御認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（樽見哲也君）

次に、議案第68号から議案第77号までの10議案について市長の提案理由の説明を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

議案第68号、議案第69号の補正予算案2議案、議案第70号から議案第75号までの条例案6議案、議案第76号、議案第77号のその他2議案につきまして御説明申し上げます。

まず、議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回御提案いたしております補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,043,629千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ41,996,442千円としようとするものであり、新型コロナウイルス感染症拡大防止などの緊急対策第5弾を含んでおります。

それでは、予算の内容について歳出から款を追って御説明申し上げます。

2款．総務費は419,385千円を増額補正しております。

内容としましては、決算剰余金の基金積立金、法改正に伴う戸籍システム改修経費などを計上しております。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の影響により中止、縮小、延期等となった事業について、予算不用額を減額し、その減額分を財政調整基金に積み立てることとしております。

3款．民生費は10,500千円を増額補正しております。

内容としましては、福岡県の補助金を活用し、保育所等が実施する新型コロナウイルスの感染拡大防止事業に対する補助を行うものであります。

4款．衛生費は352千円を減額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった健康まつり事業について、予算不用額を減額するものです。

6款．農林水産業費では92,882千円を増額補正しております。

内容としましては、交付税措置率の高い有利な地方債を活用して水路整備を行うほか、農業用機械導入に対する補助金などを計上するものです。

7款．商工費では29,680千円を増額補正しております。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、プレミアム付地域商品券事業の拡大への追加支援、商店街の衛生環境の整備や売上げ回復の取組等に対する支援などを計上するものです。

8款．土木費では156,500千円を増額補正しております。

内容としましては、老朽化により路面状況が悪化した市道を維持補修するための経費、豪雨時の冠水防止及び車両通行確保のための改良に係る経費などを計上いたしております。

9款．消防費では8,854千円を増額補正しております。

内容としましては、水害により孤立化した避難者の救助に活用するため、消防団全20分団への6人乗りの救助用ボート等配備に係る経費などを計上するものです。

10款．教育費では21,478千円を増額補正しております。

内容としましては、休校明けの児童・生徒たちの学びをしっかりとサポートしていくために、市内小・中学校に学習支援員、スクールサポートスタッフを配置するための経費、小・中学校において修学旅行を実施する際の新型コロナウイルス感染症対策等への補助金などを計上しております。

11款．災害復旧費では304,702千円を増額補正しております。

今回の災害復旧費は、7月5日から8日にかけての豪雨により被害を受けました公共土木施設である道路の災害復旧及び農業用施設である水路の災害復旧のための経費を計上しております。

以上が歳出の内容であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

10款・地方交付税では2,708千円を増額補正しております。

14款・国庫支出金では126,994千円を増額補正しております。

内容としましては、緊急対策の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、公共土木施設災害復旧費などを計上するものです。

15款・県支出金では153,005千円を増額補正しております。

18款・繰入金では1,730千円を増額補正しております。

19款・繰越金では491,114千円を増額補正しております。

21款・市債では現年発生農業用施設災害復旧費などについて268,078千円を増額補正しております。

第2表 債務負担行為補正では、庁舎電話交換機等賃借料など3件につきまして追加を行っております。

第3表 地方債補正では、現年発生農業用施設災害復旧費など7件について追加及び変更を行っております。

なお、参考までに申し上げますと、本市が独自に取り組む緊急対策の第5弾までの合計額は1,297,936千円となります。その財源は、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,032,151千円、その他の国庫補助金207,074千円、県補助金31,084千円及び財政調整基金27,627千円で措置しております。

次に、議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、本市下水道事業について令和2年度より地方公営企業法が適用されたことに伴い、法適用の日の前日における令和元年度柳川市下水道事業特別会計決算において生じた引継金等を反映させるものであります。

予算の概要を申し上げますと、まず、収益的収入及び支出であります。既決の収入予定額に4,461千円を追加し、収入総額を866,376千円に、既決の支出予定額に9,731千円を追加し、支出総額を858,788千円としようとするものです。

次に、資本的収入及び支出であります。既決の予算において定めた補填財源の内訳を補正するものであります。

次に、特例的収入及び支出であります。法適用の前年度会計までの債権、または債務に係る未収金、または未払金が確定したことに伴い、既決の予算において定めた特例的収入及

び支出の金額を補正するものであります。

次に、議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定について御説明申し上げます。

柳川市民会館は、昭和46年の開館以来、柳川市の文化事業、成人式など、様々な事業が行われてきましたが、新たな柳川市民文化会館「水都やながわ」が12月に開館することに伴い閉館するため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

人事院規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例が創設されました。これに伴い、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染の可能性が高い業務に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正し、防疫等作業手当を設けるものであります。

次に、議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、行政財産使用料について新たに自動販売機の設置に係る基準を定めることにより、これまで屋内設置と屋外設置とで生じていた不均衡を是正するとともに、自主財源確保のため、入札によっても使用料の額を定めることができるよう条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

デジタル手続法の公布により行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号を通知する際に使う通知カードが令和2年5月25日に廃止されました。

本案は、これに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を徴収する必要がなくなったため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、柳川市立図書館の昭代分館会議室及び蒲池分館多目的室を無料で利用できる学習室に用途変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第75号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第10次地方分権一括法の公布に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、必要な改正を行うものです。

改正の内容は、子ども・子育て支援法第43条第2項が削られたことによる引用条項のずれ

を解消するものであります。

次に、議案第76号 市道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、私有道路の寄付採納に伴う1路線を新規認定するため、道路法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について御説明申し上げます。

本案は、大牟田市を中心とする4市2町の有明圏域において、圏域全体の住民福祉の向上及び地域の振興を図るため、定住自立圏を形成する協定を結んでいますが、その協定内容について一部変更する旨の協定を締結するものであります。

変更の内容は、新型コロナウイルス感染症などの大規模感染症発生や圏域内における災害発生などの社会情勢を踏まえた危機管理体制の強化、圏域内住民の環境意識啓発や再生可能エネルギーの促進を行う環境保全活動の推進、ICTの活用による行政の業務効率化を目的とした業務効率化の推進の3つの新たな取組を現在締結している協定に加えるものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いを申し上げます。

#### 日程第4 報告について

議長（樽見哲也君）

日程4．報告について。

報告第8号 令和元年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について及び報告第9号 専決処分の報告について（専決第9号 和解及び損害賠償額の決定について）市長の報告を求めます。

市長（金子健次君）（登壇）

報告第8号 令和元年度決算に基づく柳川市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定した各比率について本市監査委員の審査を経ましたので、同法の規定に基づき議会に報告するものです。

まず、同法第3条の規定による財政の健全化比率につきましては、令和元年度の決算を基に実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの比率を算定するものですが、全ての比率において国が定めた早期健全化基準の範囲内であります。

次に、同法第22条の規定による令和元年度決算に基づく資金不足比率につきましては、公営企業である水道事業会計及び下水道事業会計のそれぞれの資金不足比率を報告するものですが、いずれも資金不足額がなく、国が定めた経営健全化基準の範囲内であります。

次に、報告第9号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、柳川市クリーンセンター工場入り口自動扉と自動車との接触事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により令和2年7月21日付で専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

概要を申し上げますと、令和2年6月15日午前9時頃、柳川市クリーンセンターにおいて、同センター工場入り口の自動扉センサーが偶然にも相手側車両の隙間を通過したため、センサーが反応せず自動扉が誤って閉じ、同車両の左側サイドミラーに接触し、損害を与えたものです。

この事故に係る損害賠償額を41,932円と決定し、相手側と示談いたしたところです。

なお、損害賠償額は全国町村会総合賠償補償保険の保険金で補填しております。

以上、御報告を申し上げます。

議長（樽見哲也君）

以上で市長の報告は終わりましたが、この報告についての質疑は本日の本会議終了後の全員協議会でお願いすることにいたしまして、報告についてを終了いたします。

#### 日程第5 請願について

議長（樽見哲也君）

日程5 . 請願について。

本定例会に受理いたしました請願は1件であります。

お諮りいたします。請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本請願は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時50分 散会

# 柳川市議会第7回定例会会議録

令和2年9月9日柳川市議会議場に第7回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

## 2.欠席議員

なし



5 . 議事日程

日程（ 1 ） 議案質疑について

- 議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定について
- 議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について
- 議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定について
- 議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第75号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第76号 市道路線の認定について
- 議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

日程（ 2 ） 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	5 番 新谷 信次郎	1 . 新型コロナウイルス感染症に対する市内小中学校の対策について (1) エアコン能力の改善を (2) 就学援助特例措置について

順位	質問者	質問事項
1	5 番 新谷 信次郎	2. 災害時の避難体制と自主防災組織づくり (1) 避難行動要支援者の把握と避難対策 (2) 避難所の安全性は (3) 自主防災組織作りの現状と課題
2	7 番 菊次 太丸	1. コロナ禍における本市の各種施策と対策 (1) GoToキャンペーンについて (2) 接触確認アプリ普及について (3) 福岡県移住・就業マッチングについて (4) 柳川観光を活かした企業誘致について (5) 戦没者追悼式について
3	10 番 佐々木 創主	1. 柳川への定住促進と起業支援 2. 佐賀空港へのオスプレイ配備計画
4	13 番 高田 千壽輝	1. 7月の豪雨について (1) 市内の道路及び田畑の冠水の状況は (2) 雨量は (3) 今後の対策は 2. SNSの小中学生の利用に関する問題点 3. 立花家の家宝雷切丸・大石流について
5	15 番 矢ヶ部 広巳	1. クレジットカードでの納付を 2. 豪雨災害の被害の変化に注意喚起を 3. 遊興にふける職員の把握は

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

7日は台風10号の接近により、予定していた議案質疑を行うことができませんでしたので、本日は日程1を議案質疑について、日程2を一般質問についてといたしております。

日程第1 議案質疑について

議長（樽見哲也君）

日程1. 議案質疑について。

開会日に上程されました議案の質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、市議会会議規則第54条の規定のとおり、議題外の質問、また、

自己の意見を述べることをないようをお願いしておきます。

議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定についての以上7議案を一括議題といたします。

7議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、議会選出監査委員である三小田一美議員を除く20名で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は決算審査特別委員会を設置し、これに審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員である三小田一美議員を除く20名を指名いたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、ただいま指名いたしました20名の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

なお、本日、本会議終了後に決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の選出を行いたいと思ひます。

お諮りいたします。議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）について及び議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、総務委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）については、建設経済委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

次に、議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定について、議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第75号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての以上6議案を一括議題といたします。

6議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、教育民生委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は教育民生委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第75号 柳川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第76号 市道路線の認定について及び議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についての以上2議案を一括議題といたします。

2議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第76号 市道路線の認定については、建設経済委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は建設経済委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、総務委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本案は総務委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前11時11分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程 2 . 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

一般質問は、市の一般事務についてであり、この範囲を逸脱しないようお願いしておきます。

なお、市議会会議規則第54条の規定のとおり、発言は全て簡潔明瞭にされるようお願いしておきます。また、執行部も簡潔明瞭な答弁をお願いしておきます。

第 1 順位、5 番新谷信次郎議員の発言を許します。

5 番（新谷信次郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。5 番新谷信次郎です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

一昨日、九州を襲いました台風10号、被災された方にお見舞い申し上げますとともに、市長をはじめ、行政、消防の関係者におかれましても、対策本部設置、避難所開設、防災など御尽力されたことに感謝申し上げます。

台風が接近する二、三日前から、私ごとではございますが、東京の娘たちから、最大瞬間風速70メートル、これまでにない甚大な被害が予想されるというのに何で避難せんとかと、避難勧告、いや、避難命令を何度も言ってきました。そういうこともありまして、私も生まれて初めて蒲池中学校に避難し、一晚を過ごしました。体育館に入らやんやろうと思っていましたところ、エアコンの効いた多目的ホールに入ることができましたので、大変ありがたく思いました。

また、さきの令和 2 年 7 月豪雨においては、熊本県球磨村、人吉市などで83名が犠牲となり、2 人が行方不明です。犠牲となられた方に心より哀悼の意を表しますとともに、行方不明の方の一刻も早い発見をお祈りいたします。

これまでの経験、規模を上回る災害が頻発しています。さきの令和 2 年 7 月豪雨では、私の住んでいる北矢加部の村内の高齢女性は、うちがここに嫁に来て、こげんまで水の上がったこつは初めてやったと言っていました。しかし、柳川市では、大牟田市、久留米市など筑後地区のほかの市町村より被害が抑えられた理由に、先行排水があったことを西日本新聞、朝日新聞が取り上げました。一方、8 月 8 日、有明新報のコラム「むつごろう」には、大牟田市の令和 2 年 7 月豪雨災害では、悲しいことに 2 名の高齢者が亡くなりました。もしその方たちにきちんとした近所付き合いがあり、周囲に気にかけてくれる人がいたらどうだっただろうか。災害時には自助、共助、公助が必要になる。この災害を通じて共助の部分、地域の力が問われている気がしてならないと述べています。

こういうときだからこそ、防災・減災のために地域住民が一致団結して行動する自主防災会づくりについて昨年12月議会に引き続き一般質問を行います。

また、新型コロナウイルス感染症に対する市内小・中学校の対策についても質問します。

以後は自席にて質問を行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

5番（新谷信次郎君）続

まず、新型コロナウイルス感染症に対する市内小・中学校の対策のうち、市内小・中学校のエアコン能力の改善について質問します。

8月8日から24日までの夏休みが終了した後、学校の教室の室温、例えば、三橋中学校では、エアコンを入れても午後の室温が34度になったときがあるというふうに聞いています。職員室のコントロールパネルからは警報音が鳴りっ放し。私も実際、8月31日、三橋中学校を訪問しましたが、設定温度は26度、しかし、教室をのぞきますと室温は31度、あるいは32度、冷気はほとんど感じられませんでした。室内で授業を受けるぎりぎりの状態ではなかったかと思いました。職員室のコントロールパネルからは、やはり警報音が出ていました。

三橋中学校の理科室にはエアコンが3台設置してあります。その3台を使うとすぐ限界になり、設定温度を上げないとブレーカーが落ちるといいます。ほかの小・中学校でもエアコンの効果が上がらない教室があり、コントロールパネルからの警報音が頻繁になっているといえます。

学校ごとの電気料金の基本料金と使用料の内訳はどうなっていますか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

新谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在判明しております一番直近の令和2年7月分の電気料金について、時間の関係で中学校の分を申し上げます。

柳城中学校240,062円、昭代中学校223,527円、蒲池中学校241,048円、柳南中学校273,735円、大和中学校280,990円、三橋中学校239,483円、中学校6校の合計で1,498,845円となります。小学校は19校合計で申し上げさせていただきます。3,781,619円。合わせますと7月分の電気料金5,280,464円でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今、7月の電気料について中学校を中心に教えていただきました。

それで、三橋中学校は13学級382人で239,483円。これと比較するということで、柳南中学校では8学級の181名で273,735円、柳南中のほうが電気料は上回っています。それと、矢留小学校を事前に調べさせてもらいましたけれども、10学級201名で289,531円。ですから、三橋中学校より学級数や生徒数が少ない学校で電気料が高くなっている学校があります。

今お聞きしました三橋中、柳南中、矢留小での学校の基本料金と使用料を分けて答弁をお願いしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

7月の電気料金の内訳について申し上げます。

三橋中学校、基本料金91,563円、電力量料金117,561円、消費電力量は1万5,489キロワットアワー、柳南中学校、基本料金96,650円、電力量料金140,741円、消費電力量は1万8,543キロワットアワー、矢留小学校、基本料金84,015円、電力量料金は174,145円、消費電力量1万6,006キロワットアワーとなっております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

そうすると、基本料金、消費電力量が先ほど比較した学校でも異なっていますが、先ほどの比較した学校ごとで結構ですので、リミッターが異なっていないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

学校の今の電力につきまして基本料金がということなんですけれども、リミッターの契約電力ではございません。学校の場合は1年のうち最高出力が30分継続をいたしますと、その出力が後の1年間の基本料金の契約電力量というふうな形になります。この契約電力量の基本料金と実際にかかりました電気量にかかる料金との合計という形で請求をされているところがございます。このため、先ほどアラームが鳴っているというふうな話がありましたけれども、学校にデマンド計を設置いたしまして、あらかじめこちらで設定をした出力に達しますと警報が鳴るというふうな仕組みをつくっております。

各学校によりまして、施設の大きさ、教室の数、それから、多目的室の大きさとか、そういった開放的な部屋があるかどうか、こういったものの大きさでかなり条件が異なっております。なかなか一律にクラス数とか児童・生徒数とかにより難しいところがありますので、学校ごとに事情に応じて設定をしているというのが実情でございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

学校での電気料金の設定の仕方について教えていただきましたけれども、それでは、さきの比較した学校のデマンド計の数値、それについて教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

三橋中学校89キロワット、柳南中学校100キロワット、矢留小学校115キロワットとなっております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

学級数が多い三橋中学校のほうが、デマンド数値が柳南中学校、矢留小学校に比べると11キロワットから26キロワット低いということが今の答弁で分かりました。これはどういふことでしょうか。その理由を教えてくださいということと、三橋中学校の場合、例えば、デマンド値を上げて基本料金が一段階上がったら、電気料金はどのようになりまふでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

設定数値の根拠でございますが、矢留小学校、柳南中学校におきましては、かなり広い天井の高い多目的室がございます。こちらのほうにもエアコンが設置をされております。多目的室を利用する場合に、通常の普通教室だけの学校と同じような設定をいたしますとすぐにアラームが鳴るといふうな現状がございますので、大きな多目的室、矢留小学校もなんですけれども、そういうものを持っている学校につきましては数値を高めに設定しているといふうな実情がございます。

それから、現在、三橋中学校の契約電力は約90キロワットということで、基本料金が91,563円となりますが、1段階といふか、1キロワット単位で設定をされるということでもありますので、1段階といふのはございませぬが、仮に10キロワット上がったということになりますと、基本料金が101,737円ということで、月額で10,174円、年額で122,088円、基本料金だけで上がるといふうなことになるまふ。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今までの説明をお聞きしますと、大きな多目的ホールがある場合にはデマンド値、基本料金、それを上げて対応しないとエアコンの能力に限界が来るといふことですからけれども、多目的ホールといふのは、その日のうち、しょっちゅう使うわけではないですね。三橋中学校の場合には、生徒たちがふだん朝から夕方まで使う普通教室、あるいは特別教室、そういうところで30度を超える室温の中で授業を受けているわけです。

ですから、室温28度以上に上がる学校は、基本料金が上がってもエアコンのリミッター、デマンド計の数値を上げてほしいと思ひますけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在のデマンド計といふシステムにつきましては、電気料金の増加を防ぐために設定をいたしております。小・中学校の空調につきましては、まずは適正に利用していただきたいといふうに考えておるところでございますが、電気料金のほうも削減に努めなければなりません。先ほどから申し上げておりますように、契約電力量が最高出力を上げた月の翌月からその分が適用されるといふうな状況になりますので、学校のほうにはピークを抑えるような運用をお願いしているところでございます。具体的には、暑くなつてから一斉にエアコンを入れますと最高出力がきゅつと上がると。そうしますと、翌月からの電力料金に大きく跳ね返るといふ事柄がございますので、学校のほうにはできるだけピークを避けるために涼

しいうちからエアコンを稼働させる。全力で回ることがないように、換気のほうも一斉に学校で換気をしない、そういったお願いをしておるところでございます。

とはいうものの、なかなか暑いということでありましたら、こちらのほうに申出をしていただきまして現地のほうを確認いたしまして、調整していきたいというふうに考えています。児童・生徒の健康、それから、教育環境の確保に支障が出るというふうな状況であれば、こちらのほうも対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

前向きに対応していきたいということで、ぜひそのようにお願いしたいところですが、やはり室温が28度以上、あるいは30度を超えている場合があるわけです。コントロールパネルの警報音が鳴るということは電気料金を抑える役目をしているでしょうけれども、児童・生徒の教育環境としては、健康上、支障を来す可能性が非常に高くなっていると思います。

それで、もしこういうふうに支障を来しているとするならば、学校現場の状況を聞き取りするということですが、聞き取りはどなたにしますか。私としては、ぜひ実際学校現場に行って現認するのが一番だと思いますけれども、どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

支障が出ているという場合には学校から相談をしていただくということになりますが、当然こちらのほうといたしましては、管理職に聞き取りを行った上で、現場の現認も併せてさせていただきたいと思っております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

先ほどの三橋中学校のデマンド値、基本料金、これは10キロ上げて柳南中学校や矢留小学校と大体電気料金としては同等になるということであれば、三橋中学校のほうのデマンド値、基本料金を早急に上げることは可能ではなからうかと思えます。

そういう点をぜひ具体的に点検していただいて早急な対応をしてもらいたいと思えますし、総じてエアコンの基本料金を上げてでも児童・生徒の命と学習権を保障すべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校におきましては、児童・生徒に対して適切な水分補給を促すとともに、全小・中学校の普通教室、特別教室に設置しておりますエアコン、これを適切に利用いたしまして、教室での熱中症の防止に努めていただいております。先生方のほうが気象状況に応じてきめ細かい運用を今現在していただいておりますおかげで、幸いなことに教室では児童・

生徒の熱中症については現在のところ発生をいたしておりません。

教育委員会といたしましても、児童・生徒の健康、安全確保は最優先事項と考えております。そのことに対しまして問題が発生をしているということであれば、真摯に対応したいというふうに考えております。

今後とも児童・生徒にはできるだけ快適な教育環境を提供できるように努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

各学校の室温状況、それと、デマンド値や基本料金も併せて各学校にも公表をしていただいて、それぞれの学校での検討がより具体的に、そして、早急に改善されるようお願いしまして、この件についての質問を終わります。

引き続き、就学援助の特例措置についてお聞きします。

7月の臨時議会において就学援助の特例措置が認められました。現在の申請の状況について教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

今回の就学援助制度の特例措置の実施につきましては、お知らせ等々を配布いたしまして、8月31日までに申請された場合、8月分からの就学援助費を支給することといたしております。

この申請の状況につきましては、8月末までに添付書類の提出待ちというような状態も含めると6件申請があるような形になります。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

6件の申請のうち、実際特例の対象となるのは何件ということになりますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在、判定作業を行っておるところでございますので、具体的に何件というのはお答えができないところでございます。

なお、6件のうち、現在2件がまだ判定に必要な書類が出されておられません。申請者に提出をお願いしておりますので、この2件につきましては、書類がそろい次第の判定という形になるかと思えます。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

ということは、つまりこの6件は就学援助特例の支給に向けて判定作業を行われているという確認でよろしいでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

未提出の2件につきましては、まだ聞き取りだけの状態ですので、何とも言えないところですが、6件は認定されるのではないだろうかというふうな予測はしております。ただ、確定は申し上げられません。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

みやま市のほうも就学援助の特例措置を取ることになりましたけれども、受付期間が9月25日まで、また、支給については4月に遡って認定を行う特例措置を実施というふうになっております。

柳川市においても受付期間の延長をお願いしますと同時に、4月に遡っての支給の実施をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

みやま市さんのほうでは最大4月に遡ると。原因が何月に発生したか、いつ仕事を失ったとか、そういう事情にもよると思いますが、最大4月に遡るというふうな状況は聞いておるところでございます。

お知らせ等で記載をいたしておりますけれども、申請につきましては8月31日を過ぎましても随時学校教育課で受付を行っております。ただ、認定されました場合の支給対象期間につきましては、感染症の影響により家計が急変した時期が世帯によって異なるため、非常に判断が難しいという部分がございます。また、通常の本来的な就学援助費につきましても、現在、受付をした翌月支給というふうな形で運用をさせていただいております。こうしたことから、就学援助の規則に基づき、通常の見学援助費と同様に支給を認定した日から適用するというふうな取扱いをさせていただいております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

時間の関係もありますので、1点ですね。この就学援助特例措置については、3月24日に文部科学省から通達が出されているということをお知らせしておきたいと思っております。その時点で市が対応していただければ、4月からの支給も可能ではなかったかと思っております。

以上、エアコン能力の向上、就学援助特例措置は柳川市の教育行政の姿勢が問われることになっているのではないのでしょうか。教育長の見解をひとつお願いいたします。

教育長（沖 毅君）

新谷議員の質問にお答えいたします。

まず、エアコンの使用についてでございますが、常日頃から私、小・中学校の現場のほうを子供たちの様子をしっかりと見るということで回っております。また、この熱中症、今年、大変暑うございましたので、この時期、7月等は時間があれば学校のほうに出向いて子供たちの様子を見るということに努めてまいりました。暑い中で子供たちは一生懸命頑張ってい

る、また、エアコンは効いておりますけれども、コロナ対策で換気もありますので、少し気温が上がったりという状況は見てきております。

このエアコン使用につきましては、電気料金の削減に努めながら、必要なときは適正かつ有効に使用することで児童・生徒の健康や教育環境の確保に努めてまいりたいと思います。各学校の申出があれば、また検討していきたいというふうに思っております。

また、就学援助制度の特例につきましては、今後も随時学校教育課で受付を行っておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、現在、経済的に困りの家庭につきましては、ぜひ御相談をしていただきたいというふうに考えております。

また、支給対象期間につきましては、4月に遡及して支給できないかということでございますが、現在の取扱いのまま、柳川市立小中学校児童生徒就学援助規則に基づき、通常の就学援助費と同様の取扱いをさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

新型コロナウイルス感染症による経済・雇用状況が非常に厳しくなっている状況において、児童・生徒の学習状況に格差が生じることがないように強く訴えて、この質問を終わります。

次に、9月1日は防災の日でした。災害に備える自主防災組織づくりをどう進めるかについて質問いたします。

7月20日、22日、23日、26日、4日間、大牟田市災害ボランティアに私も参加しました。ボランティアセンターには柳川市職員も支援に入っておられました。御苦労さまでした。

ボランティアの内容は、床上浸水した家屋の片づけを行いました。その現場で、大牟田市三川地区地域包括支援センター生活コーディネーターの方から話を聞きました。こういう話でした。ボランティアセンター以外でも地域包括支援センターで38件の片づけを済ませました。しかし、高齢者宅で入院、入所していて留守宅への連絡がつかず、自宅は放置状態になっている。ほぼ1か月たっているような時期です。民生委員さんと共に情報を集約しているところです。地域ハザードマップに事前に高齢者、あるいは高齢者で入院や入所している方、ひとり親家庭、障害を持っておられる方などの家を把握しておく必要があったというふうに言っておられました。また、避難所が冠水したり、行けなかったりしたこともあります。今回、避難できた高いところにある避難所をチェックしたり、段ボール仕切りやベッドを用意しても市職員が組み立てることができなかった例もあったということです。大きな被害が出た大牟田市における貴重な指摘です。大牟田市の経験を通して、柳川市の防災について見直すという意味でも質問をしていきたいと思っております。

まず、避難体制、避難所の在り方について、市全体の避難行動要支援者の把握はどうなっていますか。

また、大牟田市職員の方が指摘した被災時のチェックのために、高齢者で入院、入所して

いる留守宅、高齢者独居宅、障害者がおられる世帯、そういうところの把握ができていますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

新谷議員の御質問にお答えいたします。

避難行動要支援者の安否確認や避難支援に活用するため、高齢者の方につきましては、民生・児童委員の皆様の御協力を受け、避難行動要支援者名簿への登録の呼びかけを行い、名簿を作成しております。この中で、独り暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯と、あと、本人から申出のあった障害者については把握をしております。しかし、高齢者が入院や施設に入所しているかどうかまでは避難行動要支援者の名簿では把握できておりません。

ただし、それぞれの地域で民生・児童委員の皆様が把握されているところもありますので、その情報を地域での避難支援や安否確認など、いわゆる共助に生かされております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

7月6日の朝、私は行政区内の独り住まいの高齢者に避難の声かけをしました。午後には同じ私の行政区の高齢者の方を蒲池農村環境改善センターに送りましたが、その改善センターに避難された高齢者の中でタクシーで来られている方もおられました。送迎の安全性や責任を考えますとタクシーが安心かもしれません、行政区に自主防災組織があれば、要支援者への声かけ、避難所への送迎も可能です。

そういう意味で、高齢者等、要支援者の実際の避難をどう進めるか、つまり避難行動要支援者名簿の人を誰が、いつ、どうやって避難所へ避難させるかが各地区で具体化されているでしょうか。

総務課長（武田真治君）

高齢者や障害者などが実際に避難するため、避難を呼びかけ支援する協力員を決めている者の割合であります個別計画作成率が現在のところ25%です。昨年が24%でしたので、ほぼ横ばいというような状況でございます。

今後の避難行動要支援者への避難支援強化策といたしましては、自主防災組織などの地域の共助の力がなくては行政だけではなかなか難しいと思っています。したがって、自主防災組織の組織化、また、組織化後の活動の支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

せっかく避難行動要支援者の名簿ができていても、その方をいつ、誰が、どこへ避難させるかという具体的な行動計画、個別支援計画ができていなければ絵に描いた餅にしかありません。そういう意味で、今、総務課長もおっしゃられたように、そういう点で実動できる自

主防災組織がぜひ必要だと思えます。

さて、昨年12月議会において、柳川市における自主防災組織づくりについて一般質問したときの回答は、平成24年度に市内19の地区、つまり校区に自主防災会を設立。地区社会福祉協議会を自主防災組織として位置づけていただくよう、地区社協会長をはじめ、役員の皆様に当時の安全安心課から働きかけをしまして全地区で設立の運びとなった。社会福祉協議会をもって自主防災組織としているとの答弁でした。

高齢者等、避難行動要支援者の実際の避難体制、避難所の安全性や運営など多岐にわたる課題に社会福祉協議会をもって自主防災組織としているという体制で対応できるのでしょうか。

総務課長（武田真治君）

地区社会福祉協議会が主体となった自主防災組織でも、防火訓練を実施するなど実質的な自主防災活動を行っているところもあります。ただ、平成24年以降、具体的な取組がなくなったり、あまり取り組まれなかったりしている地区もあります。

現在は改めて実質的な自主防災会の組織化の支援や働きかけを行ってきたところです。その結果、本年度、東宮永校区自主防災会が設立され、設立総会が本年8月1日に開催されております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

地区社会福祉協議会が主体となる防災組織というのは、やはり有名無実になってきているということではないでしょうか。

そういう意味で、時間の関係で予定していた次の質問を1つ飛ばしまして、今、総務課長もおっしゃられた実質的に動き出す自主防災組織づくりの現状と課題として、同じく昨年12月議会で私のほうから、校区自主防災組織は、行政区長がリードし、公民館、地区社会福祉協議会など地域の各種団体が一致団結しないと地区防災の役割を果たせないのではないかと意見を述べました。

六合校区、東宮永校区で自主防災組織ができていますので、その組織づくりについて質問いたしますが、まず、東宮永校区自主防災会発足の経過について教えてください。

総務課長（武田真治君）

東宮永校区自主防災会の設立につきましては、市から自主防災会組織化の働きかけを行い、区長会長や公民館長の理解を得まして、平成31年2月から協議を始められました。その結果、平成31年4月には行政区長会長を会長といたしまして、公民館長や地域の各種団体を会員といたします東宮永地区自主防災組織設立協議会を発足していただきました。この協議会においても市も支援しながら勉強会や協議を重ねられ、令和元年11月には地元から50人参加の設立準備会議が行われました。そして、設立総会を本年5月16日に予定されていましたが、新

型コロナウイルス感染症の影響で延期され、本年8月1日に開催をされたところです。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

今の答弁の中で、東宮永校区の自主防災会の設立に取りかかった当初、区長会長や公民館長の理解が必要だったということを確認したいと思います。そして、今現在、行政区長会長が自主防災会の会長となっているということですので、やはり各校区における自主防災組織づくりのためには、区長会、あるいは区長会長がリードして設立に取りかかる必要があるのではないかと思います。

次に、校区のさらに小さな単位である行政区単位の危機管理、避難体制づくりの状況は把握していますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

行政区単位の危機管理、連絡体制づくりの状況はということですが、市で全部の行政区の状況を把握しているわけではありませんが、幾つかの行政区活動は把握しております。例えば、東宮永団地では団地の集会場を避難所とされており、ふだんから危機管理体制を取っております。今回の新型コロナウイルス感染症の影響においては避難所用のパーティションを手作りされたり、あとは土のう作りをされたりしております。

また、蒲池地区の南本村行政区、北本村行政区では、両行政区長や民生・児童委員が中心となり、本村地区の避難行動要支援者を対象とした危機管理体制についてを作成されております。その中で、市が警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、区長が第1次避難所開設の連絡を受けたときは本村公民館を避難所とすることとされており、また、要支援者を対象とした支援体制や連絡体制を構築されております。

このような先進的な取組につきまして、市としても教えていただきたいと思っておりますし、また、いろんなそういう情報を収集したいと考えております。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

校区の自主防災会の土台は、行政区の危機管理体制、防災会であるということを確認しておきたいと思っております。

それで、今後、自主防災組織づくりの要点として、各校区で自主防災会をつくっていく場合、六合や東宮永をモデルとして、区長会がリードして地区各種団体をまとめる。そして、東宮永団地、本村、蒲池地区は鹿島地区など、ほかの行政区でも避難体制づくりが進んでおりますけれども、そういうところをモデルとして行政区ごとの避難体制づくりを進める、そういう今後の進め方をしたらどうかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（武田真治君）

先ほども申しましたけれども、今後の防災対策は、自主防災組織などの地域の共助の力が

なくては行政だけではなかなか難しいと思っております。特に、今回、東宮永校区の自主防災会が設立されましたので、これを東宮永モデルとして具体的な自主防災会設立の経過、あるいは会則、組織など、そういったことを他の校区の行政区長さんにも紹介していきたいと考えております。また、先ほど答弁しました東宮永団地や蒲池地区の南本村行政区、北本村行政区の先進的な取組についても紹介を行っていききたいと思います。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

そこで、今後の自主防災組織づくりと同時に、校区まちづくり協議会についても、校区まちづくりで目指すことの中に大規模災害に備えるということが入っております。自主防災組織と校区まちづくり協議会がどちらも校区内団体をまとめるということは基本的に共通しています。自主防災組織づくりを進める上で、校区まちづくり協議会につなげることはできないでしょうか。どうでしょうか。

総務課長（武田真治君）

校区まちづくり協議会につきましては、柳川市校区まちづくり推進計画に沿って、校区まちづくり協議会制度の構築と協議会設立の推進に取り組んできたところです。その結果、このたび令和2年8月27日に柳川市で最初の校区まちづくり協議会、豊原校区まちづくり協議会が設立されました。この豊原校区まちづくり協議会では、今後の目標として自主防災組織づくりが掲げられております。また、校区まちづくり協議会と自主防災組織は組織的にもよく似ておりますので、自主防災会が設立された東宮永地区には今後校区まちづくり協議会の設立を推進していくなど、連携した自主防災組織の育成や校区まちづくり協議会の推進を図っていききたいと思います。

以上です。

5 番（新谷信次郎君）

想定を上回る災害が頻発している中、各校区、行政区の防災会づくりを訴えていく、そういう必要性がますます重要視される時期ではないかと思えます。東宮永校区の自主防災会づくりについて、自主防災会の会長をはじめ、役員の方にも直接お話を伺いましたが、東宮永校区においても、やはり最初に住民の方に自主防災会づくりの必要性をぜひ認識してもらいたいということで勉強会を開いて、さあ、30人ぐらい来なはっじゃろうかというふうに関心されていたら、何と倍以上の80名以上の方が出席されたというふう聞いております。ですから、組織づくりと同時に、校区、行政区の住民に自主防災会づくりの必要性をぜひ強調して訴えてもらいたいと思えます。

最後に、昨年12月議会においても市長のほうに自主防災会づくりについての見解を伺いましたが、今回、本当に避難行動要支援者の方が避難所に避難できる具体的な実動できる自主防災会づくりを進めるという意味で、昨年12月議会よりさらに一歩踏み込んだ取組を

期待して、市長の見解をお願いしたいと思います。

市長（金子健次君）

新谷議員の質問にお答えしたいと思います。

これまで自主防災組織づくり等についてのいろんな御提言をいただきまして、誠にありがとうございます。また、お話の中で大牟田市の災害ボランティア活動をされたというふうにお聞きをいたしました。柳川市も現在、来年3月まで職員を派遣するようになっていますし、今日まで災害直後から60名の職員を派遣して、いろんな形で活動しているところでございます。現在、福岡県市長会の副会長をしておりますけれども、福岡県でも応援をするという立場に立っております。

それでは、災害に備える自主防災組織づくりについての市長の見解をとということについてお答えをさせていただきたいと思います。

7月豪雨では、各地で過去最大の雨量を記録いたしました。大牟田市をはじめ、多くの被害が発生したところでもございます。本市でも8年前の平成24年7月の九州北部豪雨を大きく上回る豪雨ではなかったかと思えます。

しかし、樋門・樋管の管理人の皆様や地元水路委員の皆様の御協力によりまして先行排水を行うことができました。特に、排水機場の管理人さんには昼夜を分かたず排水ポンプを稼働していただいたおかげで、周囲の自治体のような大きな被害を免れました。御協力いただきました皆様にこの場を借りて心から感謝をいたしたいというふうに思います。

市長として災害のないまち柳川への思いで、これまで河川堤防の強化、排水機場の整備などハード面の対策と、市民の皆様の御協力による先行排水や自主防災組織の育成などソフト面の対策、これら両面での防災対策に取り組んでまいりました。しかしながら、近年は何十年に一度という、これまで経験したことのない豪雨や台風などの災害が全国で頻発しております。このような災害に備えて、数十年という長期の視点で地域での防災の取組を継続することが望ましいと考えております。そのため地域での防災活動の位置づけを明確にいたしまして、持続可能な活動とするため自主防災組織づくりが重要だと考えております。

本年8月に東宮永校区自主防災会が設立されたところです。この先進的な取組を他の校区や行政区に広げていきたいと思っております。改めて自助、共助の要であります自主防災会の活動を支え、継続的な取組が自らできるように支援してまいりたいと考えているところです。

以上です。

5番（新谷信次郎君）

ぜひ実動できる自主防災会づくり、これは水防法や防災基本計画にダムや堤防などの施設では防ぎ切れない災害を前提に、自助、共助によって自らの命は自ら守る自主防災組織づくりというのがうたわれています。六合校区、東宮永校区の自主防災会も災害発生時には情報

収集・伝達班、出火防止・初期消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班、資材・備品等準備管理班で組織され、平時においても防災知識の普及啓発、防災訓練の実施も行います。これまでの地区社会福祉協議会頼りの自主防災組織では、とてもこのような実動をすることはできません。

そのことを反省点として、先ほど申しました実動できる、要支援者が必ず避難所へたどり着ける、そういう自主防災組織づくりについて市としても全力を挙げて取り組んでもらいたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして新谷信次郎議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時30分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、7番菊次太丸議員の発言を許します。

7番（菊次太丸君）（登壇）

皆様こんにちは。7番、公明党の菊次太丸でございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

質問に入る前に、今回の台風10号によりお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、世界保健機関が新型コロナウイルス感染症のパンデミックを3月11日に表明してから、はや半年が経過しようとしております。まずもって感染者の治療に全力で取り組んでいただいている医療従事者、そして、日頃より感染拡大防止に御協力をいただいている全ての柳川市民に対しまして心より感謝を申し上げます。

今回は、新型コロナウイルス感染症に対して不安を感じている皆さんがいかにして不安を払拭し、社会機能の正常化ができるかを共に考えていきたいと思っております。今、私どもは経済をV字回復させ、ウイズコロナの「新しい生活様式」の中で安心をして生活できる環境をつくり出していけるかが問われております。

今回の私の質問は、大きくはコロナ禍における本市の各種施策と対策であります。そして、その根底には、柳川の観光産業が市内外の皆さんに安心感を持って受け入れられるのかというのが1点、2点目には、これまで力を注いできた観光が雇用を生み出し、移住・定住、企業誘致につながっていくかというものであります。

壇上からは以上でございます。質問は自席にて行いますので、どうぞよろしく願いをい

たします。

7番（菊次太丸君）続

政府の観光需要喚起策、Go To トラベルがスタートいたしました。Go To Eatのキャンペーンも今後進んでいくと思いますけれども、柳川市でこれを取り組まれる登録件数を教えてください。

観光課長（山田秀太君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

まず、Go To トラベルキャンペーンにつきましては、先ほど議員おっしゃいましたとおり、ウイズコロナの時代におけます「新しい生活様式」に基づきます旅の在り方を普及、定着させるために7月22日から実施されております。

御質問の市内事業所の登録につきましては、観光庁のホームページで確認いたしましたところ、9月1日現在で旅行業者が4社、宿泊事業者が9施設となっております。

次に、Go To Eatキャンペーンでございます。

報道によりますと、購入額の25%分を上乗せいたしました地域限定の食事券の発行事業が早い地域で今月中にも開始される見通しになったところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

やはりこの取組を成功させるための鍵、これは安心感、これがキーワードになると思っております。安心して柳川を訪れてもらうことが大事であります。誰もが安心して柳川市内の店舗等を利用できるよう、それぞれの事業者が感染予防対策にしっかりと努めていかなければなりません。そして、その取組をしっかりとやっていることを観光客や市民の皆様には伝えるように工夫をしていかなければならないと、このように考えております。取組と伝え方が重要であります。

これまで柳川市の支援としては、がんばる応援金で支援をしておりますので、引き続きその成果が求められるところでもあるわけです。

本市には様々な業種の形態があり、観光に携わるところだけを対象にした対策では不十分なのは言うまでもありません。それ以外の事業者全てに感染拡大防止の取組に御協力いただかなければなりません。既にその取組を実施されている事業者が大半ですが、柳川市として再度お願いをするとともに、その御協力に対して感謝の意を表することは大事なことでないかと思っております。

とりわけ感染の拡大を抑制するのが難しいとされる業種もあります。そのことについては市民は不安を感じておりますし、事業者自身も不安であろうかというふうに思います。このお互いの不安解消のためには、柳川市として営業するに当たってのガイドラインを策定して全事業所に徹底していく、そういう取組が必要ではないかというふうに思っております。今

後の取組についてお伺いをいたします。

観光課長（山田秀太君）

議員御指摘のとおり、市といたしまして中小事業者の皆様に対しまして、がんばる応援金事業を実施し、支援を行ってまいりました。事業者の方々につきましては、ウイズコロナ、アフターコロナの感染症防止対策に取り組んでいただき、コロナ禍前の状況に一日も早く回復しようと懸命に頑張っておられますことに感謝申し上げたいと思います。

一方で、コロナ感染症の対応に苦慮されていらっしゃる事業者がいらっしゃるということも聞き及んでおります。

市といたしまして、先月、8月18日から4日間、おもてなし柳川市民会議主催で食品事業者等の衛生面を指導していただいている県のHACCP推進アドバイザーの井口久美子先生を講師にお招きしまして、川下り事業者、飲食店を対象とした基本的な対策についてのセミナーを開催いたしまして、85人の参加をいただきました。

議員御指摘の事業者ごとの個別のコロナ感染症対策につきましては、柳川商工会議所や柳川市商工会の御協力の下、相談員派遣制度を御案内いたしました。できることから始める対策を引き続きお願いしてまいりたいと考えております。

市といたしましても、今後ともお客様が安心して御利用いただける環境づくりを官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。川下り業者、そして飲食店と、85名の方が参加されてセミナーを受けられたということでございました。また、個別にも相談員に入っていて、していただいたということでございますので、今後ともまた引き続きこのような取組をよろしくお願いいたします。

今回のGo To キャンペーンによって感染拡大地域から多くの方が柳川を訪れることとなります。この人の流れによって、柳川でも感染が拡大するのではないかと不安の声が聞こえております。柳川を訪れていただく方に対しても、柳川市民に不安を与えないように御協力をしていただかなければならないと感じております。これは観光客に限ったことではなく、柳川市民に対しても店舗等を利用する際には御協力をいただきたいことでもあります。

店舗等の入り口には、マスクの着用、消毒液の利用を促すところが多くあります。悲しいことに、店舗等を利用する方の中にそれに御協力いただけない方もたまにお見かけをしますけれども、やはり店舗側がしっかり対応していくよりほかないと、このように思います。

現状として、入り口付近に貼り紙等がされていない、そういう店舗もあるようです。そこは徹底していく必要があるのではないかというふうに思っております。利用者に対して協力を促す取組と、事業者が取り組んでいる対策が一目で分かるようにしなければ安心感を得ら

れない、このように思っております。対策をどのように取られますでしょうか。

観光課長（山田秀太君）

議員御指摘のとおり、感染防止対策につきましては、事業者の皆様、お客様双方の御理解と御協力が不可欠であるというふうに考えております。

このため、議員御承知のとおり、ホームページでありますとか広報紙などで3密防止でございますとかマスクの着用、手指の消毒などの周知、呼びかけを行っているところでございますが、さらなる対策といたしまして、お店側に対しまして福岡県のチェックリストに基づきます対策を実行していただく店舗に対して、感染防止対策取組宣言店というステッカーの製作を行っておるところでございます。このステッカーを御覧いただいて、お客様が安心して御利用いただけるように、関係団体の御協力をいただきながら配付する準備を進めております。

さらに、お店側がお客様に協力をお願いしたいという個別の項目につきましては、今、インターネットで無料でできるピクトグラムという絵文字などがございますので、そういったところでお客様に御理解いただける方法を工夫してまいりたいと、周知を図っていきたくと思っております。

いずれにしましても、市内の関係団体の皆様と協力して、市民やお客様、お店の従業員の皆様の安全・安心の確保は重要な取組でございますので、感染防止対策につきましては、できることから実践していただけるような環境を整えてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。柳川市の全事業者さんに、先ほど紹介していただいたこのステッカーが貼れるような取組にさせていただきたいというふうに思っております。そして、感染拡大防止取組宣言市の柳川として、お客様を迎え入れられるような、そういう柳川にしたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

これは答弁は要りませんが、要望です。Go To トラベルでのホテル予約状況を見ますと、全国的に高級旅館に人気が集まっているようです。利用客にとって割引額が大きくなるお得感がそのようにさせるのかもしれませんが、これまで柳川ブランドの確立を目指して、1人当たりの観光消費額を伸ばす取組をしていただいておりますが、現在行われている取組が将来を見据えて目標に近づいているのかどうかという確認は常に必要だと、このように思っております。今の現状として、コロナ禍の中で3密を控える、避ける営業にあっては、客単価が上がっていかねば、これまでの日常を取り戻すことは決してできません。このことを念頭に置いて、今後の取組を行っていただきたいというふうに要望をいたします。

では、前回の質問の中で、にぎわい創出のための土地利用について御検討いただくように

お願いしておりました。これは国土交通省が規制を緩和して、歩行者が通行するための十分なスペースが確保できれば歩道にテラス席を置いて営業ができるというものでしたが、今回、新型コロナウイルス感染症対策として、飲食店の3密回避のための措置として、さらに緩和をされたようであります。

3密を回避しながら営業を継続し、なおかつ利用者に安心をしていただける規制緩和だというふうに思っておりますが、その内容について教えてください。

建設課長（中村正光君）

菊次議員の御質問にお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症による道路占用許可の緊急措置内容につきましては、地方公共団体及び地域住民が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用について許可基準を緩和するものでございます。

許可の条件といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であることや3密の回避等に対応すること、仮設施設の設置であることなどのほか、道路構造、または交通に著しい支障を及ぼさない場所など、十分な歩行空間が確保できることや利用に当たり施設付近の清掃等に御協力していただくこととなっております。

議員お尋ねの前回までの規制緩和と違う点でございますけれども、この条件を満たす場合、11月末までの期間限定ではありますが、占用料が免除されるというものでございます。

なお、12月以降の対応につきましては、期間中の状況を踏まえ、検討されるということです。以上でございます。

7番（菊次太丸君）

では、その条件が満たされる場所、具体的にどこなんですか。そして、その地域からの要望というのは上がっておるんでしょうか。よろしくをお願いします。

建設課長（中村正光君）

お答えします。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店などの路上利用における緊急措置につきましては、地域を限定するものではなく、先ほど御説明いたしました条件を満たせば許可の対象となります。

具体的な場所といたしましては、まず、柳川駅西側の柳川駅前通り線の一部区間や駅東側のホテルルートイン前の下百町線、あと、国道443号の西鉄踏切から蒲船津西交差点区間、有明海沿岸道路側道の蒲船津西交差点からゆめモール柳川入り口付近までの区間などが考えられますが、現時点ではその地域からの要望は上がってきておりません。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

地域からの要望が上がっていない原因としては、やはりその情報を知っておられないとい

うことが一つの原因ではないかと思えます。

先ほど11月までの期間限定ということをごさいましたけれども、12月以降、こういったこと  
を利用されたいということであれば、柔軟にまた対応していただきたいなというふうに  
思っております。

この周知徹底と柔軟な対応についてどのようなお考えをお持ちであるか、答弁をお願いし  
ます。

観光課長（山田秀太君）

議員御承知のとおり、この事業の事業主体が地方公共団体である場合と商店街など民間団  
体と地方公共団体が連携する場合の二通りがございます。いずれも飲食店のニーズの把握で  
ございますとか連絡調整の作業が必要な制度でございます。

したがいまして、まずは沿道飲食店の皆様のニーズの把握に努めて、周知方法につきまし  
ては、民間団体や関係機関と協力しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

柔軟な対応については答弁がなかったんですけども、柔軟に対応をしてくださるよう  
によろしくお願いいたします。

そして、コロナ禍にあって、本当に苦しい状況の中で営業されてある方にとっては希望で  
あると思うんですね。新たなチャンス、これも生まれてくると思っておりますので、しっか  
り周知に努めていただきますよう、これはよろしくお願いいたします。

では次に、接触確認アプリ普及について質問いたします。

既に9月1日号の広報「やながわ」で掲載がされておりましたけれども、まだまだ御存じ  
でない方が多いようでありますので、そういう意味で、周知ということで簡単にこのアプリ  
についての説明をお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

新型コロナウイルス接触確認アプリとは、新型コロナウイルスの陽性者に自分が知らない  
間に接触したことが分かるスマートフォンアプリです。これは厚生労働省が管轄しているア  
プリで、コンタクト・コンファーマーミング・アプリケーションを略してC O C O Aと呼ばれて  
おります。このアプリをインストールすると、新型コロナウイルス感染症の陽性者と過去14  
日間に1メートル以内、15分以上の接触をした可能性がある場合にアプリにより通知が送ら  
れてきます。通知が送られてきた際に自分の症状や周囲の方の状態を入力すると、帰国者・  
接触者外来などの連絡先が表示され、検査の受診などの案内がされます。

このアプリを利用することで新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性が素早  
く分かり、検査の受診など、保健所、医療機関のサポートを早く受けるための方法が分かる

といったメリットがあります。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございました。やはり市民の方たちの不安解消、そのためには個人が陽性者との接触があったのかなかったのか、それが確認できるということは、かなり大きいかなというふうに思います。

感染防止の効果を出すためには、アプリの普及率が人口の6割に達していなければならないとの専門家の意見もあります。だからこそ多くの人に知っていただきたいわけでありまして、そして、活用をしていただかなければならないわけでありまして。

そこで、さらなる広報での周知とアプリを取得された方の情報拡散をお願いする取組が必要ではないかと、このように思います。

そして、もう一点重要なことは陽性者の登録率です。陽性者が確実に登録していただかなければ、この効果を発揮するのは難しいと感じております。今後の対応についてお伺いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

議員が言われますように、COCO Aは利用者が多いほど効果が高まる仕組みとなっております。また、COCO Aはプライバシーに強く配慮しており、厚生労働省ではこのアプリを多くの方が利用し、陽性であった場合の情報を正しく早く入力することで、国民全体の感染拡大を防ぐことにつながられるとしております。

したがって、今後、時期を見て全市民向けの啓発を再度検討するとともに、陽性者に対しましては、保健所を通じ、アプリへの登録を促していくようお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。今後、市民、市職員の皆様方におかれましても、このアプリ取得、これを100%目指していただきますようよろしくお願いいたします。

では、移住・定住の課題について質問をさせていただきます。

コロナ禍において、都市部から地方への移住に関心を持つ人が増えているようでございます。内閣府の調査によると、東京23区に住む20代のうち、地方移住に関心を持つ人は35.4%でした。非正規雇用の人では、かなり高い数値で表れているようでございます。テレワークの導入が進んだことも一因ではありますが、移住に関心を持った動機は、このほかにも地震などの災害リスクの回避、子育ての環境、望んでいる生活スタイルの実現など、様々な要因があるかと思っております。これらのことは企業においても同じことが言える部分があるようです。今回のコロナ禍が地方移住への関心につながっているのは間違いないようです。

地方創生が叫ばれて久しいわけですが、人の流れの転換を柳川市が本気で目指しているのが大事なことであります。柳川の子供たちの約半数が柳川で暮らし続けたいと思っております。そのためには、仕事、子育ての環境、教育や防災、住居などの様々な課題を解決していかなければなりません、私は柳川の子供たちが望めば柳川で暮らし続けていくことができる、そんな柳川にしたい、このように思っております。住んでよし、訪れてよし、そしてまた、それに加えて移住してもよしの柳川にしたいというふうに思っております。そのために、現状と課題を把握したいと思っております。

これまでの移住実績を年齢別に教えていただきまして、どのように分析をされてあるのか、お尋ねいたします。

企画課長（池末勇人君）

菊次議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、移住者という公式の数値がございませんので、転入者数でお答えをしたいと思います。

平成25年度から令和元年度までの7年間でいいますと、平成25年度から順に、1,808人、1,783人、1,701人、1,711人、1,824人、1,770人、1,897人となっており、多少増減はございますけれども、1,800人前後で推移をしているというところです。一方、転出者につきましては、平成25年度から順に、2,211人、2,121人、2,140人、2,031人、2,001人、2,097人、2,139人と、2,100人前後で推移をしているところでございます。この転入者と転出者の差が社会減少となるのですけれども、毎年300人前後が減少をしているということになります。

社会減少の傾向は、年度ごとの変化が少ないので、令和元年度で課題を言いますと、年齢別ではゼロ歳から9歳までで80人増加しており、子育て世帯が転入してきていることが分かります。一方、20歳から29歳は261人減少しておりまして、大学進学や就職を機に転出されていることだと考えられます。

また、男女別で見ますと、20歳から29歳では男性が105人減少、女性が156人の減少と、女性の社会減が多く、結婚により市外に転出する人や女性が求める職種が市内にないために転出が多くなっていることが考えられます。男性は30歳から49歳で40人の増加となっておりまして、子供の小学校入学などをきっかけとした住宅購入や農漁業等の家業の後継者としてのUターンが考えられます。

出生数も昨年度は407人と過去最少となっており、若い女性の転出を抑制し、安心して子育てができる環境整備が課題と考えております。

以上です。

7番（菊次太丸君）

今のままの施策、これを打ち続けていった場合というのは、300人ずつ柳川の人たちが流出をし続けていくということであったかと思えます。そして、若い女性がこの柳川に残って

いこうとした場合、仕事であるとか自分が活躍する場がないということがこのデータによって明らかになったのではないかなというふうに思います。

仕事を柳川で作り出していくことは確かに重要なことでありますので、ここで企業誘致について質問をさせていただきたいと思います。

これまでの企業誘致の考え方としては、まとまった土地として農地を適地として選定して進められてきたというふうに思っております。ただ、農振農用地ということが課題でありまして、そのことが企業誘致の高いハードルになっていることは依然として変わらない現実であります。443号バイパスの農振除外については、平成28年9月議会において課題であることが共通の認識でございました。このことが解決をしない限りは、ある程度広い土地を必要とする企業誘致というのは実現できないのではないかなというふうに私は考えてまいります。

これまでの実績と今後の取組についてお伺いをいたします。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

これまでの企業誘致の取組といたしましては、市外からの企業誘致及び市内企業の規模拡大を図るために、先ほど議員が言われましたとおり、国道443号バイパス沿い、国道385号沿い、有明海沿岸道路インター沿い、ピアス跡地などの13か所を企業立地用地適地として選定しながら企業立地を推進してきたところでございます。

その中で、国道385号沿いに運送業を営む地元企業がコンビニエンス向けの保管サービス業務、また、農業肥料の保管サービス業務に使用するための倉庫を建設し、本年1月から事業が開始されております。

また、企業立地用地適地13か所以外の土地ではございますけれども、水産物の卸、加工及び販売を展開している柳川ブランド認定事業者がお土産品として新しく開発をしました商品の製造工場を建設して、今年6月から事業が開始されているところでございます。

菊次議員から御指摘のとおり、農振除外という課題はございますけれども、今後も企業立地用地の適地として選定をいたしました13か所の企業誘致についても引き続き進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

私は勘違いをしております、今まで市外からの誘致も取り組んでおられるのかと思いましたが、市内を重点的にやっておられたということでございました。今後は市外からの誘致にも力を入れていかなければならないというふうに思っております。

今回は柳川観光を生かした企業誘致について御提案させていただきます。

これまで柳川市は観光に大きく力を注いできました。にもかかわらず、観光産業が移住、定住、企業誘致を三拍子そろって実現していく産業としては位置づけをされていなかったん

ではないでしょうか。にもかかわらず、近隣の皆さんは誰もがこの柳川市を羨んでおります。柳川には他の自治体にはない有明海、そして、城下町の掘割の風景があります。柳川らしい企業誘致とは何なんだろうかと考えたときに、今まで磨き上げてきた観光の力を使わない手はないと、このように思っております。

掘割の風景そのものを生かす旅館業や観光地ならではの製造業、それを販売する拠点など、観光柳川でしかできない事業を市内外から呼び込むのは実に柳川らしい企業誘致ではないかというふうに思います。ぜひ検討をしていただきたいと思いますと思っておりますが、どうでしょうか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

議員のほうから、今後の企業誘致については、柳川の風景や観光資源等、柳川の魅力を活用する企業の誘致について検討すべきではないかと、そういう御質問でございました。

観光地であります本市において、新しいお土産品の開発、製造、柳川産品の販売拠点、また民泊、そういった新しい観光産業の創出を図ることができれば、観光客の増加はもとより、市内雇用の安定と商工業の振興と、そういったものに寄与していくものと考えているところでございます。

今後は観光産業における市外企業の誘致や市内企業の新規事業への挑戦、また、規模拡大の支援策、こういったものについて検討をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

7番（菊次太丸君）

新しい方向での企業誘致、そこに目を向けて検討していただくということでございますので、どうかよろしく願いをいたします。

次に、移住と就業とのマッチングについてお伺いをいたします。

とある企業の社長さんの話ですが、有効求人倍率が下がって地方移住に関心が高まっている今ならば優秀な人材の確保もできるのではないかと、そのように考えたそうです。そこで、マッチングサイトを検索したところ、福岡県移住・就業マッチングサイトを見つけたそうです。しかし、柳川市は登録をしていなかったため、残念がっておられました。

まずはこの事業について教えてください。そして、今後この事業を取り組んでいかれるのかいられないのか、そのことについても教えてください。

企画課長（池末勇人君）

菊次議員から御指摘いただきましたサイトにつきましては、福岡県が運営する移住・就業マッチングサイトのことだと思います。

簡単に概要を申し上げますと、移住・就業マッチングサイトは、福岡県が令和元年10月から運営をしており、東京23区等で5年以上就業していた方がサイトに登録された特定の企業に就職し、趣旨に賛同した市町村に住むことになった場合に最高1,000千円を移住者に交付

するというものです。

登録される企業は県が指定する成長産業分野の企業のみとなっておりますので、希望する全ての企業が登録できるものではありません。また、事業実施前に県から参加の意向調査が行われましたけれども、本市は年度途中だったこともあり、検討すると回答をしておりました。しかし、移住者への交付要件及び企業の登録要件が厳しく、現時点でも参加をしておりません。

なお、昨年度は6か月の運営ですけれども、この事業を利用した移住者はいないということでございます。

あわせて、議員のほうから今後の方針というようなこともお話がありましたので、今後、関係課と協議をいたしまして、参加に向けて検討していくということで考えております。以上です。

7番（菊次太丸君）

ありがとうございます。参加に向けて検討をしていくということで前向きに考えていただきまして、ありがとうございました。全くやらなければ可能性はゼロなわけでありますから、一歩でも踏み出していただいたことは大変にうれしく思っております。

現在、全国で移住相談会をオンラインで開催している自治体が多くあるようでございます。福岡県では前年と比べて約1.5倍以上の相談があっているようです。これまで移住と仕事とのマッチングを別々に考えていた自治体も方向修正するところが増えているようです。

これは企業誘致になるんですけれども、サテライトワーク支援事業を行っているうきは市では、事業所の設置を検討する事業者を対象に、下見をする際には宿泊費やレンタカーを助成するようにしております。また、接触確認アプリで過去14日以内に感染者との接触がないかの確認を取っている自治体もあります。

移住相談があった後の対策や支援も整えて、他自治体に後れを取らないようにしていただきたいというふうに思っております。

オンラインで開催している移住相談会について、この本市の取組についてお伺いをいたします。

企画課長（池末勇人君）

企画課のほうからお答えをしたいと思います。

今、移住相談会の本市の取組というふうなお話でしたけれども、来月、ふるさと回帰フェアというものがございまして、そちらのほうには参加をする予定にしております。毎年、相談会のほうには参加をしておりましたけれども、今回初めてオンラインでの参加を行う予定です。

以上です。

7番（菊次太丸君）

来月参加ということで、柳川というのは観光都市として全国でもやっぱり名をはせているというふうに思っております。そして、観光に全く関係のない他自治体にこの相談件数が負けるというのが僕個人としては本当に悔しい。もしそうなれば悔しく思うんですけども、ですから、そういった意味で、この相談件数、ここにはこだわっていただきたいなというふうに思っておりますけれども、その部分についてお伺いいたします。どうでしょうか。

企画課長（池末勇人君）

何せ今回初めてオンラインの相談会に参加するものですので、まずは参加をしてみて、いろんな課題が浮かび上がるとは思いますけれども、それを修正しながら、また次回につなげていきたいと思えます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

それはこの相談件数にこだわっていく、そういう取組をしていくということで私は受け止めましたので、今後ともよろしく願いをいたします。

今回、移住、そして、就業、定住、企業誘致について議論をしていく中で、これらを個別に考えているのは課題の解決にはならないと、このように強く感じました。各所管がそれぞれの課題を整理して、柳川市として明確なビジョンを打ち出す必要があるんじゃないでしょうか。そのためにはワーキングチームをつくって議論していただきたいと思えます。そして、明確になったビジョンを力強く推し進めていく新たな組織も必要ではないかというふうに思っております。そうしなければ、責任の所在がはっきりしない場当たりの縦割り組織の弊害が出てくるんじゃないかなと、このように思っております。今回はこれを提案とさせていただきますので、ぜひ検討をしてください。よろしく願いをいたします。

最後の質問となります。

戦没者追悼式について質問をさせていただきます。

戦没者追悼式がコロナの影響で規模を縮小しての開催と聞きました。初めて追悼式典に参列させていただき、追悼吟詠を聞いたとき、その世界に引き込まれ、感動したことを覚えています。恒久平和への思いと行動を次の世代にも確実に伝えていかなければならないと、このように決意をいたしました。それと同時に、このすばらしい伝統芸能を次の世代にも残していきたいと、素直にそう思いました。

戦後75年を迎え、遺族も高齢化して、参列者も減少していきます。柳川の子供たちが参列して平和への思いを継承してくれるならば、戦没者遺族の皆様がどれほど喜んでくださるでしょうか。また、追悼吟詠にしても、子供たちの手によって行われるならば、文化の継承に御尽力されている指導者にとって、どんなにうれしいことでしょうか。幸いにして、この柳川には大会で優秀な成績を収める子供たちが育っているようであります。新しい文化会館で行う追悼式典に子供たちが参加して次の世代へのバトンを引き継いでくれるならば、こんな

にうれしいことはありません。

子供たちの参加について前向きに検討をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、どうでしょうか。

福祉課長（内田 猛君）

議員の御質問にお答えいたします。

今年度の柳川市戦没者追悼式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から規模縮小と時間短縮にて開催いたします。会場をこれまでの柳川市民会館の大ホールから第1会議室に変え、参列者の方も来賓、遺族会役員、遺族代表の方々など30名程度で、参列者全員のマスク着用、入室の際の体温チェックと手指消毒、間隔を空けた座席など、感染症予防対策を講じた上、開催する予定といたしております。

戦没者追悼式につきましては、戦没者の慰霊とともに、平和の祈念という性格のものであり、今の平和が貴い犠牲の上にあること、そのことを次の世代へ伝えていくことも我々の責務であると思われるため、今後も続けていくべきものと思っております。

今後につきましては、これまでの式典を検証しながら、内容や会場を検討してまいりますが、子供たちの参加という御提案につきましては、若い世代への平和への思いを継承する重要な意味を持つものと思っておりますので、学校など関係機関との協力を得ながら十分検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

生涯学習課長（新開文隆君）

吟詠の魅力には、詩歌に親しむことにより正確な文字や美しい言葉を覚えること、また、歴史や文学の教養が豊かになり、生活に潤いができるなど、多くのメリットが期待できます。

今後もこれまで同様、社会教育施設での場の提供など、吟詠を含め文化継承の支援を引き続き行っていきたいと考えております。

また、戦没者追悼式への参加につきましては、関係部署と協議を行いながら協力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

7番（菊次太丸君）

やはり子供たちには、なかなか学校教育の場だけでは、この雰囲気、生で味わっていただかないと分からないところであろうと思っております。私自身も初めて参加をして、そのように思ったわけありますので、これから関係各課、そして、関係団体の皆さん方にしっかりとお話をしていって、しっかり継承していくという思いを伝えていただきながら、御理解をしていただくような取組で、よかったら来年からでもすぐにでも始めていただけるように取り組んでいただきたいというふうをお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして菊次太丸議員の質問を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時18分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、10番佐々木創主議員の発言を許します。

10番（佐々木創主君）（登壇）

佐々木創主でございます。質問に先立ちまして、先日の台風10号において被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本日は柳川市への定住促進と起業支援、佐賀空港へのオスプレイ配備計画の2点について質問させていただきます。

さて、9月となって、台風9号、一昨日の10号と相次いで大型の台風が九州に接近してまいりました。10号では柳川市で最大瞬間風速40.9メートルを記録しました。大きな被害は出なかったものの、今後、農作物への塩害の発生が心配されます。

そして、新型コロナウイルスも収まる気配が見えません。これから秋、冬、インフルエンザの季節を迎える上で、ウイズコロナ、コロナ感染対策を講じながら、いかに日常生活を送っていくのか、私たち一人一人に問いかけられている課題であります。そういう中、新たな生活スタイル、仕事のやり方、社会との関わり方を模索する動きも出てきています。

ところで、コロナ禍以前の課題として、少子高齢化と人口減少、地方からの人口流出、大都市への人口集中、都市と地方の格差が大きな問題となっており、多くの地方都市がまちの特性を生かしたまちづくり、人の呼び込み、知恵と工夫を凝らした地域活性化に取り組んでいます。

柳川市は平成17年の新市誕生当時7万6,000人だった人口が現在では6万5,000人と、15年間で1万1,000人も減少しています。平均すると、毎年700人ずつ減少していることとなります。いかに人口減少に歯止めをかけ、人を呼び込んでいくのか、地場産業、地域経済を支え、まちを活性化していくのか、喫緊の課題であります。

そういう中、起こったこのコロナ禍、働き方が変わり、あえて人口密度の低い地方での勤務体制、そして、暮らしを志向する動きも出てきています。

そこでまず、お尋ねします。

令和元年度の柳川市の流入・流出口、そして、その年代、性別、世帯の数についてお尋ねします。よろしく願いいたします。

企画課長（池末勇人君）

佐々木議員の御質問にお答えをしたいと思います。

令和元年度の転入・転出人口でお答えさせていただきます。

まず、転入者ですけれども、男性が971人、女性が926人、合計で1,897人となっております。年齢区分で見ますと、ゼロ歳から14歳までの年少人口は291人、15歳から64歳までの生産年齢人口は1,499人、65歳以上の老年人口は107人となっております。

次に、転出者ですけれども、男性が1,032人、女性が1,107人で、合計の2,139人となっております。年齢区分で見ますと、ゼロ歳から14歳までは222人、15歳から64歳までは1,807人、65歳以上の老年人口は110人となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

今のデータを含めて、先ほどの質問のやり取りでも出ておりましたが、じゃ、現在の柳川市における在住されている方々の産業別、年代別のデータをお願いします。

企画課長（池末勇人君）

佐々木議員の御質問にお答えいたします。

産業区分の年代別の就業人口ですけれども、平成27年の国勢調査で御紹介をしたいと思います。

農業従事者は2,040人、漁業従事者が1,277人、製造業従事者が7,665人、非製造業従事者が2万316人です。また、その平均年齢でございますけれども、農業従事者が61.3歳、漁業従事者が53.8歳、製造業従事者が48歳、非製造業従事者が46.5歳であり、全体の平均は48.1歳であります。

なお、60代以上の方が占める割合は、農業従事者が62.3%、漁業従事者が40%、製造業従事者が23%、非製造業従事者が18.7%でありました。

最後に、農業従事者のうち専業、兼業の割合ですけれども、平成26年の農林業センサスでは専業が25.8%、兼業が74.2%でありました。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

ありがとうございました。今御答弁いただいたんですが、地場産業と言われておる農業、漁業ですね、一般的に製造業、非製造業、恐らく勤めてある方々の割合が大きいと思うんですが、自営といいますかね、第1次産業の従事者の方々が非常に平均年齢が高いと。漁業はだんだん高齢者がやめていく。後継者、農業に比べて少しは平均年齢が低いという数字をいただいたわけなんです。それで、流入と流出、先ほどの議論にありましたが、これは柳川に限らず、全国の地方都市が我が市に来てくださいますと様々な取組をやっておりますが、柳川市の定住支援、出ていかないように、そして、新たに来てもらうように、定住支援策、それと、その実績を御答弁願います。

企画課長（池末勇人君）

企画課のほうからお答えさせていただきたいと思います。

昨年度の移住支援策につきましては、住宅を購入された45歳以下の方に50千円の商品券を交付するU - 45マイホーム取得支援事業や、市内の中小企業を活用して住宅の修繕を行う場合に工事費の10分の1、上限100千円を補助する住宅リフォーム事業補助金、また、中古住宅を仲介する住まえるバンク等を行っております。

昨年度の活用につきましては、U - 45マイホーム取得支援事業につきましては133件、住宅リフォーム事業補助金につきましては32件、住まえるバンクにつきましては5件の実績が上がっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

今、数をおっしゃっていただいたんですが、市外から来た人と市内、これは全て市外からですか。

企画課長（池末勇人君）

これは全て市外からというわけではありません。市内の方も対象になっております。

以上です。（「内訳を」と呼ぶ者あり）

内訳につきましては、U - 45マイホーム取得支援事業につきましては市外からと市内からと半々程度という形になっております。すみません、申し訳ありません。

10番（佐々木創主君）

それぐらい準備しとってくださいね。

市内の方でも、市内に住宅リフォーム、そういうのを活用していただくのは結構なことなんですが、ただ、いろんな自治体の例を見ると、大盤振る舞いではありませんが、非常に手厚い支援、ふるさと元気応援基金と同じレベルで比較するわけじゃないんですが、サービス合戦と。うちは隣の自治体よりもこんないい支援策がありますよと、隣がするなら、うちももういっちょプラスしようかと、そういう傾向にもあって、とめどない。そういった意味で、やはりまちの特性、それと、まちのよさ、教育でありますとか子育て支援とか、様々なことを当然複合的にやっていかないといけないんですが。

それと、コロナ以前から地方に行って地方で暮らしながら事業を立ち上げるとか、新たに農業に取り組むとか、いろんな動きが出てきておりますし、そういう支援策も来ております。

まず、起業支援策、起業というのはなりわいを起こす起業ですね、その支援策と具体例、実績を教えてください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

それでは、お答えをいたします。

本市の商工業における起業支援策といたしましては、起業・創業セミナーの開催、新規創

業者への支援事業補助金の交付、起業者へのアドバイザー事業を実施いたしております。

起業・創業セミナーにつきましては、起業を志す者が起業のために必要な一般的知識を身につけていただくことで、円滑な事業立ち上げを支援するものでございます。平成30年度と令和元年度の2か年間の実績でいきますと、62名がこのセミナーを受講されております。

新規創業支援事業補助金につきましては、先ほど申し上げました起業・創業セミナーを受講された者が市内で起業する場合に、起業時の初期投資の一部を補助することで円滑な起業を支援するものでございます。平成30年度と令和元年度の2か年間で申しますと、31名が起業をされているところでございます。

その内訳でございますけれども、31人の内訳だけ答えさせていただきます。

宿泊業が1人、それと、飲食業が15人、サービス業が8人、卸・小売業が3人、医療関係が3人、製造業が1人と、そういうふうになっております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

その方々は全て市外の方ですか。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

基本的にはほぼ市内だと思います。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ほとんどが非製造業。先ほど企画課長から産業区分をおっしゃっていただいたんですが、非製造業、1次産業以外ということですよ。

それで、一般的に、例えば、宿泊であるとか、飲食であるとか、サービスとか、そういうのを自分で立ち上げようとなると、全く知識も経験もなく、ゼロから始めるというのはなかなか難しい。恐らく学校を卒業して就職をされ、その中で経験をし、ノウハウを培い、そして、人脈をつくり、そういう中でそういう制度を活用し、地域を見、ここでこういうなりわいが成り立つんじゃないかという中で、恐らく30とか40、それぐらいで一念発起してやられるというケースが多いと思うんですよ。

それで、先ほどの産業区分。そうすると、1次産業はどうなのかと。農業、漁業は柳川市の基幹産業というわけでありましてけれども、じゃ、新規就農する場合、その支援策はどういうふうになっているのか、それと、実績を教えてください。

農政課長（木下 隆君）

佐々木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、新規の就農者が就農するパターンといたしまして、毎月1回、第2水曜日に福岡県普及指導センターやJA柳川営農部と連携いたしまして就農相談会を実施しております。まず、そちらのほうにぜひ一度御参加いただき、アドバイスを参考に農地の確保と農産物の品

目を検討してもらうことが必要となっております。その後、栽培技術と経営についてのノウハウを新規就農支援者会議等で行っている研修会で習得していただくというような流れでございます。

その新規就農者の実績でございます。過去の実績についてお答えをいたします。

この新規就農者の支援として始まりました給付金事業については、本市は平成26年度から給付を開始しております。平成26年度が10人に対し15,000千円、平成27年度が13人に対し19,500千円、平成28年度が20人に対し29,200千円、平成29年度が27人に対し36,330千円、平成30年度は28人に対し37,600千円、令和元年度は24人に対し34,050千円、令和2年度の予定が28人に対し41,720千円、合計で延べ41人に対し213,400千円を給付しております。

この新規就農者の方が栽培しておられる農産物は、生産額の多いほうから、イチゴ12件、ナス4件、アスパラ20件、その他5件となっております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

このところ20人、30人にも届きそうな数の方々がそういう支援策を これは毎月150千円の給付金でしたっけ。ちょっとその辺の支援策の中身を具体的に答弁ください。

農政課長（木下 隆君）

毎年1,500千円で、最長5年間、合計7,500千円が支給されます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

ある意味、生活費ということですね。そういう理解でいいですね。（発言する者あり）そこをちゃんと。これは基本的なことだから、きちっと説明してください。

農政課長（木下 隆君）

就農直後の経営が不安定な時期に施設整備費等を支援する支援金でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、新規に立ち上げてやると。それで、先ほど品目、栽培技術云々とか、そういうのを学んでいただくと。最初から投資をして営農を始められるわけじゃないでしょう。その辺のところをよく説明してください。

農政課長（木下 隆君）

まず、就農支援会議のほうで選定をいたしましたアドバイザーのところ半年なり行かれて就農技術を習得されるというパターンもございますし、福岡県農業大学校のほうに半年なり1年行かれて技術を学んでこられるという方もいらっしゃいます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

その間、じゃ、そういう指導員というか、そういうところで研修というかね、技術指導を受けながらと。その間の生活費はどうなるんですか。

農政課長（木下 隆君）

人材投資資金を活用されたり、中には自分の貯金を取り崩して就農に向けて準備をされるというケースもございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、先ほど毎年二十数人、30人近くの方々が最大5年間の年1,500千円ずつ支援を受けてやっていたらということなんですが、その方々は全く農地を持たない素人なのか、既に家族、お父さんなり、じいちゃんなり、土地があって別品目を作っていたら、将来は後継者としてプラスアルファ新しい品目の栽培を目指してこういう支援を受けていたらいいのか、その辺を教えてください。

農政課長（木下 隆君）

農地の確保につきましては、知人や親戚などのついでで御本人で既に確保しておられる場合もございますが、中には全く縁故関係もなく、農地のほうを探すところから出発をされるという新規就農者の方もいらっしゃいます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

いや、私が聞きたいのは、もともと自分の育った家が農業をやっておった家なのか、子供の頃から米作りだ、いろんなそういうのを見、経験をし、手伝いもし、それで、別の勤めをして、ああ、やっぱり自分も家に帰ってきて、その土地を含めてプラスアルファでしようという人なのか、自分は家も農業に全然関係ない、それで俺は農業で土をいじって、そういう仕事をやりたいということで来ている人なのか、その辺を教えてください。

農政課長（木下 隆君）

昨年の相談会の事例で申しますと、22件相談がございました。その中で、農地の確保ができていたというか、後継者の方は三、四名、残りは一から就農しようという方でございます。

以上です。

10番（佐々木創主君）

じゃ、田んぼも何もないんですね。相続する権利もない人たちですね。（「はい」と呼ぶ者あり）分かりました。

そうすると、先ほどその方々が現在取り組んでおる品目、イチゴ、ナス、アスパラ等々、施設園芸ですね。5年間の支援がありますけれども、どれぐらいの広さの田んぼを確保して、例えば、イチゴ、単一品目で飯が食えるのか。それで、例えば、そろそろ付き合っている彼女とも結婚して子供を持っていいなと、それぐらい生活費をしっかりと捻出できるなど、将来

が展望できるなというのは大体どれぐらいかかりますか。

農政課長（木下 隆君）

新規就農をされた場合でイチゴの場合ですと、20アールを作付されまして、その翌年はちょっと無理かもしれませんが、その翌々年にはあらの収益で5,700千円、それから、施設のリース費用であるとか必要経費を除いた金額で夫婦2人で約2,000千円の所得ということで見込んでおります。

以上です。

10番（佐々木創主君）

あらで5,000千円。ただ、勤めの人、それと、他業種の自営業の人、その辺とは売上げと所得の割合が違うと思うんですが、あらで今言っていたいたんですけれども、夫婦で2,000千円ずつ。それはちょっと聞き逃したんですが、それは所得ですかね。所得で4,000千円と。（発言する者あり）2,000千円、1経営体で。1経営体で2,000千円、なかなか大変ですね。子供を持って、幼稚園、保育園、学校。

それで、イチゴという例でおっしゃっていただいたんですが、イチゴだけ、農地も全く縁もゆかりもないところから世話をさせていただいて、20アール、2反ですか、それでずっとやっていけるんですかね。

農政課長（木下 隆君）

大変厳しい状況だろうと考えます。

ただ、この所得の中には先ほど申し上げました1,500千円の給付金等が入っていないと考えておりますので、それとあと、近代化資金等を融通されてやっていただいているというふうに認識しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

それで、柳川市内にある圃場、農地、これはほとんどが認定農家、もしくはそうでない方々は集落営農組織に加入をされて、特に、兼業、市の職員の皆さんにも田んぼを持っているらっしゃる方はいらっしゃると思いますが、当然、営農組合に加入して作ってもらっている。そうなってくると、新規就農して技術も、よし、やるぞとなったときに、農地の確保というのはなかなか大変じゃないかなと思うんですが、その辺の仕組みはどういうふうになっているのか、教えてください。

農政課長（木下 隆君）

農地の確保についてでございます。

農地の確保については、基本的に御本人さんで縁故関係等を伝えていただいで確保していただいているところでございますが、この農地が個人の財産であることから、農地の所有者の方としては、貸し出すに当たり、耕作者の人柄や実績が分からないという状況ではなかな

か貸し出せないという人が多うございます。農地を仲介する機関が浸透していないのは、このようなことに原因があると思われま。とても残念なことでございますが、縁故が全くない方については仲介を行う制度や機関というものが現在ございません。

以上です。

10番（佐々木創主君）

先ほどの質問でも、定住とか、就業、移住、そういうシステムというか、県にあると。制度が云々とか、高いとか、そういうのがないとか、例えば、大分県の竹田市とか、ああいう移住に積極的に取り組んでいるところというのはきめ細やかにワンストップで窓口をして、衣食住、教育、それと、地域とのつながり、それをつなぐ、そういうことをしっかりやっているんですね。

そういった意味で、もちろん技術がまず基本だと思いますけれども、やる気を持った若者が柳川に来て、そして、とよのか、非常にすばらしいブランドですが、それで結局駄目やったというのではあまりにも悲し過ぎる。そういういろんなネットワークがあって、柳川に行ってもなかなかそういうことは無理ですよ。

地方に行って子供たちを伸び伸び育てて、私の知り合いに福岡の中央区に娘さんが嫁がれて、それで、たまに実家に娘さんが子供たちを連れて帰ってくる。福岡に帰りたがらない。なぜか。大通りは自転車で危ないから。公園もない。公園がなくても、もちろん注意はしないといけないですが、広々して、あっちこっち遊んで、泥だらけになって、子供たちが、別に誘導しているわけじゃなくても柳川が大好きと。そういう環境で子供たちを育てたい、そして、自分も自立したいという中で、そういう若者の希望を実現できるシステムは大きな課題じゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。どうしますか。

農政課長（木下 隆君）

ただいまの御質問にお答えをいたします。

今後、課題と私どもが捉えておりますのは、やはり高齢化による後継者不足、それに伴いまして新規就農者の確保が大事だと考えております。それから、農地と、それに、高額な初期費用をどういうふうに取り扱っていくかということでございますので、まず、新規就農者の確保については、チャレンジファーマー支援事業のトレーナー制度や農業次世代人材投資事業などを積極的に活用いたしまして、高額な初期費用をなるべく抑えるように、そして、何よりもわかる農業、稼げる農業ということで、研究会と特産品づくり協議会という農政課で所管している団体がございまして、そちらのほうでも新規作物等を調査研究しておりますので、新しい品目づくりに努力をしていきたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

木下課長、厳しいことを申し上げましたが、ただ、大きな課題ですよ。

じゃ、別の観点からいいますと、先ほど兼業、認定農家ですね、それと、営農組合の割合をおっしゃっていただいたんですが、そこに認定農家、専業が25.8%ですか、兼業農家が74.2%。兼業農家というのは当然三十幾つある集落営農組織に入っていると。じゃ、認定農家と集落営農組織、年齢割合、その中心になっている方々の年齢はどうなんですかね。

農政課長（木下 隆君）

認定農業者連絡協議会の組織のデータで申し上げたいと思います。

20代の方が1人、30代が19人、40代が37人、50代が59人、60代が72人、70代以上が44人ということになっております。

あと、法人化のほうでございますけれども、年齢構成が40代ぐらいから60代、70代ということではいらっしゃると思うんですけれども、農事組合法人の総会等に出席をさせていただきますと、よくおっしゃるのが、うちの若手はもう既に60代やんのうとおっしゃいまして、特に、農事組合法人の高齢化というのは進んでおるのではないかと認識しております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

認定農家でさえ70代、80代もいらっしゃる。20代は1人と。集落営農組織、60代が最若手だと思いますよ。ほとんどが70代、80代。この議員の中にも農業をやっていらっしゃる方はいらっしゃいますが、そういう中で、新たに農業を目指す以前に、これまで柳川農業を支え、これからも支えていこうという方々の年齢、年代ですね、まさしく一般社会以上に高齢化が進んでおると。じゃ、その方々の子弟なり関係者が農業を目指すのかと。実情を知っているからこそ、余計に敬遠するというような傾向になるんじゃないかなと。

そういった意味で、先ほどの農地と意欲のある若者のマッチングといいますか、若者が自分で縁故をたどって探さんといかんと、これはひどいですよ。そういった意味では、ここにも農業をやっている議員もいらっしゃる。農業をやっていなくても、地場産業をしっかりと継承して維持していく、そういった意味では、そういう営農組合、地域に交わってその若者をしっかり育てて守り立てていく。その中で、本人の取り組む品目、それと、地域に根差して連携をしてお互いが助け合っていく。山奥の寒村に若者が都会が嫌になって移住してきた。村中で大歓迎して育てていこうと。平成元年当時は高齢化率が20%でした。ところが、その当時は高齢化率が25%を超えると、これは地域がもたんと。この筑後地区で25%を超えていたのは矢部村だけなんです。はあ、矢部村は大ごとじゃのうと。ところがどっこい、柳川でさえ30%近い。32年前はそういうふうに言われていた。これから10年後、20年後の人口推計、そういった意味で、地域をいかに支えていくのか、土地をいかに維持していくのか、地場産業を維持していくのか、これは重要なことであります。

そういった意味で、先ほどのワンストップじゃありませんが、縦割りを超えて、しっかりそういう窓口をつくっていく必要もあると思います。

それともう一つ、時間がなくなりましたが、1次産業で漁業、ノリの売上げというのは非常に柳川の全業種の中でも生産性が高いというか、柳川市の税収にも大きく影響するんですが、高齢化率、年代構成というのはどうなっていますかね。

水産振興課長（横山誓市君）

佐々木議員の御質問にお答えします。

年齢構成ですけれども、ノリ漁家の平均年齢としましては、令和元年漁連ベースで56.2歳となっております。

以上でございます。

10番（佐々木創主君）

じゃ、ノリ漁家を言ってもらったんですが、現在、協業化して数人で協業でやっていらっしゃる方と、依然、三ちゃんではないでしょうが、単一の家族でやっていらっしゃる所、それぞれの別の数字はありますか。

水産振興課長（横山誓市君）

ノリの協業化数でございますけれども……（「いやいや、年齢」と呼ぶ者あり）年齢は協業者全体の平均年齢は把握しておりませんが、最新の協業体の例でいきますと、平均年齢48.3歳となっております。

10番（佐々木創主君）

そうすると、全体で56歳で、協業化は48歳ですから、協業体のほうが若いと。やっぱり意欲のある人たちが将来を見据えて、単一でやるよりも一緒にやろうと。それはそうですね。ノリをやるに当たっては、船でさえ最低30,000千円、ノリ機械30,000千円、もろもろを含めると億単位の金がないとですね。それもずっと更新していかないといけない。最近は特にスケールメリットと申しますかね、とにかく数を上げてやっていくんだというやり方です。

じゃ、このノリにしても、私もノリの生産者に知り合いの方が多いんですが、年間を通して家族だけでできんと。人を雇っていないと、ましてやその人にノリの時期だけ来てくれと申しても来てくれんと。年間を通じて給料をやらんと来てくれん。ましてや働き方改革ではありませんが、それなりに福利厚生のことも考えてやらんといかん。そういった意味では、協業体の中には法人化をして、そういうところまでしっかりやっていらっしゃる方もいらっしゃると思いますし、当然、ノリ漁家、俺げん娘はノリ屋にやろうごとなかというノリ屋さんが多いと聞いておりますけれども、やはりノリ産業を維持していく上でも、先ほどの農業じゃありませんが、その辺の体制と申しますかね、協業者の中で1人抜けたと。そしたら、その中でノリですずっと働いて、若手で、アルバイトじゃないですが、来ていた人をその中に経営者として仕立てていくとか、そういった意味で、保障を含めたノリで安心して生活できるんだという体制整備が私は必要だと思います。当然これは漁協、漁連、県なりの支援も必要ですし、その辺との連携が重要だと思いますので、よろしく申し上げます。

それで最後に、もう時間もなくなりましたので、コロナによって地方に移住しよう、地方で勤められるような体制をうちの会社はつくりますよ、そういう動きがあるんですが、先ほども少しありましたが、市の取組をお願いします。

副市長（酒見勇次君）

佐々木議員の質問にお答えいたします。

議員の御指摘のとおり、今回のコロナ禍で、若い世代を中心に地方への移住意欲が高くなっております。これは満員電車での通勤をはじめとする都会の過密状態から抜け出したい思いや、テレワークの普及により場所にとらわれない働き方が早急に進んだことによって、通信環境さえあれば、都会に住まなくても仕事ができる、豊かな自然環境の中で子育てをしたいなど、都市在住者の意識の変化が進んだものが要因だと考えております。

本市では、企業が進出しやすい環境整備に向けて平成25年に市内全域に光ケーブルを敷設し、既にテレワークができる環境が整っております。また、本市の移住体験施設であるもえもん家（ハウス）の体験者からは、柳川市は大都市の福岡市にも近く、自然が豊かで食べ物もおいしいと高評価を得ております。本市はまさに現下の移住希望者の求めに適しているものと考えております。このため、福岡県が移住相談窓口として東京の有楽町と福岡市の天神の2か所に設置しておりますふくおかよかこ移住相談センターと連携しながら、本市の優位性をこれまで以上にアピールしてまいりたいと考えております。

また、コロナ禍におきまして、先ほど菊次議員からも話がありましたとおり、オンラインによる移住相談会や移住体験イベントの人気の高いことから、本市でもこの取組を推進してまいります。先ほど企画課長が申し上げましたとおり、早速、来月10日に開催されますふるさと回帰フェア、この催しは例年東京で行われております日本最大級の移住マッチングイベントでございますが、今年はオンラインでの開催が決定しております。柳川市もこのフェアに出展するとともに、地方への移住意欲が高まっているこの好機を逃すことなく、積極的に移住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

分かりました。

それで、柳川はそういう出会いの場に出る以前に、ある意味、全国区ですよ。住んで云々とアピールもしていますよね。じゃ、東京のみならず、ある若者が柳川に住みたい、柳川は仕事がありますか、住むところはありますか、学校はどうなんですか、とにかくまず住みたいといって柳川市役所に電話してきた。窓口はありますか。

企画課長（池末勇人君）

企画課からお答えいたしたいと思います。

窓口といたしましては、企画課のほうに移住サポートセンターがございますので、そちら

のほうで対応をして、いろんな要望に応えて、いろんな部署と連携を図っていくということにしております。

以上です。

10番（佐々木創主君）

窓口は結構なんですけどね、先ほどの就農、それと、移住云々という話と一緒に、産業、それと、地域の企業の給与体系、学校、子育て、ある程度ノウハウを持った人間がそこにいないと駄目なんですよ。振ったって駄目ですよ。だから、そういう人材をしっかりと育成せんといかん。それで、今、新規職員採用も社会経験者、40とか50とか、観光とか、そやんかつばかりでしょうが。まさしくそういう社会経験を持った人たちをそういうところに据えて、コーディネートですよ。そういう人材が要る。農業にしてもそう。そういう移住にしてもそう。だって、じゃ、住むところはどうかと、商工会議所にぽんと振るだけじゃなしね、そこでちゃんと実際のデータを持っていないと駄目ですよ。

それで、柳川に勤めようと思っても給料が安い。先ほど企業誘致の話もありましたが、柳川にはもっともっと人材が欲しいけど、来てくれんというやつがあるわけですね。柳川の企業は欲しておる。元気な企業もいっぱいある。じゃ、これは先の話ですが、給料が安い分、子育て支援から、生活支援から、ああ、それならこの給料でやっていけるなど、それぐらいの付加価値、付加サービス、それをいかに総合的に支援していくのか。それとまず、先ほどの竹田市の例じゃありませんが、ぼつんと来て、どげんかところか分からん。外から来たときの柳川はきれいですよ。だけど、排他的な雰囲気もある。よそ者を受け入れんような風潮もあるところが現実あります。その中で地域を盛り上げて、会社で盛り上げて、いろんなところに紹介し、知人を紹介し、地域の人と縁をつなぐ。そして、学校なり、子育て、総合力ですよ。

そういった意味で、まず、その窓口ですよ。土地と就農者のマッチング、人と企業のマッチング、学校とのマッチング、そういった意味で、総合的なそれをしっかりですね、これはある意味チャンスですから。マニュアルで金太郎あめみたいな、こういう制度がありますとか、どこかにつながりますとか、そういうことをやっとなっちゃ、伸びる企業と一緒に、そこには何かあるんですよ、人が来る理由が。山間部でもない。夏は暑い。蚊が多い。せせらぎもない。しかしながら、柳川にはいい部分もある。人情味もある。そういうことをしっかり総合的に、それぞれの部署がいい部分も知っているわけですから、関係者も知っているわけですから、就業者も知っているわけですから、関係企業も知っているわけですから、そういうプロジェクトをしっかりとこういう機会に捉えてやっていくことを期待したいと思います。

生活環境課長、すみませんね、オスプレイ。時間がなくなりました。

以上で終わります。

議長（樽見哲也君）

これもちまして佐々木創主議員の質問を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午後3時8分 休憩

午後3時16分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4順位、13番高田千壽輝議員の発言を許します。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

皆さんこんにちは。13番高田です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って質問をいたします。

まずはさきの豪雨や台風9号、10号で被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。

今回の台風は、私の経験上、平成3年の17号、19号以来の恐怖を感じるような台風でありました。また、過去の平成3年の17号、19号の経験を皆さん教訓にされており、各自対策をされていたためか、最小限の被害に済んでいるみたいで安心しております。私も土曜日にその対策として買物に行ってみましたら、窓ガラスに貼る養生テープは既に売り切れ、ミネラルウォーターもほとんど売り切れておりました。また、友人が量販店にコンパネを買いたいといったら、コンパネも全て売り切れで、何もなかったということを知っております。それだけ今回の台風を皆さんは恐れて、対策をされたと思っております。

また、当日、地元の避難所を私も回ってみましたら、13時開所でもありましたけど、早い人では12時前から来て並んでいた方もいらっしゃって、私にいっちょん開いとらんばのという苦情を言われましたので、13時からちなとったろうがち言うたっちゃ、早う開けてもらわんならということばかり言われておりましたので、皆さんよく聞くと、早く来て一番いい場所を取りたい、ただそれだけで早く来ていらっしゃるみたいでした。

また一方では、安倍総理の突然の辞任で、ポスト安倍が誰になるか、皆さんも興味、関心があると思いますが、連日の報道ではもう誰かがなる結果が見えているみたいであります。国民の負託を受けている国会議員で決めるのもいいですが、外国の大統領みたいに国民の総意で決められたらいいと思うのは私だけでしょうか。

今回の質問は、豪雨災害とSNSの問題点、また、柳川市の歴史についての3点について質問いたします。

質問は自席にて一問一答で行いますので、議長のお取り計らいをお願いいたしまして、壇上での質問を終わらせていただきます。

13番（高田千壽輝君）続

まず、7月の豪雨により市内の道路や田畑がかなり冠水していると思いますが、道路の冠水数と冠水の時間、また、水位はどれくらい上がっていたかをお聞きいたします。

建設課長（中村正光君）

高田議員の御質問にお答えをいたします。

市内の道路の冠水箇所数は30件となっております。

また、冠水していた時間は最短で7月6日の16時から7日7時までの約15時間であり、最長で6日16時から8日8時までの約40時間です。水深につきましては、最大で50センチを記録しております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

漁業者の皆さん方が心配して、矢部川がどれだけの水位があって、船が流されるといけないということで、私も矢部川のほうを一緒に見て回りましたら、矢部川の水位が去年8月末の豪雨から見るとかなり低かったんですね。それで、日向神ダムが事前に放水していたから水位が低かったというようなことをちっとお聞きしましたが、それについては間違いありませんでしょうか。

建設課長（中村正光君）

日向神ダムが先行して排水をしていたかという御質問でございますけれども、日向神ダムの管理者である福岡県に確認をしたところ、今回の7月豪雨に対しては、事前にダムの洪水調節のための空き容量、通称ポケットでございますけれども、通称ポケットが確保されていたことにより、事前放流はしていないということでございます。

また、矢部川の水位についてですけれども、昨年8月末の豪雨時と比べまして低いように思われたとのことですが、調査結果を申し上げますと、矢部川の船小屋観測所における最高水位で申し上げます。昨年は令和元年8月28日午前9時で8.83メートルであるのに対しまして、今年は令和2年7月6日午後7時の8.16メートルでありました。議員がおっしゃいますように、今年の水位が約70センチ低くなっております。

これは昨年度から国土交通省、国によりまして中島二重地区の河川の拡幅や六合鷹ノ尾地区の河川敷の掘削、このような河川改修を行っていただいた効果が現れた結果であると思われる。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

そうですね、特に、中島地区の浦島橋よりも下流側がパラペットの堤防から築堤に改修されまして、大体約1.5メートルぐらいパラペットよりも広がっているのが現状であり、その影響もあったのかなと思っております。

またその反面、何か話によると、沖端のほう水位が上がって大変だったということもお聞きしております、何で本流よりも沖端のほうにうんと流れたのかなという疑問を感じる次第であります。

また、今回、私も地元の人から聞いておまして、田がかなりの長時間冠水 長時間というか、何日も冠水したと。そのために、せっかく植えた大豆がバアになったと。また再度植え直さなければならなかったけど、多分、生育が遅れて収穫量が減少する影響があるんじゃないかなと生産者の人からお聞きしていますけど、市はどのように把握されてあるでしょうか。

農政課長（木下 隆君）

被害状況についてお答えしたいと思います。

高田議員おっしゃいますとおり、大豆につきましては、豪雨の後に炎天下が続き、圃場の表面の土がコンクリートのようになり、発芽不良や根腐れを起こし、まき直しが必要となった農家があったという報告を受けております。

また、水稻につきましても、冠水の影響で収穫量が減少するだろうという報告も受けております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

収穫量の結果は、やっぱり収穫してみなければ分からないことだと思いますけれども、憶測では多分減るんじゃないかなということは分かると思っております。また12月議会ではっきりした被害状況はお聞きしたいと思っております。

ただ、地元の方が何日も田んぼがつかっていたと。市はその一番ひどいところ、特に、永田地区が何日間ぐらい冠水していたか、御存じでしょうか。

水路課長（松永 久君）

田畑の冠水については、中島の永田地区が最も冠水していたと思われま。水路課で7月8日まで冠水していることを確認しております。その後、水が引き切らずに、9日の95.5ミリの雨と10日の150.5ミリの雨も影響し、7月7日から12日までの6日間程度冠水していたと聞いておるところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

その6日間の冠水日時を仕方ないことと思うか、これは大変だと思うのか、市はどうするかというのは今後の課題でありますけど、その件に関してはまた後で質問いたします。

まず、この7月豪雨が観測史上最高の雨量だったとお聞きしておりますけれども、総雨量と一番ピーク時の時間当たりの雨量をお聞きいたします。

総務課長（武田真治君）

高田議員の御質問にお答えいたします。

柳川市の7月6日と7日の累計降水量は、6日が292ミリ、7日が181.5ミリ、合計では473.5ミリとなっております。

また、最大の1時間降水量は6日の10時から11時の50.5ミリでした。24時間の最多雨量は6日8時から7日7時の361.5ミリで、これはこれまでの最多雨量となり、九州北部豪雨の数値を超える記録でありました。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

この7月の豪雨災害について、平成24年の九州北部豪雨災害のときと比較してみると、平成24年のときは堤防とかが決壊いたしまして、氾濫による冠水が原因だと思うんですけど、今回は完全に内水面の氾濫だと思いますけど、その辺の認識についてはどうでしょうか。

水路課長（松永 久君）

内水の氾濫かどうかは私のほうでは判断はできませんけれども、当日から、大和地区におきましては下流部にポンプがございます。谷垣ポンプ場、干拓の1号、2号とありますけれども、矢部川に自然排水ができなかったということで、ポンプがやっぱり干潮時でも回ったというところが実際ありますので、内水が外に、矢部川に排水できなかったことも原因ではないかというふうには考えているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

さっき何かポンプが稼働できなかったとおっしゃいましたですね。言われたでしょう。（発言する者あり）いや、ポンプは稼働していたんでしょう。だったらいいですけど、平成24年のときは矢部川が危険水位に達しているから内水面の排水はできないということで、排水ポンプの稼働を止めてあったことは知っておりましたが、今回は危険水位まで達していなかったから、多分ポンプは稼働していたと思うんですけど、それで間違いはないですね。

水路課長（松永 久君）

ポンプにつきましては、通常、自然排水ができるようになれば自然排水に切り替えるようになっておりますけれども、今回の雨は干潮時で、通常であれば自然排水に切り替えるところがございますけれども、河川の水位が高かったため、自然排水ができないということで、ポンプを連続して回したところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

分かりました。

一番お聞きしたいのは、この観測史上最高の雨量は市としては想定外であったのか、想定していたのか、そこら辺をお聞きしたいんですけど。

総務課長（武田真治君）

市といたしましては、常に最悪の事態を想定していつもやっておりますので、そういったところでございます。

13番（高田千壽輝君）

はっきり想定していましたと言われるんならまだよかったですけど、何か苦しい答弁みたいな感じでありましたけど、実際、今の気候変動は50年に一度、100年に一度という記録的な大雨が毎年各地で起きておるんですよ。だから、今後、史上、過去の記録を塗り替えることは必然的だと思いますので、今後、想定外だったという言葉は使えなくなるので、それだけの想定をしていかなければいけないと私は思っております。

これもまた地元のことばかりで申し訳ございませんけど、やっぱり最初も述べましたけど、永田地区の方たちも、どうかしてくれなければ永田地区では作物を作ることはできないという意見があって、多分、水路課長のところ、また、市長までいっているかもしれませんが、要望書が出ていると思います。そのことはまた今後の対策としてお聞きしますが、そういう意見があることをここで申しておきたいと思っております。

まず、地元のことですけど、中島地区の1次避難所と2次避難所の場所をお聞きいたします。

総務課長（武田真治君）

中島地区の第1次避難所が大和漁村センター、中島コミュニティセンターですね、それと、第2次避難所が中島小学校となっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

この避難所で問題視したいのは、場所的には漁村センター、小学校でいいかもしれないけど、この7月の豪雨によって、また小学校周辺の道路も冠水しています。コミセンに行く道路も冠水しているんですよ。そういうところが避難所として適しているのか、地元の人たちは疑問を感じていらっしゃいます。

最初、これも前のとおり、漁村センターをコミセンとして改築してくださいという御要望があって、建設委員会で、そのときに漁村センターが避難所になりますということを市当局から言われたとき、地元の区長さんは、避難所にするごたんなら道路ばかさ上げせろと。道路をかさ上げしてくれんげっと、安心してこの漁村センターには避難できないじゃないかと強く言われておりました。当時の担当課長は、それは建設課の担当ですので、ここではお答えできませんということで逃げていらっしゃいまして、本当にそれから道路改修とかは一切していただいておりませんで、今回もこういうふうにならぬと道路が冠水した状況の中で避難しなきゃいけないという状況を市は把握しておられたんでしょうか、その辺をお聞きします。

総務課長（武田真治君）

道路が冠水した状況だということは後で把握をしました。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

後で知りましたと、結果で知ったということばってん、この道路の冠水は今年だけじゃないんですよ。去年もその小学校の周辺、また、漁村センターに行く道路も冠水して、毎年冠水しているんですよ。その辺は地元からも要望はあっていたと思っております。

今後の対策として、平成24年の対策で、今まで中島地区ですぐ冠水していたのは西鉄の高架下の城島線ですね、あそこが一番最初に冠水していたんですけど、市長が一生懸命要望していただいたおかげで、北浦の排水機場のパワーアップ、約1トンを3トンにさせていただきました。貯水池も造っていただきましたおかげで、それ以降、一切冠水していないんですよ。ただし、もう一個、外平の排水機場はそのままですので、やっぱりそっちの関係のほうはずっと道路が冠水して、小学校の周りの道路冠水も、結局その外平の排水能力が少なく、漁村センターのところもそうです。外平しか排水機がないために冠水しているんですよ。やっぱり地元の人たちは、どうにか北浦みたいに早く改修してくれという切なる希望があります。そうしないと、本当に安心して避難所に避難できないというのが現状であるということで、地元の区長さんたちも、おまえ、しっかり質問してこいと言われておりますので、ここで言うておきます。

また、観測史上最高の雨が降る想定で、今後、市でもいろんな対策を講じる必要があると思いますけど、ハード面、また、ソフト面の両面でどのような対策をされるのでしょうか、お聞きします。

建設課長（中村正光君）

それでは、建設課のほうからハード面についてのお答えをさせていただきます。

近年の異常気象による豪雨に対応したハード対策としましては、災害を未然に防止、軽減する河川改修が大変重要な対策だと考えております。

矢部川、沖端川につきましては、平成24年7月の九州北部豪雨被害を受けまして、矢部川・沖端川河川激甚災害対策特別緊急事業で堤防の補強や河川の拡幅を行い、平成29年度に事業が完成しております。

国は近年の異常気象による降雨状況を踏まえまして、さらなる安全性の向上を図るために、平成28年11月に矢部川水系河川整備計画の見直しを行いました。これに基づきまして、順次堤防のかさ上げや河川の拡幅、河川の改修を進めてきているところでございます。

また、福岡県におきましても、堤防の補強工事を進めていただいているところでございます。さらに、国で策定いたしました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用しまして、河川の掘削や樹木の伐採、緊急的な対策を推進していただいているところでございます。

市といたしましては、今後、国や県と密接に連携を図り、河川整備促進に加え、さらなる治水対策につきましても強く働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

総務課長（武田真治君）

ソフト面の対策は私のほうからお答えいたします。

防災で重要なのは、自助、共助、公助、この3つと言われております。この3つがうまく機能すると、災害に強いと言われております。特に、大規模災害時には自助や共助の力が重要と言われておまして、阪神・淡路大震災のデータでは、閉じ込められた16万4,000人の98%が自助や共助で助かったというデータがあります。

そのために、この自助や共助の要である自主防災会の活動を支援していきたいと思っております。新谷議員の御質問にもお答えしましたが、東宮永校区自主防災会が設立されましたので、これをモデルとして、他の校区にも紹介していきたいと思っております。

あと、情報伝達ですね、避難の情報とか、そういうのをいかにして行かうかが重要になってきますので、1つは、防災無線の充実を図っております。平成30年度までに37基設置しているところですが、去年、令和元年度にはそのうち2基を30ワットから50ワットへ変更、また、新たに二ツ河地区の新村と垂見地区の五拾町に1基ずつ設置しております。本年度の整備としては、10月までに4基を新設、さらに、年度末までに12基を新設予定でございます。設置場所は矢部川、沖端川、塩塚川沿いを予定しております。

また、県の防災メール「まもるくん」や消防の災害情報発信システムの登録が増加する取組をしております。具体的には6月号の市報の防災特集の中で、登録しやすいようにQRコードを掲載して登録を呼びかけました。また、8月には区長宛てに登録をお願いする文書を発送したところでございます。

さらに、あらゆるリスクを見据えつつ、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも、最悪の事態に陥ることがないように行政機能をつくり上げるための柳川市国土強靱化地域計画を本年度中に策定するよう作業を進めているところです。

以上です。

水路課長（松永 久君）

水路課で行うハード事業といたしましては、引き続き国、県の補助事業等を活用しながらの護岸整備やしゅんせつ事業、それに樋門、排水機場等の修繕を行ってまいります。

また、ソフト対策としましては、水利組合や用水組合、樋管管理人と連携しながら、現在行っている先行排水の継続や自然排水から強制排水にスムーズに移行できるように、強制排水機場の管理人との連携に努めていきたいと考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

今回、柳川市は先行排水をしていて他市から見ると被害が少なかったということで新聞報道とかでも話題になっておりましたが、私は樋門の管理人さんと話をしたら、先行排水をしていると必ず横やりが入ると。「もう水を落としようとか、田んぼの水が足らんごとなる

ぞ」ち必ず言いに来られるそうです。たまたま今年から樋門の管理人になったばかりで、何も分からない方だったので、「どげんしたらよかやか、あげんもう落としよんなら文句ばかり言われるばの」というて、かなり困っておられました。多分その地区だけじゃなくて、やっぱりそういう昔からの考えの人たちは前から、早う水を落とすげっと田んなかの水が足らんごとなるぞという意見があって、先行排水はなかなか進まなかった事例もありますので、もう少し管理人さんたちに、いや、これは市から言われとるけん、せんなら俺がどげんか罰せられるばんとか、やっぱりそういう強い意見が言えるような態度を取っていただいて、市がバックとして管理人さんを守るという体制を取ってもらわないと、やっぱり先行排水もなかなか進まないと思います。強い口調で言われたら、特に、若い樋門の管理人さんになったばかりで年配の人から言われたら、やっぱりひるむしかないんですよ。その辺のこともちゃんと配慮していただきたいと思っております。

また、今回も先行排水をしても、私は限度が見えているんじゃないかなと思って、さきの全協でも佐々木議員のほうから言われましたけど、ハード面で新たな強制排水機場を増設するか、既存の排水機場をパワーアップする必要があると思うんですけど、その辺についてはどうお考えでしょうか。

水路課長（松永 久君）

強制排水ポンプの新設や増設はどうかという御質問だと思います。

強制排水ポンプの新設や増設につきましては、市の単独事業では困難であると考えております。また、この永田地区について言いますと、国営土地改良事業筑後川下流地区や県営湛水事業の受益地に含まれておりまして、国や県で整備された強制排水ポンプにつきましては国や県の基準に沿って計画しておりまして、現状の基準では非常に難しいと考えているところです。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

現在の基準では難しいと言われますけど、災害は待ってくれませんか。待ってくだないですよ。

ここで市長にお聞きしたいですけど、市長、市長は市民の生命、財産を守る責任があるんですよ。ですから、今、課長が既存の制度では難しいという答弁がありましたけど、それに関して市長はどう思われますか。

市長（金子健次君）

現行では厳しい問題がありますけれども、北浦排水機場の中島についても、当初はこれは難しいという国交省の考え方でしたけれども、粘り強く本省の治水課の山田課長さんのところに、今偉くなっておられますけれども、何回も藤丸代議士と一緒に足を運んで、最終的には内水面の準用河川に適合して、それを実質的に1トンから3トンにバージョンアップいた

しました。そのことによって中島駅の下がつかるとは最近はないというふうに思います。

今回の永田地区についてでありますけど、もう一つ、その前に先行排水の関係で、非常にリスクが伴いますので、交代をされた管理人さんは非常に心配されるということは十分分かります。それについては、課長や職員たちも徹夜で頑張っていて、いろんな連絡をしております。そのことは私も十分承知しておりますけど、明らかに市役所の職員が言うからと責任を転嫁してもらってもいいと思います。そういうことで、市役所の職員のほうはアメダスを十分承知して、気象庁とも、福岡管区气象台とも、どのくらいの雨量が降るかということも大体承知してお願いをしておりますので、市役所の職員のせいにしてもらって、市長の責任だという形で言ってもらって、勇気を持って開けてもらいたいなというふうに思います。

それと、3番目の制度の改正については非常に力が要と思います。柳川だけが代議士に言ってもできないと思いますので、これについては久留米やいろんな自治体と連携をして、10年に1回とか、それが毎年やってきて、実際その地区が冠水しているということになれば、これは本格的に努力をして、これは議員の力も必要だと思うし、実際の写真を見せて、実際はこうだという現場の状況を悲痛な訴えを起こしていかなければ制度は変わらないだろうというふうに思います。

今現在、土地改良区でも、この前、参議院議員が2人おいでになりましたけど、そういうことも訴えていきながら、そういうことを粘り強く言って、制度を変えるような形でないと国からのお金は来ない。10億円とか20億円の金を使って柳川市が単独でできるわけがありませんので、そういうことでやらなければならないというふうには痛切に感じているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

私も市長と年に1回、河川改修のことで国交省に要望に行きまして、北浦の排水機場もちょうどタイミングがよかったんですね。それは平成24年のときに矢部川の堤防が決壊したので、その年は市長も一緒に要望に行ったら、国交省の河川局の人たちは迷惑をかけましたといって頭を下げて下げて、気の毒なくらいに向こうが柳川には本当に迷惑をかけましたといって頭を下げられた時期であって、だから、すんなり北浦の改修を国のほうが認めてくれたかなというのもあったんですけど、再度言いますけど、被害があってから動いても遅いんですね。やっぱり被害を事前に防ぐことが一番大切なことで、粘り強く我々も協力できることは、議員も市民の財産を守ることは一生懸命制度改正なっとん力を入れて頑張ると思いますので、市長も無理と言わないで、粘り強く国のほうに働きかけていただきたいと思いますけど、再度市長のお気持ちを。

市長（金子健次君）

高田議員とも何回となく国土交通省に行きましたし、漁連の西田会長とも行って、ああい

うことができたというふうに思っております。

制度の改正というのは、やっぱり地元の熱意、そういうことで政治は動きますので、そういうことで力強く粘り強く、来年できるということにはならないと思いますけれども、やっぱりやればできるというふうに思っていますので、今、全国土地改良事業団体連合会の会長が自民党の幹事長でもある二階さんですから、そういうことを動かすためには、そういう組織も動かさなければならないという感じがしております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

我々も頑張りますので、市長も頑張ってくださいと思いますので、この質問は終わらせていただきます。

次に、SNSの進化によって便利になったのはいいですけど、その反面、弊害もあっております。中には誹謗中傷が止まらなく、それを受け止められなくて自殺までして、貴い命がなくなった事例もあっております。

私も聞いたら、小・中学校の中でもネットでいじめがあっているということを聞いたことがありましたけど、市としてはそういういじめの把握はしていらっしゃいますでしょうか、どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

高田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

学校における暴力、いじめ、不登校の状況につきましては、毎月、市内の小・中学校から委員会のほうへ報告をするようになっております。その学校からの報告によりまして、ネットによる誹謗中傷の件数、昨年度で小学校2件、中学校2件の報告が上がってきております。今年度は小学校から現在のところ2件報告が上がっておりまして、これについては把握をいたしております。

これの対応につきましては、スマホの取扱い、SNSの利用等につきまして確認、注意喚起等を行いまして、外部の講師によります児童・生徒や保護者への講話、または話合いなどを行っておりまして、解消に向けて継続的な指導、取組に努めております。今年度は1件について解消をしたという報告を受けておるところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

この間、私も見てびっくりしたのが、ちょうど我々が中学生時代に、市長も御存じかもしないですけど、不幸の手紙というのがはやったのを御存じでしょうか。そのメール版があるんですね。その内容がメールで送られてくるんですよ。昔と一緒にですよ。このメールをもらったら、直ちに同じ文章を5人以上に返信しないとあなたに不幸が訪れますよということで、メール発信者はアカウント 皆さんアカウントというのは御存じと思うんですけど、

実名じゃないんですね。適当なことをハンドルネームとってつくられるから、誰が送信したか分からないということで、顔が見えないから、やっぱりいろんなこと 直接何か言おうと思ったら相手の顔が見えて、ああ、これを言ったら相手は傷つくだらう、嫌な思いをするだらうとか分かるけれども、メールだったら顔が見えないから、どんどん増長していくなですね。もう少し子供たちにそういうモラル的なものをしっかり指導していかないと大変なことになると思います。やっぱり隠れているんですね。だから、そういうことをもう少し真剣になって、よそごとじゃなくて、柳川市もそういう体制になっているということを把握していただいております。

多分、小・中学生でかなりの人数がスマホを使っていると思っていますけど、その辺に関して、どれぐらいの人数が使用しているか、持っているか、分かりますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

スマホだけで申し上げますと、小学校で15.2%、中学校で53.0%が自分のスマホを持っているというふうに回答しているところでございます。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

だったら、中学生は2人に1人が自分専用を持っているということですね。

スマホもタブレットも、普通、家に我々が持っているパソコンと違って、パソコンはどこかの業者と契約して、BIGLOBEとか、そういうところと契約しないとインターネットはできませんけど、スマートフォンというのは通信料を払ったら自由にインターネットをどんどん使えるから、本当にそういうSNSが発展していくのは目に見えております。

また、今年度、小・中学校に1人1台のタブレットが導入されると言っておりますけど、そのタブレットの使用に関しても、学校だけで使えるのか、また、一日中タブレットを与えて、その後の保管管理はどうされるのかをお聞きしたいんですけど。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校で導入を予定いたしておりますタブレット端末の保管管理につきましてですが、1人1台タブレット端末整備をすることに伴いまして、各教室にタブレット端末を保管する充電保管庫、充電することができる鍵付きの保管庫を設置するようにいたしております。端末を授業で使用しない時間、また、学校から帰るときには、この教室に設置された保管庫に収納して、鍵をかけて管理をするというふうな予定になっております。

ただ、再度また長期の休業等が発生をしたという場合については、オンライン授業等で活用することが考えられます。こういった場合に児童・生徒へこの端末を貸し出す、こういうことも想定がされますので、その際につきましては、この管理につきましては再度検討する必要があるかと思っております。

現状では学校の中で使っていくということになっております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

国のほうも、このコロナによって休校を余儀なくされましたので、タブレットにおいてオンライン授業ができるように早急に整備を進めるという方針が出ております。多分そうになったらみんなタブレットを自宅に持って帰ってすると思いますので、私が懸念しているのは、そのタブレットを自宅に持っていったときにアプリを勝手に入れることはできるのか、それをちょっとお聞きしたいんですけど。

学校教育課長（古賀 洋君）

タブレット端末に勝手にアプリを入れることができるのかということですが、基本的には入れられないようにしたいというふうに考えております。ただ、導入するに当たりまして、どのような形になるのかというのは精査していきますけれども、基本的には生徒が勝手にアプリを入れるというふうなことはできないような設定にしていきたいなというふうにまずは考えております。

また、この1人1台配備する端末でございますが、基本的には学校の中のオンライン環境でクラウドで動くという形になります。学校で使う授業等の教材もクラウド上に全部保存されているというふうな状況になりますので、単体では非常に保存容量が少ないという部分で、アプリをそんな数入れられないのではないかとこのように考えております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

なぜ私が心配するかというと、携帯電話が入ったときに、iモードがはやったときに、子供たちが親の携帯電話を使って、iモードでいろいろアクセスして、ずっと開いていたら有料サイトにたどり着くんですね。それを知らないでどんどん子供たちが開いて行って、いきなり請求書が来たら70千円とかになっていたとって保護者から相談を受けたこともあって、こげん上がってきとったけん、ちょっと市とか町 その時代はまだ町やったからですね。どげんかされんやっかのという相談があったから、それはあんた親の責任やろうだと言ったこともありまして。また小学1年生から1人1台使えるので、何も分からなくてそうやってどんどん開いて行って、また有料サイトになっとんアクセスしていくことがあります。今、ロックをかけてアプリは簡単に入れられないという報告がありましたので、少しは安心しております。

このSNS時代に、それは便利ですけど、再度言いますけど、道徳心のあるような使用の仕方を指導することが一番大切だと思いますけど、最後に教育長、何かその辺に関してありませんでしょうか。

教育長（沖 毅君）

導入後の使用の仕方については、十分児童・生徒に指導をして、そして、活用は十分にさ

せていきたいというふうに思っております。十分に指導していきたいと思っております。

以上です。

13番（高田千壽輝君）

本当は次の質問に行きたいんですけど、もう残り時間が4分ということで、田淵館長がせっかくおいでで、答弁していただく予定でしたけど、ちょっともう時間がありませんので、今回はこれで終わらせていただいて、田淵館長、また次回にお願いいたします。

これで質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして高田千壽輝議員の質問を終了いたします。

ここで5分間休憩いたします。

午後4時4分 休憩

午後4時11分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、15番矢ケ部広巳議員の発言を許します。

15番（矢ケ部広巳君）（登壇）

15番矢ケ部広巳でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染が一向に収束する兆しが見えません。一体いつになったら収まって以前の生活に戻るのか、それとも、今の状態が続き、元の生活に戻るのにはできないのか、不安は募るばかりであります。恐らく長期戦を覚悟せねばならないのではないかと。そうなったら、来年に延期されましたオリンピック・パラリンピックの開催も危ぶまれると思います。

私は今回の一般質問では、クレジットカードでの納付を、さらには豪雨災害の被害の変化に注意喚起を、最後に、遊興にふける職員の把握は、以上3項目をあらかじめ通告をさせてもらっています。

あとは自席にて質問させていただきます。議長のお取り計らいをよろしく申し上げます。ありがとうございました。

15番（矢ケ部広巳君）続

それでは、最初のクレジットカードでの納付をについて質問をします。

クレジットカードでの納付をという市民の声が多いと思っています。

そこで、質問をします。

なぜ市はクレジットカードの利用を認めていないのか、お答えください。

税務課長（古賀順一郎君）

矢ケ部議員の御質問にお答えいたします。

市税などの納付方法につきましては、従来の納付書や口座引き落としに加えて、平成27年4月にコンビニ納付を導入してまいりました。しかし、最近の一般的な売買に関する支払いについては、クレジットカード、電子マネーやスマホ決済といった支払い方法も多様化し、急速に広まりつつあります。市税においても、ペイペイやLINEペイといったスマホ決済での納付が可能かどうかの問合せも多くなっております。

そこで、現在、納付される方からの要望が多いスマホ決済での納付について導入を検討しております。具体的にはペイペイなどのスマホアプリで納付書のバーコードを読み取り、登録している銀行口座などからの引き落としにより支払う方法です。今はペイペイなどのアプリに一部のクレジットカードしか登録できないようですが、将来的には多くのクレジットカードが登録できるようになれば、スマホアプリを通じてクレジットカードでの支払いが広がるのではないかと考えております。

また、クレジットカード払いについても、今後調査をしていきたいと考えております。しかし、現時点では決済手数料などを納付される本人が負担しなければならないといったデメリットもあるようですので、本人負担のないスマホ決済での納付について優先的に導入を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

つまり今の時点ではクレジットカードでの支払いは駄目だということで、いましばらく待っていくと。時代が流れて、皆さんができるようになればそういくと。しかし、やっぱり手数料の問題をどうするのかと、そういうふうな問題がまだありますから、何とも言えないということでありますかね。それでいいでしょうか。

税務課長（古賀順一郎君）

おっしゃるとおりでございます。今後、さらにクレジットカードについては調査も進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

私たちは年寄りですから、現金で払ったりするのが一番いいですが、若い人はどうしてもカードの時代になっております。キャッシュレスの時代でありますから、そういうこともいろいろ考えながら市民の声が反映されるようによろしく願いをいたしまして、次の項に入ります。

2番目の豪雨災害の被害の変化に注意喚起をということでございます。

今年も7月7日に、私の家の前の道路も冠水をしました。昨年と同じでございます。あと少しのところまで床下まで入るという状況でした。

ただ、昨年と違いまして、今年はおかげさんで午後5時頃には水が引きました。非常に早

く引いて、助かったわけでございます。ところが、今年は水の流れが速かったのか 確かに速うございました。だから、今まであり得なかった、例えば、簡易水洗とか、そういうトイレの便槽の蓋が流れてしまったという被害を近くの人からも聞きました。今までの水害ではそんなことは全く考えられませんでした、こんなことだったらブロックなり、何か重いものを乗せておけばよかったという声を聞きました。中には、くみ取りして二、三日しかたっていないのに、そういうふうで蓋が流されて、またくみ取りを頼むことになったということでもあります。

そういうことで、柳川市へそのような報告があっていないのか、お答えをお願いいたします。

総務課長（武田真治君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えします。

便槽の蓋が流されたというような被害につきましては、現在まで市には報告はあっておりません。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

豪雨災害の教訓として、こういうふうな実態が起きたわけですから、市民への教宣としていただければ幸いと思いますが、どうでしょうか。

総務課長（武田真治君）

水害の際に便槽の蓋が流されるというような被害があるというのは、私自身初めて知りました。市民の皆様も知らない方も多いと思いますので、市民の皆様へこういった被害もあるということを周知することは大事なことだと思います。

コンクリートや鉄製など、重量がある蓋なら流されることはないと思いますけれども、最近プラスチック製のものが多いと思われれますので、大雨が予想される時は重しになるものを置くなど、事前に被害を防止する対策を取っていただくことが必要であると考えております。

今後、市報で風水害への備えを啓発する際に市民の皆様へ周知をしたいと思います。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

よろしく願いいたします。

それでは、最後の項に入ります。

遊興にふける職員の把握は。

九州豪雨で被災した福岡県のある市の復旧工事に絡む贈収賄事件で、市の係長が逮捕されました。ギャンブルで多額の借金があったということで、職員の綱紀粛正の徹底が叫ばれております。

そこで、質問をします。

柳川市として職員の綱紀肅正にどのように対応されているのか、伺います。

人事秘書課長（高田啓介君）

矢ヶ部議員の御質問にお答えいたします。

職員の綱紀肅正につきましては、日頃から職員一人一人が公務員としての自覚を持ち、公務への信用失墜や市民からの疑惑や不信を招いたりしないように注意喚起を行っているところでございます。

具体的に申し上げますと、選挙における職員の服務規律の確保や年末年始における綱紀の厳正な保持、自動車の安全運転の徹底、また、不祥事が発生した折などに文書発出や庁議の場におきまして必要に応じて綱紀肅正を図ってきたところでございます。

以上です。

15番（矢ヶ部広巳君）

最後になります。

プライバシーという問題がありまして、正直、どこまで職員の問題に踏み込めるかという難しさは確かにあると思います。かといって、放任主義ではいけないと私は思います。犯罪を起こしてしまつては取り返しがつきません。

職員の綱紀肅正に今後どのように取り組んでいかれるのか、考えがあればお答えをお願いいたします。

人事秘書課長（高田啓介君）

今後の取組ということでございます。

議員の御指摘のように、職員の遊興に起因するものをはじめ、犯罪など不祥事は決して起こしてはなりませんし、許されるものではありません。未然に防ぐためにも、機会あるごとに職員への注意喚起などを行い、職員の綱紀肅正を図っていかなければなりません。

あわせまして、業務に関わるものにつきましては、各所属における組織内でのチェック機能を働かせるとともに、日頃から職員間のコミュニケーションを取るなどしてミスや不正防止に努める必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、議員御指摘のように、他自治体等の事件を他山の石として職員への注意喚起を図っていきたいと思っております。

以上でございます。

15番（矢ヶ部広巳君）

終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして矢ヶ部広巳議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 4 時23分 延会



# 柳川市議会第7回定例会会議録

令和2年9月10日柳川市議会議場に第7回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤末治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

## 2.欠席議員

なし

3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市長	酒	見	勇	次
教	育	沖			毅
総	務	平	田	敬	介
会	計	白	谷	通	孝
市	民	花	島	謙	治
保	健	島	添	守	男
建	設	松	永	泰	治
産	業	松	藤	満	也
教	育	袖	崎	朋	洋
消	防	松	藤	敏	彦
総	務	武	田	真	治
企	画	池	末	勇	人
財	政	田	中	勝	裕
健	康	田	島	雅	彦
福	祉	内	田		猛
学	校	古	賀		洋
建	設	中	村	正	光
水	路	松	永		久
観	光	山	田	秀	太
商	工	古	賀	和	明
学	校	野	田	真	功
廃	棄	松	尾		強

4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	徳	永	喜	美
議	会	事	務	局	次	森		康	貴

5. 議事日程

日程(1) 一般質問について

順位	質問者	質問事項
1	8番 立花 純	1. 柳川市の教育の展望は 2. 現在の教育における問題点は 3. ICT教育の必要性の認識について 4. GIGAスクール構想への取り組みへの進捗具合は 5. YouTubeなどの動画メディア・SNSの子供の利用についてどのように考えているか 6. 教育格差について 7. 教育都市宣言の必要性について
2	9番 近藤 末治	1. 柳川市地域防災計画 (1) 若宮排水樋門に強制排水ポンプ場の新設について (2) 花宗川改修事業の進捗状況について
3	4番 今村 智子	1. 避難所の運営について (1) 早期の避難所開設 (2) 避難所情報の周知 (3) 備蓄品 (4) 避難所のトイレ (5) 乳幼児を抱えての避難所 (6) 柳川市民会館閉館後の避難所
4	16番 緒方 寿光	1. 「豪雨災害」に対する、防災体制強化の施策はいかに 2. コロナ禍等による本市財政への影響と、「財政再建」へ向けての施策は
5	20番 三小田 一美	1. 国の防衛問題 (1) 尖閣諸島・竹島の問題 2. 選挙制度改革について (1) 年齢引き下げの効果(投票率の改善) (2) 投票時間の延長に伴う費用対効果(投票率の改善)(経費の増加) 3. V字回復キャンペーンについて 4. NHKドラマ誘致の見込みと投入した費用 5. 高齢者社会における老老介護の問題、在宅介護を取り巻く諸問題 (1) 施設介護を希望している市民の需要と供給の把握 (2) 特養入所者一人当たりの個人負担額及び介護保険負担額

順位	質問者	質問事項
5	20番 三小田 一 美	(3) 在宅介護を余儀なくされている待機者の人数 (4) 在宅介護をしている介護者と要介護者（要介護3以上）の関係 (5) 入所待機者解消の為の今後の施策 6．可燃物及び不燃物収集業者の受託基準について (1) 車両台数、作業人員等

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。

9月9日の本会議において設置されました決算審査特別委員会の正副委員長が決定しておりますので、報告いたします。

委員長は佐々木創主議員、副委員長は江口義明議員です。

以上で報告を終わります。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1．一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、8番立花純議員の発言を許します。

8番（立花 純君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番、自由民主党柳誠クラブ、立花純です。ただいま議長より発言許可をいただきました。

近年、地球規模で異常気象を原因とする大規模な災害が発生をしております。日本も例外ではなく、各地で甚大な災害が発生をしております。コロナ禍の中で、集中豪雨や台風で災害に遭われました多くの皆様には衷心よりお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い安寧の日が戻りますことを心よりお祈り申し上げます。

本市でも、7月6日から7日にかけての記録的な豪雨や台風9号、10号がもたらす被害を大変心配いたしました。農産物や漁業施設の一部に被害や、道路のり面が崩壊するなどの被害が発生をしましたが、平成24年7月の豪雨災害の教訓を生かした市民の意識の対応により最小限の被害に抑えられたと思います。特に、水路課の皆さんと関係機関との連携で御尽力

いただきました先行排水などには、その経験値が功をなしたと考えております。この場を借りて感謝、御礼を申し上げます。これからは天変地異の地球環境を見据えた国土の強靱化を急がなければなりません。

次に、私が昨年9月議会の一般質問で提案させていただきました中学校などでの放課後部活動におけます外部コーチ任用制度導入を正式に取り入れていただきましたことに御礼申し上げます。地域の力で御指導いただくことにより、コミュニティの向上や先生方の負担軽減につながると思っております。

さて、第2次柳川市総合計画後期基本計画では、本市の人口減少と地方創生の取組が大変重要と書いてあります。私もそう思います。課題解決に向けた取組を推進しなければならないと思います。

ただ、私を感じるのは、将来の人口減の課題解決にこだわる施策を立案するだけでなく、将来の推計人口をまず素直に受け入れた人口構造をベースにした施策の立案が大変大切ではないかと考えます。今回の基本計画では、柳川市が今後進む明確な未来へのメッセージやイメージがあまり感じ取れません。私はその時代の人口から本市独自の明確なビジョンを創造し、一人一人の市民に理解を促しながら、賛同いただく施策の提案や活動が大変重要と思います。

今回の質問は、本市の地方創生の課題を想像する中で、教育の重要性から柳川市が教育をどのように考えているのか、どのように変化を認識しているのか、現場の先生方はどういうふうに考えているのかなどにつきまして質問させていただきたいと思います。どうぞ議長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

終わります。

8番（立花 純君）続

それでは、早速質問に入らせていただきます。

今回の私の大きな命題は、柳川市の先進教育都市の実現についてです。

質問事項に入らせていただきます。

まず1番目ですが、柳川市の教育の展望についてお尋ねします。

子供の教育について、重要度はどの程度と考えていらっしゃいますでしょうか。端的にお願いいたします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

立花議員の御質問にお答えさせていただきます。

子供はこの柳川の未来、さらには日本の未来を切り開いていくかけがえのない存在であります。ですので、教育委員会といたしましては、子供の教育は最重要課題というふうに考えております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

理念はお聞きして分かりましたが、私が今、子育て世代で感じていることを端的に言います。

今、子育て世代の保護者より、子供の成長や時代に合った教育に合致していない部分があるのではないかと、そう感じている保護者たちが多くいらっしゃるということを私は感じ取っていますが、その件に関していかがでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

様々な保護者の中で、今の教育が時代に合っていないと感じられる保護者がいらっしゃるという議員の御指摘です。

保護者の皆様の価値観、ニーズは大変多様化しておりますので、100%自分が願うような教育活動がなされていないと感じられる保護者もいらっしゃるかと思われまます。これは裏を返せば、学校の教育活動に対する期待や要望が多様化しているからだというふうに考えられます。私学等で見られる先進的な教材を活用しての授業等を指しての御意見でもあるかもしれません。

これらに対して、本市は国が示した新しい学習指導要領の趣旨を踏まえながら、柳川に愛着を持ち成長する子供を目指していくための教育活動を進め、少しでも多くの保護者の期待に応えたいと考えております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

じゃ次、お尋ねします。

これからの時代に必要なものはどんなものでしょうか。また、どのように教育に生かしていくかを端的にお尋ねします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

昔も今も小・中学校の時期の教育に必要なものは、知育、徳育、体育、つまり知・徳・体の調和の取れた人間性の基礎を培うことに変わりはないと考えております。その中の知の部分で教育に求められる普遍的なもの、すなわち不易なものとして、基礎学力の定着、向上があると思います。

対して、時代の要請からその時々が必要とされるもの、すなわち流行として挙げられるものがあります。例えば、今は外国語教育の充実、また、プログラミング教育を含む情報活用能力の育成などです。

このように不易なものとしての学力向上はもちろんのこと、新しい課題である流行としての外国語能力や情報活用能力の育成にも本市は積極的に取り組んでいるところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

これからの時代ということを保護者は真剣に考えています。先生方も考えていらっしゃると思いますが、これからの時代とはどういう時代なのでしょうか。端的にお聞かせください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

これからの時代は、これまでも培われてきた不易な部分を大事にしながらも、新しい課題であります、小学校、中学校でありましたら外国語教育であったり、情報活用能力を育てていく、それらを生徒たちが活用していけるような時代をつくっていくことだというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

分かりました。

次、お尋ねします。

そういう中で、日進月歩、教育の置かれている環境というのはすごく進んでいると思います。我々日本人の受けてきた教育と、今、世界スタンダードな教育、要するに国際競争力の観点から、日本の教育の現状と柳川の教育をどうするのが大切だと思います。具体的にどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

国際競争力の観点からということですが、ICTの積極的導入や小学校での外国語の教科化等は、国が今後の国際化の進展を視野に入れて取り入れてきております。そこで、本市においても学習指導要領に基づき、こうした内容を取り入れた授業を積極的に進めております。

また、国際競争力についてですが、しばらく前にOECD加盟国を中心として実施される国際学習到達度調査における日本の結果が話題になったことがありました。この調査の問題は、学術論文などのより実践的な文章の読解力に力点があったこと、記述式の回答方法が多かったことなど、日本の生徒が比較的慣れていない出題方法であったことが言われています。その結果、読んだことを自分の言葉で書いたり、発言したりすることが課題として浮き上がってきました。

そこで、国はこれを踏まえて、全国調査の問題を改善して、これから目指していく学力像を示したり、新しい学習指導要領では主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業の改善を強く打ち出しているものと理解しています。

よって、本市もそれに従って、各学校で努力していただきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

主体的という言葉をいただきました。まさにそうだと思います。ただ、国のほうも3年ほど前から横断的に、文科省、経産省、そして、総務省でいろんな形で発信されてきて、こ

れからのデジタル化の時代だとか、ICT教育、そして、プログラミング教育というのをしましょう。特に、今年の2020年の学習指導要領、小学校は今年変わりましたよね。来年、中学生ですよ。再来年は高校生ですよ。そういった一つのロードマップの中で定めてこられたわけですよ。ですから、その辺をしっかりと考えたこれまでの3年間だったのかなというふうに私は思うわけです。引き続きましての御指導、しっかりお願いしたいと思います。

それでは、今年度より必修となっています英語能力について、現状と柳川市の英語教育についてどのような教育をされているのか、お教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

おっしゃるとおり、本年度より小学校で外国語が教科化され、必須化されました。昨年度までは外国語活動として、英語に慣れ親しむ活動を中心に行ってききましたが、今年度からは教科書があり、評価の対象にもなりました。

外国語の指導については、本市では他市に先駆けて外国人のALTを手厚く配置しております。前の学習指導要領では、外国語活動は高学年のみが対象となっておりますが、本市では全小学校で1年生から指導をしてきております。新しい学習指導要領では3年生以上と対象が広がりましたが、本市では引き続き1年生から指導を続けております。

小学校の英語の授業については、英語教育プロジェクトというのを市で編成いたしまして、全体の計画を作成しました。ALTや担任の先生方から英会話を中心に、まずは英語に慣れて中学校につないでいくようにしております。

また、中学校では当時、全国でもあまり導入がなかった英語のスピーキングテスト等を導入しており、より実践的な英語の力を高めようとして取り組んできております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

実践的な取組というふうにお聞きしましたが、実際それは評価点という形を考える場合に、TOEICとか、TOEFLとか、英検等がありますけど、そういう指数、指標みたいなのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

中学校におきましては、英検ではありませんが、それに代わるようなテストはこれまでも実施してきております。ただ、その結果をうまく指導に活かしていたかという部分については、まだこちらで把握していない部分があります。

以上でございます。

8番（立花 純君）

先ほども言われたとおり、これからICT教育とか英語の授業というのは必修化になったわけなんですよ。だから、ぜひ英語に関しては、例えば、英検3級以上とか準2級とか、そういった指標もある程度考えて取り組むということも大切ではないかと思います。高校受験

では必要というふうな学校も出てきておりますので、先を見越した実践の計画もお願いしたいと思います。

次に、現在の教育における問題点をお尋ねします。

今日は議員の皆さんにも資料をお配りしておりますが、OECDの生徒の学習到達度調査、先ほど首席も言われたとおり、これはPISAといいます。PISA2018、昨年12月に発表されまして、これは2000年より3年に1度調査が行われています。読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施されています。

PISAの調査では、子供たちの15歳児ですね。これは正式に調べましたら、日本の高校生でいえば、高校1年の6月から7月ぐらいに調査をされているんですが、この中で数学的リテラシー、科学的リテラシーは、日本に関しては引き続き世界でトップレベルであります。ここでは読解力の基礎学力が短期的に低下しているような傾向があるというふうな形で示されており、文科省のほうでもこの件に関してはいろいろ定められていると思いますが、見てみますと、長期的には平準になっているというふうに私は思います。

こういう結果を見て、本市は具体的な対応策をどういうふうにされているんでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

読解力につきましては、OECD平均得点は上回っているものの、順位を下げたことが大変話題になっております。これについて国は、自分の考えを他者に伝わるよう根拠を示して説明する力、これに課題があり、特に自由記述の問題で顕著であったと分析しております。また、前回の調査からコンピューターを導入した調査が行われるようになり、このような試験形式に日本の子供が不慣れであった可能性も指摘がございます。

これらの調査についての本市の傾向ですが、毎年実施されている国や県の学力調査と異なり、各自治体ごとの結果は公表されていないことから、これについての本市の傾向については何とも言えないところでございます。

参考に、調査学年が近い中学校で、OECD調査問題を踏まえてその作成がなされていると言われている全国学力調査の結果でお伝えしますと、国語や数学で全国や県の平均を若干下回っているものの、年々全国平均との差は縮めているところでございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

リテラシーという言葉がありますよね。これは本当に名前のように、科学的リテラシー、数学的リテラシー、基礎的な真の考え方ということだと思えますよね。だから、読解力に関しては、これは私見ですけど、やっぱり詰め込み型の教育がそうしているように私は感じます。

これからは、やはり自分で考え、そして、問題点を見いだして、それを実践する、そういった考えて行動する力を子供たちには学ばせなきゃいけない、それが義務教育課程の大切

な要点じゃないかなと私は思います。引き続きましての御指導、よろしく申し上げます。

じゃ次、お尋ねをします。

先ほどから言われましたとおり、本年度よりICT教育の導入が決まりましたが、現在、このICT教育の必要性の認識について、端的にどのように考えていますでしょうか、お尋ねします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

雇用環境等は非常に変わってきておりますが、子供たちが将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められるのが、議員がおっしゃられるプログラミング的思考だというふうに考えております。

この自分が意図する活動を実現するために、何をどのように組み合わせればいいのかということを論理的に考えていく力、これはまさに未来を切り開いていく子供たちにとって不可欠な力だというふうに考えております。ですので、様々な教科等で意図的、計画的に育成していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

考えは分かりました。

現実的に今年から取り入れられておりますが、授業ではどういう形で、もう既に取り込まれているのでしょうか。具体的にどんな感じで今されているか、教えてください。

学校教育首席指導官（野田真功君）

本年度から開始されました学習指導要領によりますと、具体的には算数科、理科、総合的な学習の時間では例示がございますので、その教科を手始めに取組を始めております。また、その他の教科については、市のほうでプロジェクトチームをつくって実践例の創出に今取りかかっているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

ということは、まだ全面的に始まったということではないのでしょうか。

学校教育首席指導官（野田真功君）

取りあえずできるところから始めている、そして、その他のところについては準備を市として取り組んでいるという状態でございます。

以上です。

8番（立花 純君）

私はここが非常にポイントだと思います。入り口と出口がありますよね。今年からICT教育と英語教育も始まるというふうに3年前から言われていたんですよ。当然、その試行期間、移行期間というのはあったと思います。まだプロジェクトチーム云々と言われましたけ

ど、私は遅いと思います。もっと加速度的によろしくお願いします。

次の質問に入ります。

指導する立場の先生です。今言われていましたプロジェクトチームを立ち上げるということとございましたけれども、そういったプロジェクトチームの中でやるのか分かりませんが、指導する先生の立場は、また、そういう人たちはどういうふうになら理解をされているのでしょうか。その理解度について端的にお尋ねします。

学校教育首席指導官（野田真功君）

これまで本市では早い時期からタブレットや電子黒板といった機器を全校で導入し、それらを活用しながら指導の工夫を行う研究開発校の指定と研究成果の公開、そして、平成28年度からは3年間で全職員を対象にICT教育研修会を実施してきております。

これらの積み重ねにより、本市の先生方の理解度については、ある程度は高まってきているものと考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

じゃ、ある程度賄えているということだったら、ぜひ実践をされてください。

次の質問です。

指導する先生たちの間でのICTという言葉の習熟度、これを教えていただきたいと思えます。

学校教育首席指導官（野田真功君）

この習熟度について、具体的に測れる指標等は持ち合わせておりませんので、表現することは大変難しいのですが、子供たちの学習状況の記録や成績処理など、先生方は多くのことをパソコンで事務処理しております。また、授業の中では、本年度からは特にデジタル教科書やドリルを電子黒板で実際に動かしながら授業することもよく見かける光景となってきております。ゆえに、少しずつではありますが、習熟度も上がってきているものというふうに考えております。

しかし、双方向のオンライン授業等の実施については、環境整備と併せてこれから取り組んでいかなければならない課題というふうに考えております。

以上でございます。

8番（立花 純君）

次の質問に入ります。

AIの時代がすぐ近くまで来ていると思います。子供たちには将来どんな能力が必要で、また、その習得が必要か、その能力についてお尋ねしたいと思えます。

教育長（沖 毅君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

古い昔から時代を追っていきますと、狩りをする狩猟社会、それから、農耕社会、そして、工業社会、情報社会と発展してきた私たちの社会は、今後、超スマート社会、Society5.0へと続くと言われております。そこでは知識や情報共有を推進することで、一人一人が快適で活躍できる社会、少子高齢化や地方の過疎化等の課題を克服する社会となることが期待されております。その知識や情報を共有する手段として、A I、人工知能の活用が不可欠だというふうにと言われております。

このような社会を担っていく子供たちに求められておりますのは、単にパソコン等の機器を操作できるというだけにはとどまりません。膨大な情報から適切に欲しい情報を探し出して読み解き、加工して議論したり、自らが自分の言葉で発信者となって発信していくことができる能力が求められているというふうに思います。

これらのことを踏まえて改訂されておりますのが、新しい学習指導要領でございます。小学校は本年度から、中学校は来年度から完全実施というふうになります。

本市ではその新しい学習指導要領の理念を踏まえながら、今、首席が申し上げたこと等々を具体化しながら、柳川に愛着を持ちながら成長する子供の育成のため、学力と郷土愛をしっかりと育てていきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

よろしく願いいたします。

次の質問です。G I G Aスクール構想への取組についての具体的なことに関してお尋ねしたいと思います。

これも資料を皆さんに今日お配りしていますが、昨年12月に現文科大臣が大臣発表ということで、1人1台のタブレット、またはパソコン、周辺機器を配備しますよと内閣府の決定で予算を補正予算で決定したわけですが、まず、本市が今回、コロナ禍の中での緊急対策ということでこれを大きく発表されましたが、その規模、配備計画や注意点をお尋ねしたいと思います。

学校教育課長（古賀 洋君）

立花議員の御質問にお答えをさせていただきます。

本市の状況でございます。

国のほうは前倒しすることによって、1人1台のタブレット端末、それから、ローカル5G、第5世代の移動通信網ですね、携帯電話の宣伝とかで5G、5Gと言っておりますけれども、学校内で第5世代の通信環境を整える、これを前倒しされまして、今年度中に全て完了させるというふうな形になりました。

したがって、本市でも予算をお願いいたしまして、小・中学校児童・生徒1人1台ずつのタブレットPCが使えるような環境、それから、各学校でローカル5G、LANの整備

工事、こちらを今年度中に完了させるというふうな状況になっております。

以上です。

8番（立花 純君）

前倒しということでした。文科省の定めた内容で、柳川市も市長をはじめ、執行部の皆様方が取り組まれた結果だと思いますが、ちょっと気をつけなきゃいけないことがあります。

今回、タブレットを配備するというので、一部の保護者の中では、リモートの授業をできるんじゃないか、また、するんじゃないか、家に持って帰れるんじゃないかというような認識を持っている親がいます。

私の考えは、タブレット等は教育のツールだと思うんですね。学校教育で授業をする中の教育ツールなんです。だから、確かに緊急性だとか利便性は、先ほども言うように、タブレット等々の器具を使ってリモートの授業ができるという一つのオプションであるんですけど、本当の真の姿というのはそういうところじゃないと思います。だから、入り口の段階で保護者や子供たちに、タブレットは何のために、どうやって使うかというのを伝えていただきたいと思います。

というのが、コロナ禍の中に、義務教育課程の子供たちにアンケート調査をされましたよね。要するにインターネット環境はどうなっていますかというのを全部の生徒にされましたよね。あれを見て、タブレットが1人1台配備される、家でもリモート授業をできるげな、そういった感じのことが先行しているように私は感じ取れます。あくまでも学校での教育的ツール、ICT教育の延長線で必要な教育ツールなんですよ。その辺どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりでございます。もともとこれはコロナ以前から、1人1台環境を計画的に整備するというは国の段階で決まっておりました。これがコロナ禍で前倒しされた。そして、長期休業等の場合においては、学校と家庭とをオンラインで結んで、オンライン授業等に使えるというふうな話が出てまいりました。

したがって、そちらのほうが先行している嫌いはございますが、あくまで学校の中で新学習指導要領に定められたプログラミング教育等のツールとして使うというのが大原則でございます。

以上でございます。

8番（立花 純君）

そういうふうに認識されているということなので、よろしくお願いいたします。

それでは、このタブレット、今後、入札等でいろいろ策定されると聞いていますが、この教育ツールはメンテナンスや物理的な更新が発生すると考えます。今後の、要は将来のラン

ニングコストの試算、またはこの財源は考えていらっしゃるでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

今回購入を予定いたしておりますタブレット端末につきましては、5年間はメンテナンスフリーとなるような形で、パッケージで購入をさせていただきたいというふうに考えております。

では、5年後どうなるかということにつきましては、実はまだそこまでは検討ができていないというのが正直なところでございます。5年を経過いたしますと、今回、全国的に整備をいたしております。恐らく全国的に更新時期を迎えることになろうかと思っておりますが、国が何らかの手だてを打つのかどうか、そのあたりを見極めながら、更新については検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

今後5年間はメンテナンスを含めたパッケージで購入するので安心ですよねということですね。

私が危惧することは、こういったハイテク、要するにデジタル機器というのは日進月歩で、どんどん進んでいくんですよ。更新どころか、仕様自体が変わっていく可能性もあるんですよ。4,000台も5,000台も今計画されているようですが、子供たちのためのこういった教育ツールが最新の状態であるということがどういうことかも、やはり財源を伴うことですから、財政の担当者としてしっかり議論しながら、先々の予算措置、そういうものも考えていただきたいと思っておりますので、引き続きお願いいたします。

それでは、このタブレットを本市は選択されたわけですが、このタブレットを使ってどのような教育をするのか、具体的にお聞かせください。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えいたします。

G I G Aスクール構想の中では、タブレット端末を整備することになっております。本市ではまだ購入に当たっての仕様書を公表いたしておりませんが、具体的にはキーボードが附属いたしました見た目にはノートPCのような形、そして、タッチパネルで操作ができるというふうな機械の導入を検討いたしております。パソコンのようにもタブレットのようにも使えるため、使い勝手のいいものになるかということで、本市ではこちらのほうを導入するように予定いたしております。

以上です。

8番（立花 純君）

ありがとうございます。

また、それを教える先生方の育成は現時点ではできているのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

先生たちにつきましては、研修等を3年ほど前から実施してきております。これは県のほうでも研修を設定されてやってきておりますので、習熟度については上がっているというふうに理解をいたしております。

以上です。

8番（立花 純君）

上がっているということなので、上がっているじゃなくて、確実にしてもらわないと、教える側が一番大切ですよ。そこをしっかりとボトムアップして、よろしくをお願いします。

次の質問ですが、今、こういった時代で、ソーシャルメディア、SNS、ユーチューブなどの動画等がありますが、これを子供たちが利用しているわけですけど、どのように教育委員会としては考えていらっしゃいますか。

学校教育課長（古賀 洋君）

議員の御質問にありましたユーチューブ等の動画メディアにつきましては、これから授業動画の配信等に活用するというふうな可能性もございますので、一概に否定するものではないかと考えております。

一定の対策と申しますのは、情報リテラシー教育でございます。先ほどからリテラシーというふうな言葉が出てきておりますが、この場合は、正しく適切に活用できる力というふうに私どもは考えております。

保護者の管理監督の下で利用するSNSについては、子供の利用が本当に必要なのかという問題もございますが、これだけ実際子供たちの中に入ってしまうと、一律の禁止というよりも、やはり危険性やマナー、そういったものを教えていく必要性を痛感しているところでございます。

こういったSNSへの投稿、利用、こういったところの自分たちの行動がほかの人にどのような影響を及ぼすのか、そして、自分にどう返ってくるのか、こうしたことを想像させる力を子供たちには身につけさせなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

そうですね。ユーチューブ等、携帯電話、スマホのときもそうだったんですけど、やっぱり今の時代の子供たちの生まれたときにはもうあるんですよ。それを我々、戦後教育を受けてきた人間というのは、なし潰しに駄目だと。なぜ駄目だということを教えていないんですよ。

これからの時代はそれがスタンダードなんです。だから、ユーチューブ等に関しましても、

中には専門的に非常に分析して、動画という配信サービスを使ってお示しをされている方もいらっしゃるんですね。だから、そういうものに関して、教育行政のトップに立つような人たちがしっかり理解をした上で指導する、また、学校の先生たちも是と非の部分をしっかり理解した上で学校教育の中に取り入れる、指導する、これが私は大切じゃないかと思しますので、よろしくをお願いします。

じゃ、次の質問をします。

教育格差についてお尋ねします。

本市ですが、他の自治体と比較して格差はあると思いますか。また、その原因についてお尋ねをします。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

柳川市の教育委員会といたしましては、周辺の他の自治体と比較して、学習の機会であったり、授業内容であったり、そういったもので他の自治体と格差があるとは考えておりません。もちろん市町村によって教育施策等も違いがございます。目指す子供像も違いがあるとは思いますが、明らかな格差があるとは考えておりません。

以上です。

8番（立花 純君）

地域の格差はないというのは、具体的にどこの市町村と比べて言われるのでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

ただいまのお答えにつきましては、近隣市町村、具体的に申し上げますと、南筑後教育事務所管内の小・中学校エリア、これを想定してお答えしているところでございます。

以上です。

8番（立花 純君）

分かりました。

実態を私は申し上げたいと思いますけど、昨日からいろんな議員が定住促進だとか人口減少をどうするかとか言われていますけど、やっぱり若者の世代、子育て世代というのは、教育というものを本当に真剣に考えられているんですよ。格差という言葉は、あんまり私もびんとこないし、どうかなと思う点があるけど、要は今の親の目線ですけど、将来の世の中や確かな教育システムをイメージできることを希望している。教育を前提に住む場所を選んでいる現状があるんです。こういうのが一つ、都市部と地方の格差じゃないかと思えます。

だから、都市部、具体的にどこの市がいいとかいうことは言う必要もないし、仮に言っただって、経済的な指標の差があったり、ベースが大きい小さいがあるから、本市に例えたらできない部分もあるかもしれませんが、義務教育というのは北海道から沖縄まで、全国民の子供たちが平等に受けられるすばらしい日本の文化なんです。これは継承しなきゃいけない

いけど、反面、本音と建前じゃないけど、本音のところはこういった都市部と地方の格差が出てきているんです。実際、担う子供たちを任せる親としては、そういった教育の環境、より充実した環境で義務教育を教えてあげたい、受けさせてあげたい、だから、そちらに住むということも実際あることを御理解いただきたい。私はそれを今回申し上げたいんです。

2年前から、先ほども言ったとおり、国では、文科省とか、経産省とか、総務省でデジタル化、要するにICT化とか英語の必修化等もうたってきましたよね。本市でもプログラミング実習をしましたよね。記者発表までしたじゃないですか。ああいう経験をしたのに、なぜそれを2年間、3年間あったのに生かそうとされていないのかなと。私は携わった人間として、それを思い出しながら質問させていただいています。どうでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

お答えをいたします。

議員のおっしゃることは大変理解できるところでございまして、義務教育ということで最低限提供しなければならない部分、こちらのほうはしっかりと提供する中で、保護者の方々に満足していただける授業というのを展開していかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、柳川市につきましては、選ばれる学校、保護者から満足していただける学校というのを目指していきたいというふうに考えております。

以上です。

8番（立花 純君）

非常にデリケートな質問で、お答えしにくい部分があるかもしれませんが、やっぱりそういうところが根っこにある保護者世代もいるということだけは理解をいただきたい。それについては、将来に向けた施策、教育行政というのをさせていただきたいということでございます。

それでは、最後の質問に入る前に、私が今回質問をさせていただく趣旨、私見を話をさせていただきたいと思います。

私が今思う大切なことは、コロナ禍の新しい常識や意識が変わることで、柳川の教育にどのような影響を及ぼすかを想像しなければいけないことだと思います。例えば、新型コロナウイルスの蔓延を受けて、全国のほとんどの大学では前期の授業は全てオンラインで行われました。当初、先生方の中には、授業は真剣勝負であって、対面でなければ効果が上がらないなどの難色を示す傾向もあったようですが、蓋を開けてみると、そうした先生方がオンライン授業の緊急性とか利便性を認められ、今後も取り組んでいくとも聞きます。実は私自身もコロナ禍に入り、毎日、同志の皆で早朝オンラインサロンを実践しながら、日々の柳川について熟議を繰り返し、その利便性を肌で感じている一人です。

このように、この数か月間でITリテラシーは格段に向上したように感じます。1年前の

今頃、現在の子供たちや教育現場の姿や、一人一人の市民が今の自分の姿をイメージできたでしょうか。私はできませんでした。新しい常識の世界では、ITリテラシーに取り組んだ教育の実践が未来の柳川を担う子供たちには必要不可欠であると私は確信します。教育はすぐに結果が出づらい分野であるからこそ、柳川市の教育費については将来を見据えた熟慮をいただき、予算の振り分けを希望いたします。また、教育に限らず、今後は行政サービスや社会のITリテラシーの高まりにうまくフィットした行政向けの商品やサービスの展開は加速的に進むと私は考えています。それらにいち早く取り組んだ自治体と旧態依然とした自治体との間に大きな格差が生じかねないと考えています。

柳川市が未来につなぐ、この担い手となる子供たちに、確かな教育の充実と人材育成に重点を置く柳川市先進教育都市宣言を、この際、私は宣言していただきたい、そういうふうに望みます。この件に関して、市長並びに教育長の御所見をお願いします。

教育長（沖 毅君）

立花議員の御質問にお答えいたします。

立花議員の教育に対する情熱に触れさせていただき、決意を今さら改めているところでございます。おっしゃいます自分で考え行動する力、また、ICTを活用した問題解決能力、自分で課題を見つけ、ICTをフルに活用し問題を解決し、そして、それを使って発信していくと、そういう力をつけていきたいというふうに思っております。そして、柳川の教育を信頼していただき、柳川市に住む一つのきっかけとしていただきたらというふうに思っているところでございます。

議員御提案の都市宣言につきましては、市教育委員会としては大変ありがたい御提案だというふうに感じているところであります。ビジョンを持って教育活動を進めていくことは重要なことであり、次代を担う人材育成が本市にとって大切な課題であることも理解しております。都市宣言については市の方針を示すものでございますので、市長部局のほうと協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

立花議員のいろんな形の市長の考え方なりを披瀝してくれということでございます。

今日、朝のテレビを見ていると、今年入った大学生が前半は全然授業を受けていないと。オンラインの授業ということで、対面授業はなかったわけでございます。一昨日も南極の大和中学校の先輩と衛星放送を使って交信すると。時代の流れというのが、そういう流れになっています。

今回、コロナ禍で予算がたっぴりつきました。予算化して議会も御承認いただきました。そういうICTのいろんな教育については、これからの自治体の格差が出てくるというふうに私も思っていますので、それについては、学校教育課長、また、指導官とやり取りをやら

れていましたけれども、そういうことを聞いていましたけど、これからの柳川市にとっても大変大事なことであるというふうに思っています。

子供たちは本市にとっても宝物でありますし、次代の柳川市を担う子供たちの育成につきましても、本市の輝かしい未来を思い描くために極めて重要であるというふうに理解をいたしております。

先ほど沖教育長が申し上げましたとおり、私もビジョンを持って教育活動を進めていくことは大変重要であるというふうに思っているところでもございます。柳川市が未来につなぐ、担い手となる子供たちに対する確かな教育と人材育成に重点を置く柳川市教育都市宣言については、教育委員会部局と十分協議をして、前向きに進めていきたいと思っております。

以上です。

8番（立花 純君）

この柳川市先進教育都市宣言について、もう少し私なりに、言った以上、どういう宣言内容がいいのか、これは自分の妄想ですから、参考にできるかどうか分かりませんが、1つ目に、子供から大人まで生涯学び続けられる環境をつくるということです。2つ目に、誰もが創造性を発揮し、学びを生かした活躍ができるまちづくりだと思います。古きを守り、かつ最新の技術を大いに取り入れる、そういったまちづくりです。自立心を持ち、社会への参加、率先した社会づくりに貢献できる人材の育成です。そして、最新・先端技術を柳川から発信するというまちづくりです。

これからの時代、教育に特化した特色ある施策を今からでも取り組むことで、柳川市の地方創生に必ずつながる、一つの要因になると私は確信をしておりますので、ぜひ取り組んでいただきますよう伏してお願い申し上げます。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして立花純議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前10時57分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、9番近藤未治議員の発言を許します。

9番（近藤未治君）（登壇）

皆さんおはようございます。9番、自由民主党柳誠クラブ、近藤です。ただいま議長からの発言許可を得ましたので、通告に従いまして質問をいたします。

国内では、いまだ新型コロナウイルス感染の収束が見えません。困難な状況が続いております。3

密を避けるということで、いろんなイベントも中止となりました。柳川市におきましても、既に秋のおにぎえ祭り、柳川よかもんまつり、そして、白秋水上パレードなどなど中止となりまして、市民の皆さんの楽しみもなくなりました。余談でございますけれども、私の住んでおる集落では、35年間続きました夏祭りのカラオケ大会も残念ながら中止となりました。早くこのコロナ感染が収束いたしまして、元の生活に戻れたらと思うところでございます。

さて、そんな中でも、今年も例年のように梅雨期、7月の集中豪雨によりまして、各地で大変な被害が生じました。熊本県では球磨川流域の氾濫、お隣の大牟田市でも三川地区の浸水など、近年ではゲリラ豪雨と言われるような50年に一度とか、数十年に一度とかの想定外の降水量などと報じられております。

そこで今回、私は柳川市における地域防災計画ということで質問をいたします。

具体的には、1つ、若宮排水樋門に強制排水ポンプ場新設について、2、花宗川改修事業の進捗状況についての2項目でございます。

詳細につきましては自席より行いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

9番（近藤末治君）続

それでは1点目、若宮排水樋門に強制排水ポンプ場の新設について質問をいたします。

柳川市では市内全域につきまして地域防災計画が策定されておりますが、あえて今回、私は沖端川の北側、蒲池地区の制水について、執行部の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

質問に入ります前に、この7月の集中豪雨対応につきまして、関係各課担当職員の皆さん、大変御苦労をおかけいたしました。一市民として感謝を申し上げたいと思っております。また、水管理に従事された担当課、各土木組合の職員の方々は、寝る間もなかったと聞いております。大変御苦労さまでございました。

さて、そのような努力であっても、自然現象には勝てないわけで、この7月の大雨、私の住んでおります蒲池地区でも近年にないほど水位が上がってきました。例年の雨の場合なら、国営水路が整備された関係が分かりませんが、冠水が大分少なくなったと私は感じておりました。しかし、今回、雨が上がって、私、蒲池地区を回りましたところ、一面が白波を打つような状態で、当然、水は高いところから低いところに流れるわけでございますけれども、蒲池地区の洪水調節は、最終的には沖端川に流れて有明海に行くこと。

そこで、質問でございますけれども、現在、沖端川右岸、磯鳥堰ですね、今回改修されましたけれども、そこから若宮排水樋門まで何か所の排水樋門がありますか。

水路課長（松永 久君）

近藤議員の質問にお答えします。

沖端川右岸に何か所の排水樋門がありますかということでございますけれども、沖端川の

若宮排水樋門から磯鳥堰までの間には、若宮排水樋門を含めまして9か所ございます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ただいま9か所排水樋門があるということでございますけれども、その中に強制排水ポンプが設置してある樋門はどこでしょうか。

水路課長（松永 久君）

強制排水ポンプが設置してある樋門はどこかということでございます。

沖端川の若宮排水樋門上流には磯鳥樋管と小坪樋管に強制排水ポンプが設置されているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

9か所全てには強制排水ポンプが設置されていないということですね。現在は2か所あると。

それで、今、9か所の中で2か所あると。小坪樋門には強制排水ポンプが設置されている。そうした場合に、小坪樋門に流れる水、いわゆる排水を主にするのは、沖端川右岸のどの地域の水がそこに流れてきて排水されますか。

水路課長（松永 久君）

小坪樋門へは主に沖端川右岸のどの地域の水が流れ込んでくるのかという御質問でございますが、小坪樋門へは、磯鳥樋管で排水できなかった水と、三橋町の磯鳥地区、矢ヶ部地区、柳河地区や蒲池の高島地区、立石地区、矢加部地区の水が主に流れ込んでくるようになります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。私も大体そうじゃないかと思っておりました。蒲池地区の今答弁なさいました地区は、県道久留米柳川線から東部に当たります高島地区、立石地区、それから、矢加部地区と三橋町の矢ヶ部地区、柳河地区、これを主な排水ということです。

それでは、今回、私が若宮のことについて質問をいたしておりますけれども、この若宮排水樋門には蒲池のどの地域あたりが入ってきますか。

水路課長（松永 久君）

若宮排水樋門はどのような区域の排水が役割となるかという御質問でございます。

若宮排水樋門は国営水路西浜武線の下流部に位置しております。主に蒲池地区の蒲生地区、金納地区、東蒲池地区、西蒲池地区の排水を担っているところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

今、蒲池地区について、西蒲池、それから東蒲池、主にそこら辺と。

ただ、私、蒲池地区だけじゃなくて、上流の筑後市、大木町、そこからも水が入ってくると思いますけれども、いかがでしょうか。

水路課長（松永 久君）

議員おっしゃるとおり、西浜武線につきましては筑後市、大木町からも流れてくるような形になっております。

以上です。

9番（近藤未治君）

そうした場合には、先ほど申し上げましたように、結局、水は高いところから低いところに流れる。ということは、筑後市の水、大木町の水を蒲池のほうにかぶって、そして、最終的には太田川水系、それから、国営水路はもちろんですね。国営水路は2本入っていますかね、昭代線、西浜武線。そして、太田川に流れて若宮に行くと。そして、若宮から沖端川に排水するということですよ。

それでは、お尋ねしますが、先ほど筑後市、大木町から入ってくる水、蒲生地区ですけれども、それから上流に花宗川に排水する観音丸の樋門があるのでしょうか。あそこには大体排水しますか。

水路課長（松永 久君）

大木町から蒲生地区に流入した水は、花宗川の観音丸樋管から排水するかというような質問でございますけれども、大雨のときは花宗川の水位も高くなりまして、花宗川には排水しにくくなります。

以上でございます。

9番（近藤未治君）

ありがとうございました。

ということは、蒲池に降った雨水、それに筑後市、大木町から入ってくる水は花宗川にははかない。全て若宮辺りに流れていくということですよ。そうした場合、最終的にずっと流れていきますけれども、今、国営水路が整備されまして、蒲池地区には西浜武線ですね、今さっき言われました。矢ヶ部1号制水門、それと東蒲池上流制水門、それから東蒲池制水門と、制水門が3か所あって、上流からの洪水調節、これはされておると思います。昨日も御質問がありましたけれども、先行排水とかというようなことで先に出してある状態で、国営水路のおかげで蒲池地区の洪水は案外と以前に比べて少なくなったと私も感じております。

しかし、いずれにいたしましても、沖端川に排水をしないといけないわけですね。そういうところで、若宮排水樋門ですよ。今はポンプ場がないから自然排水ですよ。そうした場合には、結局、沖端川の潮が磯鳥堰までは入ってきますからね。ということは、干潮、満潮の関係で、沖端川のほうが、内水面であります、その水位よりも高くなる時間が私があると

思うんですよ。ということは、はかない、当然、自然排水できない。潮が引くまで内水でたまったままで、それで、今回みたいな大雨によりますと何時間か待たなければなりません。そして、その次の潮になるまでには6時間ですかね、満ち潮の関係がありますから。そうすると、その次の潮を待つまでには時間があると。そうすると、当然、今言った筑後市、大木町の上流からの水も入ってくる。すると、大雨になるといって、今回のような内水の氾濫という状態に私はなると思います。

それで、いずれにしても、一番流末が若宮ですから、そこを自然排水だけに頼って、今後この雨量がかなり多くなってきていると思うんですよ。それで、その対応ができるのかなということで、今回、私はその解消には強制排水ポンプが必要じゃないかということで質問をしたわけですが、執行部はどのようにお考えでしょうか。

水路課長（松永 久君）

内水氾濫の解消につきまして、強制排水ポンプが若宮に必要ではないかという御質問でございます。

強制排水ポンプの設置につきましては、市単独での設置は困難であると考えておるところでございます。国営西浜武線につきましては、国営の土地改良事業筑後川下流区域として事業を完了しておるところです。

国や県の事業はそれぞれの基準に沿って計画されておりまして、現状では難しいと考えているところです。

内水氾濫につきましては、河川の水位が上昇することで、内水を河川に排出できないということが原因でございます。柳川市としましては、柳川市や大川市などの下流域の負担を軽減できるように、現在、柳川市で行っております先行排水を上流域の市町でも実施するように、筑後川下流域の県南7市1町で組織しております筑後川下流域農業開発事業促進協議会に要請しているところでございます。

また、沖端川につきましては流下能力を確保するために、令和元年度、2年度にかけまして河川内のしゅんせつや支障物の除去などの工事を福岡県に行っているところでございます。これらを施工することによりまして、河川の水位は下がり、若宮排水樋門の自然排水できる時間が増えると考えているところでございます。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

やっぱり流末である沖端川のしゅんせつとかは考えないといけない。ただ、制水門にポンプ場の新設を私が今回お願いしているのは、筑後川下流域農業開発事業促進協議会ですか、こういうのと足並みをそろえないといけないということが御答弁でございました。

ちなみに、今回の沖端川の潮位が高くて自然排水できなかった時間は何時間ぐらいありましたでしょうか。

水路課長（松永 久君）

今回の大雨で若宮排水樋門が自然排水できなかった時間ということでございますが、若宮排水樋門が今回の大雨で排水できなかった時間としましては、7月6日、7日の2日間で10時間程度でございます。平均しますと、満潮の前後の約2時間30分程度が排水できなかった時間になるかと考えているところです。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

2時間半近くが自然排水できなかったと。これは、今後また大雨が降って内水氾濫が起きても、2時間半近くは自然排水ができないということで、いずれにしても、沖端川の干潮のときに出さないと、内水氾濫は収まらないということですね。

そこで、再度になりますけれども、少しでもこの内水氾濫の時間を解消するために、今後、十分に水量の調査などを行って、国、県へ強く要望していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

水路課長（松永 久君）

国営水路に係る内水氾濫につきましては、柳川市だけの問題ではございませんので、水量の調査等につきましては、筑後川下流域の県南7市1町で組織します協議会の中で協議しまして、どのような要望をしていくのか調整をしていきたいと考えております。

以上でございます。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

課長が進めますとかは答弁できんと思いますけれども、いずれにしても、内水氾濫の時間帯を少なくしていただきたいと今回も強く要望しておるわけでございます。

ところで、先ほど課長答弁の中で、若宮の下流も元年から2年にかけてしゅんせつをしたということを御答弁なさいましたけれども、沖端川につきましては、平成24年の沖端川決壊によって、災害激特で災害復旧をしていただいております。

上流につきましては、出の橋、大門橋の架け替え、それから磯鳥堰の改修とかされておりますけれども、私は若宮樋管の質問をするということで現場を見に行きましたところ、やっぱり対岸、下流はまだヨシが生えて、草が生えたりしております。しゅんせつとかをやっていただくと、下流部について、若宮からの下流ですね、結局、下流が整備されれば上流からの水ははくと。若宮から余計はけば、小坪も助かる。小坪が助かれば、上流の水門も助かる。排水樋門はずっと下からしていけばいいんですけどもね。

そういうことで、沖端川のしゅんせつ、今さっき言われましたけれども、今後やっていただくと、みお幅も広がって、課長の答弁もありましたけれども、排水が早くなって、自然排

水もその分だけ早くなるんじゃないかと私は思っておりますが、その下流について、これは河川のほうになりますよね、治水のほうになりますから建設課のほうですかね、よろしくお願ひします。

建設課長（中村正光君）

近藤議員の御質問にお答えをいたします。

沖端川の河川整備につきましては、平成24年度から平成29年度にかけて実施された河川激甚災害特別緊急事業により、出の橋、大門橋の架け替え工事、特に磯鳥堰につきましては、固定堰から転倒堰に改築されたことによりまして、流下能力が格段に向上し、流域住民の安全・安心につながっているところでございます。

議員御指摘のとおり、本市としましては、下流部のしゅんせつは大変重要な対策であると考えております。そのため、県に対し再三しゅんせつの要望を行ったところ、国が行っている国土強靱化のための3か年緊急対策を活用いたしまして、令和元年度、2年度にかけて河川内の土砂の掘削や樹木の伐採など流下能力を確保する工事を、沖端川の5か所におきまして、工事費にしまして263,000千円を投じ、2万4,500立方メートルの土砂の掘削、しゅんせつを行っていただきました。

市といたしましては、県に対し、若宮樋管から下流の区間を含めた河川の通水阻害をする土砂が堆積している区間のしゅんせつを強く要望いたしまして、市民の安全で安心した生活を確保していただけるよう取り組んでまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

今後も下流部について一生懸命要望していただいて、整備していただきたいと思っております。

ところで、昨日の高田議員の質問の中で、矢部川本流がよそよりも低かったというようなことを言われましたけれども、今、矢部川の松原堰でかんがい期と非かんがい期、沖端川に何対何ということその割合が決まってしまうでしょう。今回の洪水のときはどのような関係でございましたでしょうか。

建設課長（中村正光君）

お答えいたします。

国土交通省の所管である松原堰、ここで堰の操作が行われております。

矢部川本川と沖端川の流量配分ですけれども、いわゆる5月1日から10月20日までのかんがい期につきましては7対3、10月21日から4月30日までの非かんがい期、これは5対5の配分となっております。

続きまして、洪水時の流量配分につきましてお答えいたします。

矢部川水系河川整備計画では、船小屋地点における流量が毎秒3,000トン流れた場合、沖端川への配分は毎秒約300トンとなっておりますので、配分量は矢部川が約9割、沖端川が約1割となっております。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

以前は松原堰は固定堰で、漏水もあって、今回はラバー堰ですから、きれいに配分されておると思いますけれども、いずれにしましても、沖端川の下流部については高潮とか、いろいろしてありますけれども、沖端川の今言った若宮からの下流について、しゅんせつの要望をしていただきたいと思います。

それでは次に、2点目についてお尋ねをいたします。

花宗川改修事業の進捗状況ということでお尋ねをいたします。

柳川市地域防災計画の中で、花宗川に危険箇所というのはありますか。あるとしたら、何メートルぐらいでしょうか。

建設課長（中村正光君）

花宗川は、本市において柳川市と大木町の市境、約700メートルの区間を流れております。柳川市地域防災計画では、この花宗川をまたぐ県道久留米柳川線の下田橋から下流50メートル地点を起点に、下流に向かって延長約190メートルの区間が重要水防箇所となっております。溢水の危険が予想されておるところでございます。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

190メートルが危険箇所として挙がっているということですね。

そしたら、今回、実際、溢水はしましたか。したとしたら、何メートルぐらいが溢水して700メートルが花宗川区間でしょう、190メートルが溢水の危険があるということですね。190メートル全て溢水したんじゃないとは思いますが、いかがですか。

建設課長（中村正光君）

7月6日午後6時頃に、管理主体であります福岡県の職員2名と柳川市の職員2名で現地確認を行っております。現地に量水標というのがございまして、水位について3.1メートルということで、氾濫危険水位の2.5メートルを大きく上回っており、花宗川に隣接する市道では水深約10センチから20センチの溢水が確認され、市道を越えて水田に流れ込んでいる状況でありました。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

ということは、実際、溢水したということですね。私は平成22年12月議会で、花宗川の改修について質問をいたしておりました。当時の答弁では、柳川市分の700メートルについては詳細設計に入っていないということでありましたけれども、現在、花宗川の改修は、どこら辺をどのような工事をなされておりますか。

建設課長（中村正光君）

現在の花宗川の整備状況につきまして御説明いたします。

大川市では、花宗川に架かる国道442号線の入道橋下流左岸の護岸工事が行われております。

柳川市と大木町では、花宗川に架かる下田橋の架け替え工事が行われております。この工事に伴い、一部区間について約50メートルの護岸整備が行われているところでございます。

なお、上流域の八女市では、九州自動車道から上流の地点において、洪水の調整池整備が行われております。

議員御承知のように、河川の整備は下流から進めていくことが基本であり、橋梁の架け替え、洪水調節施設の整備等は必要に応じて行われております。

なお、柳川市分の詳細設計につきましては、現在の状況を県に確認したところ、今の時点では詳細設計にまで入っていないとのことです。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。

現在は大川市内をやっているということですね。常識的に、課長がおっしゃったように、河川改修は下流からやっていくのが当たり前だと思います。しかし、私は今回溢水したこの堤防のところ、今、課長の答弁もあったけど、低いから溢水して蒲池地区の根葉、野田地区に入ってきた水があると思うんですよ。暫定的に、その堤防のかさ上げとかいうのは県にお願いできないんでしょうか。

建設課長（中村正光君）

議員おっしゃいますとおり、市としても、溢水対策としての堤防のかさ上げは必要であると考えております。

冠水を防ぐために堤防のかさ上げを行う場合は、周辺の土地との高さの調整が必要となります。地元の御理解を得ることが必要不可欠であります。

そのため、浸水状況やその要因など現状を把握し、地域住民と十分に協議を行いまして、福岡県に対して、できる限り要望を行ってまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございます。

花宗川は場所的に柳川市の一番北側にある川で、この花宗川がもし　今回は溢水ということですが、決壊でもしたら蒲池全域に被害が発生して、大変なことになると私は思うんですよ。

それで、今、蒲池地区について詳細設計なんかは入っていないということでございますけれども、これは花宗川改修期成会とかありますでしょう。こういうところと一緒にって国、県に強く要望していくべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

建設課長（中村正光君）

今回の7月の被害を受けまして、花宗川の河川改修事業を促進していかなければならないと考えております。

花宗川の河川改修事業につきましては、沿川の4市1町及び2土木組合で組織する花宗川改修期成会で、毎年、国や県に対し事業促進の要望活動を行っているところであります。今後も引き続き、花宗川の現状を訴えながら強く事業の促進を要望し、一日でも早く住民の皆様が安心して暮らしていけるよう取り組んでまいります。

以上です。

9番（近藤末治君）

ありがとうございました。ぜひお願いしたいと思います。

ところで、平成21年7月に筑後川水系下流域の花宗川改修事業ということで、蒲池農村環境改善センターで説明会があったわけですよ。私も参加いたしまして、そのときは計画図とかを見せて、今、原案を策定中であるというようなことでした。そのときに、河川整備計画の原案ができたなら関係機関と協議するということでしたけれども、11年ほど過ぎておりますが、その後、この計画というのはどのようになっておりますか。

建設課長（中村正光君）

福岡県は、河川整備計画の原案を基に、平成21年7月に地元説明会を開催いたしました。この説明会での意見などを踏まえ、河川整備計画の策定を進めておりましたが、その後、平成24年7月の九州北部豪雨での被害を受け、原案の見直しが必要となりました。

現在は、花宗川を含む筑後川下流域の県が管理する12の河川を対象に筑後川下流圏域河川整備計画の策定が進められている中で、近年頻発する豪雨による被害の影響により、山ノ井川の原案の見直しが行われているところでございます。

この見直し後の整備計画によりまして、今後、事業のほうが進められるということでありま

す。

9番（近藤末治君）

そのとき、11年前に説明会があって、私は全然柳川地区が進んでいないというような　恐

らく県道久留米柳川線の改良があっておりまして、下田橋の架け替えがあったからということと進んでいないのじゃないかと私は思っております。しかし、橋も架け替えが終わりまして、今、大木町側のほうに橋台は広がったんですね。あれを見ると、大体大木町のほうに広がるのかなと私は思うんですけれどもね。そういう整備が終わったからやっぱり進めていただかないと、花宗川、そしてもう一つは、筑後市、大木町から入ってくる水とかが蒲池に全部かぶって、水路課への質問もしましたけれども、最終的に若宮に排水するというようなことになると思うんですよ。

そして、この花宗川というのは八女市から大川市まで23キロ近くあって、ただ、柳川市の分は今、観音丸から野田地区までの700メートルぐらい。何遍も言いますけれども、治水河川であるのと同時に、これは蒲池地区にとっても重要な用水確保の河川でもあるわけですよ。平成6年でしたかね、干ばつするとき、結局、花宗川は矢部川の上流から取りますから、入ってくるんですね。太田川というのは、今言った松原から入ってきてからの、大変貴重な水ということで、治水と用水を兼ねた花宗川なんですよ。

ですから、これは当然、早く整備計画を進めて、下流からしていくのは分かりますけれども、今言った23キロもある、八女市からですね。大川地区はまだちょっとしかやっていないです。これは期成会として一生懸命頑張って、予算を取ってもらって進めていただかないと、用水にも関係する、治水にも関係する、大事な川だと私は思いますので、これは当然、花宗太田土木組合も関係します。そこら辺と協議を十分していただいて、河川改修を早期にお願いしたいと思いますが、最後に市長、何かよございますか。

市長（金子健次君）

花宗太田土木組合の副組合長をしておりますので、そういう面では、今の御意見等は十分倉重組合長にも話をし、併せて期成会の中で国、県に対しての要望活動をやってもらいたいというふうに思っております。

若宮樋管の関係についても、昨日、高田議員から質問がありましたように、ある程度県南の市町村に対しても十分話し合いをしないと、大きなうねりがないとなかなか国の制度を変えることはできないと思っておりますので、そういう動きもしてみたいというふうに思います。以上です。

9番（近藤末治君）

柳川市は下流に位置しておりますから、昔から水に泣かされたところなんですよ。水の一滴は血の一滴というようなことも言われておりました。それに対して、今回も大雨という、水が要らないときは上から流れてくる。そうすると、下流はどうしてはくかというのを考えないといけないんです。自然排水ではなかなか無理だということを全て、自然の力には勝てませんけれども、幾らかなりとも人的な措置をしていただいて、内水氾濫が一刻も早く解消されるようなことをお願いして、私の質問を全て終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして近藤末治議員の質問を終了いたします。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午後1時 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3順位、4番今村智子議員の発言を許します。

4番（今村智子君）（登壇）

皆様こんにちは。4番、公明党の今村智子でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、このたびの台風10号で被害に遭われた方々、そして、九州各地に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を願っております。そして、コロナ禍の中、度重なる自然災害に不眠不休で頑張ってくださいています本市の職員の皆様をはじめ、避難所開設となった関係者の方々に心より感謝申し上げます。

さて、50年、100年に一度と言われた想像を超える自然災害は毎年のように起こっています。7月の豪雨は、平成24年の矢部川や沖端川が決壊した九州北部豪雨を超えるものとなりました。近隣の大牟田市はまちが冠水し、ボートで救助される映像が流れ、衝撃が走りました。西鉄電車の天神大牟田線は柳川 - 大牟田区間は運休となり、西鉄柳川駅は帰宅困難者でいっぱいでした。また、この中には藤吉小学校に避難された方もいらっしゃったと伺っております。いつ起こるか分からない自然災害から市民の皆様の大切な命を守るためには、これまでの貴い犠牲や教訓を大事にして、皆様の安心へとつなげていくことが私たちの使命と責任ではないかと思えます。

そこで、私は7月豪雨後、コミュニティセンターや小学校など、計21か所の避難所を訪問させていただきました。一件一件回り、現場の声を聞く中で、避難所の運営についてはきめ細やかな対策が必要だと感じましたので、本日は現場で聞いた声を中心に6つの質問をさせていただきますと思います。

まず1点目は早期の避難所開設、2点目は避難所情報の周知、3点目は備蓄品、4点目は避難所のトイレ、5点目は乳幼児を抱えての避難所、最後の6点目は柳川市民会館閉館後の避難所についてです。

質問は自席より行いますので、議長のお取り計らいのほどよろしく願いいたします。

4番（今村智子君）続

それでは、質問させていただきます。

まず、1点目の早期の避難所開設についてお尋ねいたします。

令和2年7月豪雨で被災された方々から多くの御意見があったのが、もっと早くに避難所を開設してもらいたかったとの声でした。市からの警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始の発令があり、16時に13か所、そして、2時間後の18時に3か所の避難所開設をされました。市民の方は、大雨時は早めの避難をと日頃からテレビ放送や防災ガイドブックにも掲載されていたので、その日は15時過ぎから避難はできますかと、徒歩や自転車ですぶぬれになってコミュニティセンターまで見えた方もいらしたようです。センター職員の方も、市からの連絡がまだ来ておりませんので、避難所としてはまだ開設しておりませんと返答されながらも、大雨の中で歩いてこられた方に帰っていただくのもどうかと悩まれたそうです。いつも避難所となっている現場は、避難所開設の時間の問合せが頻繁にかかってくるなど、対応に苦慮されたようです。

そこで、お尋ねいたします。

このように急激な大雨による冠水など現場が急変すると、一番に心配になるのが高齢の方や子供さん連れの御家族です。避難するにも時間がかかりますので、職員がいらっしゃるコミセンなどは避難開始の発令をされるよりも早く避難所開設をして、早めに来られた方の受入れをしていただくことはできないのでしょうか。御答弁のほどよろしく願いいたします。

総務課長（武田真治君）

今村議員の御質問にお答えいたします。

大雨に対する避難所開設は、河川の水位上昇に伴い、河川の避難判断水位に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示を発令するとともに、災害が見込まれる場合には自主避難所等を開設しております。7月豪雨の際は、基準に従い、発令及び避難所開設をしたところであります。

避難所開設に当たっては、早め早めの対策が必要であり、河川の水位や福岡管区気象台の情報など、あらゆることを鑑みて総合的に判断して行っております。特に、今日のコロナ禍においては、過密状態を防ぐスペースの確保や健康管理の徹底、感染予防対策などの通常の避難所運営とは異なる対応が必要となり、きちんと体制を整えた上で避難所を開設していかなければなりません。常時避難者を受け入れるような対応は難しいというような状況です。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。コロナ禍での避難所開設は、感染予防対策も含めて、体制を整えた上での避難所開設をされてあるということで、早期の受入れの対応はちょっと難しいということですね。では、このことはもちろん市民の皆様にも何回もお伝えしてあると思うんですけども、ぜひ再度周知徹底のほどをよろしく願いいたします。

あと、台風10号に関しましては、本当に早く開設をしていただいておりますので、市民

の方々からは、慌てずによかったということで、ありがたいお声をいただいておりますので、付け加えさせていただきます。

それでは、2点目の避難所情報の周知についてお尋ねをいたします。

令和2年7月豪雨は、1階建てのコミュニティセンターは被害に遭うおそれがあるため、避難所の開設はされず、近隣の小学校に避難するようになっておりました。本市は広報車などで防災情報や避難所が小学校になっていると周知をされてあったのですが、雨の音で聞こえないところもあったようです。また、住民の方は台風時の避難所と同じところと思い込んである方も多かったようで、初めに近くのコミュニティセンターに行かれ、そこから小学校まで移動されたと伺いました。しかし、学校が広過ぎて、避難場所が体育館なのか、教室なのかと迷われた方もいらしたようです。

住民の方が素早く安全に避難できるためにも、避難所周辺に「ここが避難所です。入り口はこちら」などの目印となる案内板を貼っていただくと少しでも安心して避難していただくことができるのではないかと思いますので、御意見を聞かせてください。

ほかに避難所情報の周知徹底のために市が取り組んであること、また、これから取り組んでいかれることがありましたら教えてください。

総務課長（武田真治君）

避難所である学校の案内板につきましては、「避難所」「受付」と書いてある案内板を作成しましたので、今回の台風10号の避難のときに活用をしました。今回の台風10号の避難所としては、市内で50か所を開設して、県立伝習館高校にも御協力をいただきました。今後、1次避難所、2次避難所の区分など、こういった表示が市民の皆さんに分かりやすいか検討し、改善を図っていきたいと思っております。

あと、避難情報の周知徹底で市が取り組んでいることですが、避難情報の周知は、まず、災害対策本部で避難所開設が決定された後、直ちに校区代表、行政区長、地区代表、民生委員・児童委員へファクスや電話連絡を行います。議員の皆様にも連絡をしております。報道関係にもファクスをしております。また、県防災メール「まもるくん」及び消防の災害情報発信システムで登録者に一斉送信し、ホームページにも情報をアップしております。

防災無線や戸別受信機での広報は、避難所開設の2時間前と1時間前の2回行います。市広報車5台や消防団車両20台による広報は2時間前から行い、特に、消防団は各分団管轄区域内をくまなく回り、広報をしております。大雨時や強風時はマイクの音声が届きにくいので、スピードを落として走るように注意をされているそうです。

さらに、Lアラートという県の防災システムには情報を流しております。県が県内の避難情報を報道関係に流すようになっております。

さらに、今後の災害情報の発信情報として新たに検討しているのが地上デジタルデータ放送広報サービスの利用です。これは市町村が発信したい情報を入力すれば、データ放送で

アルタイムに市民の皆様にお届けできるサービスです。市民の皆様はテレビのdボタンを押すだけで、その情報を見ることができます。例えば、NHKのテロップ画面では、柳川市だけでなく、他の市町村の情報も常時流れているような状態ですけれども、このデータ放送では市民に柳川市の災害情報だけを分かりやすくリアルタイムでお知らせすることができます。また、災害情報だけでなく、イベントや行政情報なども含めて、必要なときに必要な情報が得られるようになります。高齢者の皆様の中にはスマホを使用しない方やホームページを見ない方もいらっしゃいますので、そのような方への情報発信としては有効だと考え、導入を今検討しているところです。

今後も避難情報が全ての市民の皆様に行き渡るように努めていきたいと思っております。以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。地上デジタルデータ放送広報サービスの利用を御検討されているということで、このサービスは本当に情報発信としては素晴らしいものだというふうに私も思っております。

これだと多くの市民に情報が行き渡ると思っておりますので、ぜひとも一日も早く導入のほうをお願いしたいと思っておりますが、この段階でいつぐらいに導入されるとかというのは決まっているのでしょうか。

総務課長（武田真治君）

何分、予算を必要とするものでありますので、今入れるかどうか検討しております。いつというのははっきりまだ申し上げられませんが、予算面、そういうことを含めまして考えて、まだ時期までははっきり決まっております。

4番（今村智子君）

分かりました。すみません、ありがとうございます。

それでは、3点目の備蓄品についてお尋ねをいたします。

各避難所に設置されてある段ボールベッドの利用についてのお尋ねがありました。避難所を見学したときに各箇所を確認しましたところ、この段ボールベッドが幾つかしかありませんでしたので、それを使用できる方の要件を教えてください。

また、どういうときに使えるのか、そして、一度使ったら、コロナ感染対策を考えると、その後は再利用できるのかとのお声もありましたので、それも併せて御答弁のほどよろしく願いいたします。

総務課長（武田真治君）

避難所での段ボールベッドは、基本的には避難されてきた方が発熱や体調不良となった場合に使用することとしております。しかし、障害者や高齢者が避難されて配慮が必要な場合はもちろん使用できます。

使用後ですけれども、発熱者対応したベッドの再利用は考えておりません。

以上です。

4 番（今村智子君）

分かりました。ありがとうございます。避難所での段ボールベッドの使用に当たっては、発熱や体調不良の方が中心で、もしも発熱をされたときに使われたということであれば、再利用はないということで認識してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

あと、小学校の体育館や多目的ホールの避難所では、敷物がコミュニティセンターで敷かれているような柔らかいマットではなくて、体操用マットやブルーシートしかありませんでした。体操用マットは長年使われているものも多いので、衛生面がとても気になりました。また、ブルーシートはほぼじかに床に座ることになりますので、高齢者にとっては特につらいようです。

御自身で持参される方もいらっしゃるようですが、今はコンパクトで収納の場所も取らず、持ち運び便利なエアマットもありますので、学校が避難所となった場合にも安心してゆっくりと避難していただけるよう、エアマット等をはじめ、備蓄品を検討していただくことはできませんでしょうか、御意見をお聞かせください。

あと、福岡市は今月、9月1日の防災の日を前に災害備蓄品の倉庫を公開されました。また、東京都立川市のホームページには防災備蓄品を写真つきで掲載してあります。このような取組は、市でどんなものが備蓄されているかを市民が知ることで家庭での災害の備えに役立つと思います。本市においてもホームページに掲載していただくことはできますでしょうか、御答弁のほどよろしく願いいたします。

総務課長（武田真治君）

まず、小・中学校へのマットを備蓄品としての配置ですけれども、大雨災害によりまして、河川沿いの校区は小学校を避難所として開設いたします。マットに関しましては、まず、河川沿いの小学校に配置いたしまして、その後、他の小・中学校に配置をしていきたいと思っております。

備蓄品のホームページへの公開につきましては、いい取組だと思しますので、前向きに検討していきたいと思っております。

以上です。

4 番（今村智子君）

ありがとうございます。マットの配置に関しましては、できるだけ早めにどの避難所でも配置のほどをお願いいたします。

備蓄品のホームページ公開は前向きな御検討をしていただけるということですので、楽しみにしております。

それでは、4点目の避難所のトイレについて質問をさせていただきます。

7月豪雨では小学校6校が避難所となりました。藤吉小学校では避難場所近くのトイレが和式であったため高齢者の方が困られており、藤吉小学校の校長先生が夜中に段差のある通路に明かりをともされて洋式トイレまで連れていかれたと伺いました。

ほかの小学校は避難所近くに洋式トイレを設置されているところもありましたが、小・中学校を避難所とするには近くに洋式トイレの設置をぜひともお願いしたいと思いますが、御意見を聞かせてください。

総務課長（武田真治君）

学校施設は学校教育課の管理になりますので、洋式トイレの設置は学校教育課の所管となります。各学校の和式から洋式トイレへの改修は学校教育課において計画的に進められていると聞いております。

今後は学校を避難場所にする際に、洋式トイレが近くにある教室等の使用を学校と協議しながら検討していきたいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

トイレに関してなんですけれども、特に、高齢の方にとっては避難をするかどうかの重要な基準になっているようです。このたびの台風で学校に避難された方からも何件か御相談を受けました。

学校教育課において洋式トイレへの改修は計画的に進められているとのことですが、その計画の中に優先的に避難場所近くのトイレを改修していただくことはできないのでしょうか、御答弁のほどよろしく願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会では、小・中学校のトイレにつきまして順次和式のものは洋式のほうに変更をいたしております。その方式といたしましては、例えば、校舎、体育館等の大規模改造工事、あるいは営繕工事、この際に併せてトイレのほうの改修を行っていくというふうなやり方が原則でございます。あるいはトイレが壊れたときに修繕をする際に和式トイレについては洋式化する、そのようなやり方で順次洋式化を進めております。

ただ、じゃ、どのように洋式にする順番、学校内での順番を決めていくかという話になってまいりますと、営繕工事におきましては、やはり学校の意見を聴きまして、子供たちがよく使うトイレ、こちらのほうを優先して改修していくというふうなことにどうしてもなってまいります。避難所として使う場合に、子供のトイレですので、狭いという御意見もあろうかと思ひますし、洋式トイレになるのが遅くて、和式しかない場所が避難所として提供されるということもあろうかと思ひます。非常に御不便をおかけするかと思ひますが、順次洋式化していくというふうな考え方でありますので、御理解をお願いいたします。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。順次洋式化に向けていただいているということでございます。子供たちがよく使うトイレからされてあるということですが、先ほども申しましたように、藤吉小学校では大牟田市の帰宅困難者の方も避難をされたということで、今後、避難所として使用していくに当たっては、市外の方ももしかするとこの避難所を使われていくということも出てくるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ避難場所とトイレはセットで考えていただきたいと思いますとも思っておりますので、今後また柔軟な対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは、5点目の乳幼児を抱えての避難所についてお尋ねいたします。

7月豪雨で避難所となった矢ヶ部小学校に子供連れの御家族が避難されたそうです。そのときに、この子供連れの御家族だけで過ごせるマットの敷かれた教室を提供していただいたと伺い、本当に学校側の心温まる御配慮にとても感動をいたしました。子供連れの家族にとって避難をすることは大変なことです。子供が夜泣きしたらどうしようか、赤ちゃんのおむつ交換や授乳はどこでと、いろいろ不安になると、集団のお部屋で避難することはちょっと難しいです。

本市として乳幼児を抱えた御家族に対する対応についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長（武田真治君）

避難所では、畳の部屋を高齢者や乳幼児を抱えた避難者が優先的に使用できるように配慮をしております。

ただ、コロナ禍でもあり、部屋にも限りがありますので、現在計画中的の子育て支援拠点施設を乳幼児と保護者専用の避難所として使用できないか、今、子育て支援課と協議を始めたところです。

以上です。

4番（今村智子君）

畳の部屋を優先的に使用できるというふうにおっしゃったんですけれども、本当に皆さんが避難されている中で、どうしても優先的と言われてもちょっと難しいです。赤ちゃんのおむつの交換とか授乳に関しては、もしよければパーティションの対応とかをしていただくと助かりますが、いかがでしょうか。

あと、計画中的の子育て支援拠点施設の話でございますが、乳幼児と保護者専用の避難所としてつくっていただけないかという御要望は、子育てするなら柳川隊の子育て支援団体の方からお話を伺っておりましたので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

総務課長（武田真治君）

まず、パーティションとかの備品の話なんですけれども、乳幼児と保護者専用の避難所と

した場合には、パーティションなど備蓄品を配備して、乳幼児の世話がしやすい環境をつくりたいと思っております。

子育て支援拠点施設を避難所とすることについては協議を今始めたばかりですので、今の御意見を参考に協議を進めたいと思っております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

それでは最後、6点目の質問でございます。柳川市民会館閉館後の避難所についてお尋ねをいたします。

49年間、市民の皆様が親しまれてきました柳川市民会館が11月8日に閉館となります。これまで避難所としても使わせていただいております。7月豪雨では避難者数延べ90人、そして、このたびの台風10号の避難者数は過去最多の360人を超えたというふうにお聞きしております。この数は、柳川市民会館が避難所として市民の皆様が周知されていることを感じた次第です。

そこで、お尋ねをいたしますが、閉館後、次の避難所は柳川市民文化会館水都やながわになるのでしょうか。もしそうであるならば周知徹底は重要になりますが、1点心配なことがあります。それは柳川市民文化会館ですと、オープンは12月20日ですので、市民会館閉館日の11月8日からの約40日間の間に災害が発生したときはどのような対応をされるのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

総務課長（武田真治君）

市民会館閉館後は、柳川市民文化会館を避難所に指定する予定としております。

議員がおっしゃられる市民会館閉館から市民文化会館の開館の間につきましては、現市民会館が12月末まで現在の指定管理者の九州ビルサービスが管理することとなっておりますので、一般利用はできませんが、避難所としての使用は可能になっておりますので、11月9日から12月19日の間の災害時は市民会館を避難所として使用するように考えております。

以上です。

4番（今村智子君）

ありがとうございます。11月9日から12月19日までの間は災害時は市民会館を避難所として使用されるとのことで、安心をいたしました。大変お世話をおかけすると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、災害から避難するには自助、共助、公助があって大切な命を守ることができます。柳川市はこの3つの助けの体制は万全だ、災害が来ても安心して住めるまちと言えるよう、今後とも皆様のお力を貸していただけることをお願いし、共々に安全・安心のまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これもちまして今村智子議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1 時29分 休憩

午後 1 時39分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第 4 順位、16番緒方寿光議員の発言を許します。

16番（緒方寿光君）（登壇）

緒方寿光です。議長より発言許可をいただきましたので、一般質問を行います。

まず、質問に入ります前に、今年7月初めの集中豪雨、そして、台風9号、台風10号で罹災されました皆様に対しまして、心よりお悔やみを申し上げます。さらには、今この時点におきましても、コロナ感染症への対策として、医療従事者の皆様、一生懸命仕事をしていたいておりますことに対しまして、心より感謝と敬意を申し上げます。

今回、私の質問は大きく2点です。

初めに、頻繁に発生する集中豪雨に対する本市の防災体制の強化を今後いかに進めていくのか、具体的な施策を質問します。

なぜ今回質問するのか。本市は平成24年7月の記録的な豪雨によりまして、7月14日に沖端川の中山地区と、そして、矢部川の六合地区の2か所の堤防が決壊し、大災害を経験いたしました。また、今年7月の豪雨では、本市においては、昨日も質問があっておりましたが、24時間最多雨量が361.5ミリとなりました。これは九州北部豪雨のときの281ミリを上回っております。幸いにして、水路課をはじめ、樋門・樋管管理の関係者の徹底したクリークの先行排水などの取組によりまして大災害は免れました。関係各位の尽力に敬意を表します。

しかしながら、毎年の豪雨によって毎年毎年冠水する地域がまだ至るところで見受けられ、冠水による農作物の被害や、そして、道路冠水による通行不能の地域もありまして、抜本的な冠水対策の構築にはいまだ至っておりません。地球規模で自然環境の変化により、これまで以上に集中豪雨が予測される中で、今後は頻繁に災害が起こる可能性が高いと想定されます。このような理由から、豪雨により冠水を受ける地域の抜本的な対策並びに防災体制の強化に向けての施策をお聞きしたいと考えております。

2点目の質問は、人口減少やコロナ禍などによる本市の財政への影響と、そして、財政健全化へ向けての本市の方針と施策を質問いたします。

なぜ今回質問するのか。それは、昨年末からコロナ感染症が世界的に蔓延をし、経済危機に直面する中で本市経済も大きな影響を受け、今後は税収の減少をはじめ、地方税、そして、

地方交付税の大幅な減収等により、本市の財政はかつて経験したことのない厳しさになると考えております。

そこで、行財政改革の実行、あらゆる施策をどう打っていくのか、質問します。

以上のような理由から、2点目には今後の本市財政に対する見解と、そして、財政健全化へ向けての方針と具体的施策を質問します。

これから先の質問は自席より一問一答で行います。

なお、質問時間が10分削減されておまして5分となっておりますので、執行部におかれましては、簡潔明瞭な答弁をぜひお願いいたします。また、議長の取り計らいをよろしくお願いいたします。

壇上からの質問は以上です。

16番（緒方寿光君）続

それでは、まず初めに、頻繁に発生する豪雨に対します本市の防災体制強化の施策をお聞きします。

様々な強化対策があると思いますが、まず、私がお聞きしたいのは、ダム、特に日向神ダムの弾力的な運用をやっていただかねばならない時期に来ていると考えております。それはなぜか。それは平成24年7月の豪雨の折に、ここに記録があるわけなんです、要はダムの放流量については秒350トンの放流量があったということでお聞きをしております。

今後、集中豪雨が想定される中におきまして、やはり放流量については可能な限り事前排水と申しましょうか、当然、関係者の皆さんで協議していただいた後に運用のルールを決めていただくことになるとは思いますけれども、やはり急にばっと放流するのではなくて、ダムの先行排水と申しましょうか、そういうところをぜひ協議していただきながら、ダムの弾力的な運用をぜひ進めていただきたいと思いますと考えておりますが、このことについて答弁を求めたいと思います。

建設課長（中村正光君）

緒方議員の御質問にお答えをいたします。

まず、日向神ダムからの事前放流につきましては、令和2年5月29日に河川管理者である筑後川河川事務所、ダム管理者である福岡県、それと、利水者である福岡県の企業局、そして、筑後川土地改良区との間で治水協定が締結されております。この協定に基づきまして、日向神ダムの洪水調節容量を超えるような大雨が予測される場合には、本市を含めた下流地域の浸水被害を軽減するため、ダム管理者は事前放流を行います。

次に、日向神ダムの事前放流の判断基準といたしましては、気象庁が解析した3日後までの雨量予測を基に、6時間で176ミリという基準雨量に達する予測がなされているか、また、6時間で176ミリという基準雨量に達する場合でも、その時点でダムの洪水調節のための空き容量、通称ポケットと言われるものでございますけれども、これが確保されているかを確

認して、事前放流を行うのかの判断をされております。そのため、令和2年7月豪雨及び今月の台風9号と10号においては、事前に洪水調節容量のポケットが確保されていたことにより、日向神ダムからの事前放流は行われておりません。

御質問の本市と県との間でダムの運用についての取決めにつきましては、今後、県と八女市、筑後市、みやま市、大川市、大木町、そして、柳川市の5市1町及び3用水組合との間で協議、調整が行われることになっております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

なぜこれを質問するかと申しますと、全国的にいいまして、全てとは言いませんが、ダムの緊急放流、そして、放流後に河川の水が越水をして洪水が起こると、起こっているというケースもまま見られるのではないかと私は考えておりますので、質問をさせていただいておりますので、ぜひ弾力的な運用を県としっかり協議していただきながら、平成24年のようなことが起こらないようにぜひ運用をしていただきたいと思いますと考えております。

次に、今回、7月6日から豪雨が発生して、それから、冠水地域があったわけなんですけれども、昨日、高田議員のほうからも質問がございました。特に、中島地区の谷垣と申しましょうか、永田と申しましょうか、その一部につきまして、現場にちょっと来てくださということでしたので、見に行きました。高田議員おっしゃっていたように、特に冠水が6日以上続いたということで、6日の冠水によって田ののり面が崩れたり、排水溝も破損したり、そして、クレークから越水によって道路が崩れとったり、そういう状況があったわけです。

そのような中において、地元の皆様は様々な声を水路課のほうに上げられたと思いますけれども、今後この地域については、昨日の質問にもありましたけれども、特に要望書も出ておりまして、下流へのポンプアップ、今行われておるわけでございますけれども、現況を見た中において、なかなかポンプアップだけじゃ間に合わないんじゃないかと。要望書の中に書かれていたと記憶しておりますけれども、やはり矢部川へのポンプを新設するとか、排水ポンプを新設するとか、そういうことにならないと、この地域においては6日から7日の冠水は解消しないと考えております。当然、水稻、大豆等々を植えてありましたけれども、水稻にしても、最近、見に行きましたけれども、やっぱり株も小さくて、色もちょっと変色しているわけですね。このような状況の中で、農業者においても非常に心配をされておるわけでございます。昨日、市長のほうからの答弁では、国、県に粘り強く働きかけていくという力強い言葉をいただいておりますが、早急にこの地域においては解消していただく手段を取っていただきたいと思いますと考えております。

そしてまた、枝光地域の一部においても、1メートルぐらいの道路冠水もあるので帰宅が

できないと言われる住民の方も結構多くて、率直に陸の孤島だということも言われました。そのような意味でも、やはりこういう地域も救っていく必要があるのではないかと考えております。

そして、地元のことで大変恐縮ですけれども、佃町につきましても、下宮永につきましても、四丁開から新田、そして、中開においてはいまだに冠水が起ると。そして、特にアスパラガス、オクラ、ここに被害も出ると。これは毎年毎年なんですよ。

今の現況は皆さん御存じのように、下八丁の強制排水ポンプの受益地ということで考えていただいておりますが、このポンプがですね、強制排水ポンプを回していただいておりますけれども、なかなかこの冠水の、何と申しましょうか、被害が残ってしまうということでございますので、ここにつきましても、やっぱり全体的に、去年の一般質問でも述べましたけれども、答弁をいただいておりますけれども、要は導水路等々の整備を国、県に働きかけてやっていくというようなお話もいただいております。いただいておりますけれども、やはり上流、下流の関係が協議をしなければならないところも非常にたくさんあると思いますけれども、なかなか今現時点においては下八丁ポンプまで導水路も引けていないという状況でございますので、ぜひこの地域についても早期の冠水解消の施策を打っていただきたいと、そのように考えております。

まだまだ柳川市内においては冠水地域はたくさんあると思いますので、その把握と今後の対策についてぜひ答弁をいただきたいと考えております。

水路課長（松永 久君）

水路課としての排水対策ということで、引き続き国、県の補助等を活用しまして、水路の護岸整備等やしゅんせつ、樋門、排水機場の修繕を行っていきたいと考えております。

そしてまた、水利組合や用水組合、樋管管理人と連携いたしまして、現在行っている先行排水の継続や自然排水から強制排水にスムーズに移行できるように、強制排水の管理人との連携に努めて排水対策をしていきたいと考えております。

そしてまた、地元の水利組合とか行政区長さん等と協議をしながら、導水路等の整備の計画もしていきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ぜひ地元と協議をしていただきながら、やはりできるところから一つ一つ施策を実行していただかなければなかなか救われないと考えておりますので、どうぞ早期の整備をよろしくお願いしたいと考えております。今、地元においても、あらゆる水路体系を調査していただいたり、どうしたら一番いいのかというようなことも練り上げていただいているようでございますので、ぜひ要望が出た場合には対応していただきたいと考えております。

次に、国土強靱化計画ということで、令和2年度においても、特に、今日の朝の一般質問でもあっておりましたが、自然災害が頻繁に起こると。昨日、矢ヶ部議員のほうからも質問があつておりましたけれども、やっぱり激甚化しているという中において、国としても地方財政計画の中で国土強靱化計画を進めていくというようなことでありまして、3年間の計画があつているように思いますけれども、ここについて本市としての対応と申しましょうか、どういう形でこれを具体的にやっていくのか、簡単で結構なので、そこの施策を教えてくださいませんか。

総務課長（武田真治君）

近年の気候変動に伴いまして、全国各地で台風や豪雨による甚大な被害が発生しております。今まで大災害の発生のたびに甚大な被害を受け、その都度、長時間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しということで、地域防災計画においても風水害や地震といった災害の種類ごとにリスクを特定して、今まではそのリスクに対する対応を取りまとめていたものです。しかし、今後は、いま一度大規模な自然災害からの様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要だと考えております。

そのため、柳川市国土強靱化地域計画を本年度中に策定するように今作業を進めております。この計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、いかなる大規模な自然災害が発生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、強靱な行政機能、地域社会、地域経済を平常時からつくり上げていこうとするものでございます。この計画であらゆる自然災害を想定しながら、起きてはならない最悪の事態にならないように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

あらゆる計画を今年中に立てるということなので、具体的に一つ一つ計画を立てていただいて、実行をぜひお願いしたいと考えております。よろしく願いいたします。

次の質問ですけれども、先ほど今村議員からも防災無線の整備等々について質問があつておりました。私がよく市民の方から聞くのは、雨戸だとか、風とか雨が強いときはやはりスピーカーの音が非常に聞きづらいと、聞こえづらいという声をいただいております。そのような中で、私自身はこれまで市の防災メールの登録をどんどん増やすべきではないかと。今、市民の方も携帯電話をお持ちの方はほぼ100%とは言いませんけれども、高い数字になっていると思います。特に、費用対効果を考えますと、そう莫大な金額は必要ないと私は考えております。

そのような中において、私が記憶しているところは、昨年質問の折に、今、防災メール登録がどれくらいあつていますかということで質問したところ、2,100件くらいだというようなことを記憶しているわけでございます。そして、執行部のほうからは、これを年間200件くらい増加させるというような力強い言葉もいただいたわけでございますが、現況と、今

後のこの防災メール登録の充実についての方針をぜひ聞かせていただきたいと思います。

総務課長（武田真治君）

県の防災メール「まもるくん」の柳川市民の登録者数は9月2日時点で2,365件、昨年9月時点では、先ほどおっしゃいましたように2,146件でしたので、219件の増加です。また、消防の災害情報発信システムの登録者数は3,108件で、昨年9月時点が2,693件でしたので、415件増えております。合計で634件の増加となっております。

6月号の市報の防災特集の中で、登録しやすいようにQRコードを掲載して登録を呼びかけております。また、8月には区長宛てに登録をお願いする文書を発送もしたところでございます。今後も引き続き啓発を行っていきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

なかなか登録の件数が増えていないようでございますけれども、やはりそういう工夫をしながら、市民の方に登録をしていただくというような施策もぜひどんどん打っていただきたいと考えておりますが、答弁はいいです。ぜひそこは充実をしていただきたいと思います。

それと、昨日、新谷議員からも質問があっていたと記憶しておりますけれども、要支援者の支援と申しましょうか、災害弱者、要支援者の支援者を増やしていくと、要支援の方を支援していく協力者を増やしていくべきではないかという質問があっていたと記憶しておりますが、この件について、特に、柳川市としては個別計画を策定していると。昨年の数字で全体で24%ぐらいの作成率だというようなことを答弁していただいていたと記憶しておりますけれども、ここの部分につきましてやはり充実しなければ、大災害の折に、今の状況のままではいけばなかなか支援ができないのではないかと想定されるわけですが、ここの部分について今後どうされるのか、方針と具体策とぜひ聞かせていただきたいと思います。新谷議員の質問と重複する点もあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

総務課長（武田真治君）

個別計画作成の現況ですけれども、高齢者や障害者などの避難行動要支援者について、避難を呼びかけ支援する協力員を決めている者の割合である個別計画作成率が現在25%、昨年在24%でしたので、ほぼ横ばいです。

今後の避難行動要支援者への避難支援強化策としては、自主防災組織などの地域の共助の力がなくては行政だけでは難しいと思っております。こういった自主防災組織の組織化や組織化後の活動の支援をしっかりと行っていきたいと考えております。

今回、緒方議員の地元、東宮永校区の自主防災会が設立されましたので、この東宮永をモデルとして、具体的な自主防災会の設立の経過、会則、組織などを他の校区などに紹介していきたいと考えております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

私は率直に申し上げますけれども、やはり今この柳川市内において、今答弁がありましたように、自主防災組織をあらゆる地域に拡充していかなければ、要支援者を誰が支援するのかという支援の協力者もなかなか確実に生まれてこないと思います。特に、執行部におかれましては、市民の財産と生命を守るという一番大事な目的があるわけでございますので、この部分はやはり早期に自主防災組織を拡充していくというようなことが必要だと思います。

東宮永地区におきましては、住民の代表の方々、そして、総務課の皆さんから指導もいただきながら、地元で頑張ってくついていたと認識をしておりますけれども、やはり私が一番組織ができてよかったと思うのは、要は全体の総会であらゆる規則が決まる前に、各地域の地区公民館において、そんなら誰がこの要支援者の方を支援するのかと連絡網ができていたわけですね。100%とは言いませんけれども、それを持ち寄ることによって住民の方々の意識が変わったと思うわけですね。今回、台風10号の避難所の運営においても、職員はお二人ずつ出てありましたけれども、各改善センター、そして、東宮永小学校においても、自主防災組織の代表の役員さん方々が運営の協力も行っていただいているということで、この自主防災組織を立ち上げていただいて非常によかったなという気持ちでいっぱいでございます。

そして、誰が送っていくかというところまで地元、小さい地域の中でもきちんと把握をすることができるということですので、この部分については、自主防災組織、モデルとしていろいろ広げていきたいということなんでしょうけれども、やはりある程度時期を決めて、今年はどことどことどこを重点的にぜひお願いしたいというようなことも含めて立ち上げていく必要があるのではないかと私は考えておりますけれども、何かありましたら教えていただければと思います。

総務課長（武田真治君）

自主防災組織はぜひ広げていきたいと思っております。地元の皆様の御理解がどうしても必要ですので、そういったことで理解をしていただくように努めていきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

どうぞよろしく申し上げます。早急に広めていただくことは大事だと思っておりますので、お願いいたします。

それと、今回の7月の豪雨においても三橋町の生涯学習センターの大ホールが浸水したということをお聞きしておりますけれども、このセンターについては第1次避難所に指定されていると記憶をしております。豪雨の折には、浸水するところだとか冠水が予測されるところ

るの避難所というのはやはり改めなければならないと考えております。

そのような意味で、第1次避難所、第2次避難所において豪雨による影響を受ける避難所、こういう部分について執行部のほうで把握されているのかどうか、把握されているとすれば、やはり改める必要があるのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

総務課長（武田真治君）

例えば、豪雨災害時に仮に矢部川、沖端川、塩塚川が決壊した場合は避難所1階部分が浸水する危険性があります。そのため、7月豪雨のときは矢部川、沖端川の堤防決壊により平家建ての避難所は危険であるということで、矢部川、沖端川沿いの2階建ての第1次避難所7か所、平家建ての避難所でなく小学校の6か所を開設しまして、さらに、2階建ての避難所3か所を追加で開設しました。このように、避難所が浸水する可能性がある場合は、小・中学校など第2次避難所の開設を行い、避難所の安全性を担保していきたいと考えております。

また、市としましては、豪雨のたびに浸水しないようなハード面の対策も必要だと考えておりますので、今後、建設課等と協議をしていきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。協議の上、話を詰めていただきたいと考えております。そして、見直しも行っていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

あと、防災の強化策ということでございますけれども、例えば、不動産取引時の水害リスクと申しましょうか、情報提供、そして、危険地域での住宅の建築制限、このような対策を取り始めている地方自治体が多くなってはおりますが、本市としてのこの件についての考え方、そして、方針を聞かせていただきたいと思います。

総務課長（武田真治君）

住民が不動産取得時に総務課のほうに相談に来られた場合は、ハザードマップ付きの防災ガイドブックをお渡しし、洪水と津波の浸水予想区域図では何センチの浸水予想となっている旨の情報を提供しております。また、ホームページには防災ガイドブックを掲載しております。

土砂災害の危険性、地震時の液状化現象の危険性のある地域は災害危険区域に指定し、不動産取引時の重要事項説明ということになってはおりますけれども、本市には災害危険区域の指定区域はありません。しかしながら、ハザードマップなど防災ガイドブックの情報は積極的に市民の皆様提供していきたいと思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございました。分かりました。了解いたしました。

あと、度重なる豪雨において、今後、災害が今以上に多発すると想定をされる中において、本市の防災対策についての方針と施策、全体を通して市長の御見解、考え方がありましたら、ぜひ教えていただきたいと思いますが。

市長（金子健次君）

私自身も平成24年7月14日の柳川の堤防が2か所決壊する経験を踏まえて、災害時には空振りでもいいから早く避難をと、命が一番大事だという基本的なスタンスで今回の7月6日、7日の集中豪雨に対しても臨んだところでございます。

また、今回の台風9号、10号についても早めの避難という形を取ってきました。今回、異例の伝習館高校も含めた50か所を開設いたしまして、それは職員に対しても半分ぐらいは動員をかけたということで、対応してくれたと思います。先日の全員協議会の中で、いろんな議員の御提案もございましたので、そういうことを検証しながらこれから臨んでいきたいというふうに思っております。

昨日からいろんな形で高田議員や、朝も近藤議員、そしてまた、樋管の強制排水ポンプの問題が出ましたけれども、いかんせん単独でやれば10億円から15億円の金が要ります。それはとてもじゃないが、柳川市は出せません。国の補助金を利用すれば3%で済む、県の補助金を利用すれば5%で済む。そういうことができる基準を何とか、例えば、こういう雨量のときはこれで作りますよとなりますので、そういうことを改正するためには少し力が必要です。私たち柳川だけの力ではできませんので、これを全体に地方自治体の首長たちが頑張って、末端のほうの大川市や久留米市や柳川市とか、そういう最下流のところの自治体が頑張って、上流の筑後市や八女市、そういうところの先行排水も含めたところでこれから話し合いをしなければならないというふうに思っております。いろんな形の災害の教訓、今回の台風10号、また、恐らく台風も続くであろうというふうに思っていますので、そういうことを今回の教訓として生かしていきたいなというふうに考えておるところです。

幸いにして柳川市はここ12年間の間にコミュニティセンターをつくりました。コミセンを第1次避難所にしておりますけれども、そこはほとんどが便器のほうも洋便器になっておりますので、母親とか子供さんが一緒になって行っても、体育館と違って使い勝手はいいと思います。また、旧柳川市についても全部改築いたしましたので、その11か所については避難施設としては十分賄える。ただし、体育館とか、学校の施設とか、冷暖房を設置いたしましたけれども、台風によっては教室の窓の近くにいたら窓ガラスが割れるという危機感もありますので、いろんな形で検証して、どこの場所が避難所としていいのか。一番困っているのは今コロナ、マスクなんですね。そういうソーシャルディスタンスを持ちながら、どうやって避難をしていくかということを考えなければならないということで、日頃から議員の皆さん方のお知恵を拝借しながら、市民の意見を聴きながらやっていきたいというふうに考えているのが私の考えです。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。ひとつよろしく願いをいたします。

次に、本市財政の健全化の対策をお聞きします。

冒頭にも述べましたように、人口の減少、そして、コロナ禍において経済が大変厳しい状況に陥っているわけですが、当然のことながら、経済が悪くなれば悪くなるほど休業、廃業、倒産も多くなるわけですが。

そのような中において、これは東京商工リサーチの調べだったと思いますがけれども、コロナが長期化すると、九州・沖縄の中小企業で6.8%ほどの廃業が出てくるというような調査がございました。そのような意味を考えると、本市においては事業所約2,900でしょうか、それぐらいの事業所があるわけで、6.8%ということであれば、単純に計算しますと約200前後だと考えるわけですが。仮に長期化して経済が回らなくなった場合に、当然そういう倒産、廃業が増えていく。そういった中で、柳川市としての税収も減っていく。特に、市民税、法人税、軽自動車税等々、当然減っていくわけですが。

そのような中で、今回、令和元年度の決算状況を見てみますと、経常収支比率がいよいよ95%にのってきているという現況にあるわけですが。これは簡単に単純な話ですがけれども、100円あるとすれば、95円は義務的経費に食われてしまうと。そして、新規事業は残りの5%しかできないということで、この弾力性がなくなってきているという状況にあると思います。そして、大型の公共施設の維持管理費、特に、市民文化会館、新クリーンセンター、当然、毎年維持管理費が必要になると思います。そして、人口は減っていく。今現在、柳川の人口が約6万5,000人と記憶しておりますけれども、生産年齢人口は3万5,000人だったと思います。10年後には柳川全体の人口も5万7,000人だったでしょうか、それぐらいに減少すると。そして、生産年齢人口も5,000人減の3万人ぐらいになるという推定が既になされております。このような中において、いよいよ厳しくなっていく財政を考えると、今やはり行財政改革を一步踏み込んで、多分ずっと前の議会で私も質問させていただいたと思いますけれども、やっぱり踏み込んだ行財政改革が必要だと考えております。

そこで、これをどうやるのかと。柳川においては、今年1月に行財政改革大綱は出されてあります。しかしながら、実施計画はいまだに出てきておりません。そのような意味において、やはりコロナ禍も含めて、これから先、財政は相当大変になってくるなど予測する中において、今実行に移さなければいつ実行するのかという気持ちでおるわけでありまして、市債の残高も324億円となりまして、大体市民1人当たり490千円の負担を抱えているということで、前年から比べると20千円上がったというような状況もあるわけですが。そして、国民健康保険税についても高いと、もう少し安くならんのかというような市民の声も現実的に多いわけですが。

そういった意味で、本市がこれから何をどのようにして行財政改革を行って金を捻出して、そして、それを今後財政の健全化へ向けてどう施策を打っていくのかと、このことについて答弁をお願いしたいと思います。

財政課長（田中勝裕君）

まず、財政運営の面で少しお話をさせていただきたいと思います。

議員言われましたように、昨年3月に示しております人口ビジョンにおきましても、人口の減少、少子高齢化、生産年齢人口の減少が見込まれております。こういった状況下におきましては、税収減をはじめとする本市の財政への影響は避けられないものというふうに思っています。また、新型コロナウイルス感染症の影響による市内企業の低迷など経済情勢は予断を許さず、今後を見据えた場合、さらなる財政健全化の取組が必要になります。

これまで本市では持続的な財政運営のために、平成30年11月に策定しました中期財政計画を基に財政運営を行ってまいりました。しかしながら、現中期財政計画には計上していない事業への取組であるとか、また、本年6月に公共建築物の個別施設計画を策定し、公共施設の更新経費を算出するなど、財政推計を行う上での状況の変化が生じております。こういったことから、現在、中期財政計画の見直しを進めております。コロナ禍の影響を加味した上で達成すべき目標としての収支見通しを示しまして、それを基準とした予算編成を行ってまいりたいというふうに思います。

人口減少にいかに歯止めをかけるか、その取組の重要性は当然のこと、より以上に財政収支に気を配りまして、統廃合や長寿命化をはじめとする公共施設の適正管理、それから、行財政改革の着実な推進、こういったものに取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

16番（緒方寿光君）

答弁ありがとうございます。

先ほど柳川市公共建築物の個別施設計画を言われましたけれども、これは内容を私もちょうと確認もさせていただきました。施設の保有量を10年間で20%削減するという目標の達成を目指して策定されているということでございますけれども、令和8年までの削減量は8.6%にとどまると、目標達成に至っていないという状況下にあると思うんですね。そういった意味では、保有量20%削減については達成ができないということであれば、財政運営が厳しくなるというのは当然でございますので、やはりここをもう一つ突っ込んでお聞きしたいと思っております。

そして、柳川においては、例えば、ふるさと寄付金についても約90,000千円減少して1億円になったということだったと記憶をしております。120,000千円ですかね、110,000千円ですかね。前年度と比較して約90,000千円も減少していると。44.3%も減少していると。これはなぜこういうことになるんでしょうか。今、税収を生むためにも基金として当然積み立て

られるわけでございますけれども、やはりふるさと寄付金については検証をして、今後、対策を打っていく必要があると思います。みやま市においては8.6倍になったということが新聞に書かれてありました。様々な努力をされて、やってあるわけでございます。

そして、本市においては、私は率直に申しますけれども、やはり委託料だとか、ここの部分を見直して洗い直しもする必要があると思います。このふるさと納税についても、ふるさと寄付金につきましても、今現在は市外の業者に委託されていると。年間経費で大体8,600千円ぐらい支出しているわけでしょう。そういった意味では、わざわざ市外の業者に委託する必要はないと思うんですね。今現在の職員、そして、再任用の職員で対応はできると思います。そういうことをやはり見直す、そして、そういうのを財源として積み立てていくと、委託料の見直しも私は必要だと考えます。

様々な委託料が出ているわけでございますけれども、行財政改革をやると、やりますと言うなら、やはりそこまで踏み込んでやらなければなかなか金の捻出なんてできないと、甘くないと私は考えております。当然、義務的な経費をどう縮減していくのか、この部分については、この第4次行財政改革大綱でどれだけ取り上げられるか分かりませんが、この第4次行財政改革大綱の実施計画をいつ出されて、どう実行していくのか、そこについてぜひ教えていただきたいと思っておりますし、税収を増やすことについての対策をどうされるのか、そこをぜひ聞かせていただきたいと考えております。

財政課長（田中勝裕君）

ふるさと納税につきまして、私のほうからお話をしたいと思います。

議員御指摘のとおり、元年度は44.3%減少しました。原因を分析いたしますと、新制度への移行といったことが大きく関わっています。返礼品の割合3割以下、返礼品を含む募集費用5割以下といった制限がかけられておまして、柳川市の返礼品、果物であるとか肉であるとか冷蔵・冷凍商品が多く、送料が割高でございます。この5割制限、かなり厳しいものでございました。このため、有効な広告宣伝を行うことができなかったというのが一つ要因であります。

また、あまおうが福岡県の共通返礼品といったことで設定をされました。県内の自治体であれば、生産地でなくてもあまおうを返礼品にすることができるということになりました。そうしたことで、あまおうに対する寄付が他の自治体に流れたといったことも大きな痛手となっております。

送料の割合を低くするために、高額な返礼品等の充実などなど、今対策を進めているところでございます。

次に、委託についてでございます。

まず、委託をする理由、大きく2つあります。事務の効率化と、より多くの寄付を集めるためといったことです。事務の効率化の面でいいますと、多岐にわたり事務量も多く、専門

性が求められるといったこと、また、繁忙期には人員の増が必要であるといったこと、そういったことで、効率的に対応するためには委託というのは非常に有効な手段であるというふうに思っております。

また、2点目のより多くの寄付を集めるための専門的な知識、能力の活用といったことでございますけれども、最近ではふるさと納税の自治体間の競争が激しくなっておりまして、謝礼品、返礼品の選定や写真の写り映え、出来栄ですね、ポータルサイトの見せ方などなど、寄付額に大きく影響する傾向が顕著になってきました。知識、能力を持った優秀な民間事業者との連携が寄付金の増加に直結いたします。

現在の委託事業者は常時3人体制で対応しております。委託料は税別で6.5%としております。平成30年度まではコンスタントに2億円以上寄付を獲得してきましたけれども、元年度、結果を残すことができませんでした。

そうしたことから、今年度……（「いいです。分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

16番（緒方寿光君）

どうも答弁ありがとうございます。ぜひ努力していただいて、改善できるところはどんどん改善していくべきだと考えております。

最後になりますけれども、市長にお尋ねをしますけれども、令和元年度の決算においては市税も70,000千円減少と。そして、税収を増やす対策、そして、支出を見直して、できる限りの改革を行っていくという本市の財政健全化に向けての方針と施策をぜひ聞かせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。お願いいたします。

市長（金子健次君）

緒方議員の質問にお答えさせていただきます。

本市の財政状況というのは決算等で御理解いただいておりますけれども、今年度はコロナ禍の影響で市町村民税等の大幅な減収や経済支援策の増加が見込まれ、より一層計画的、効率的な財政運営が必要だと感じております。

このような状況の中、6月には個別施設計画を策定いたしまして、さらには中期財政計画の見直しも取り組んでおり、あらゆる分野にメスを入れ、メリ張りのある行財政運営を進めていきたいと考えております。また、職員一人一人が業務改善や事業費の効率化などを実践し、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう人材育成も行ってまいりたいと考えております。

ちょっと時間がないんですけれども、ふるさと納税については、確かに自前でやればいいんですけれども、みやま市についてもいろんな形で委託先によって決まるような感じでございますので、そのサイトを有効に活用すれば、私たちのほうが真面目にやっただと。グレーゾーンがあるんですね。グレーゾーンのぎりぎりいっぱいのところではないと収益が膨れな

いということが、過去の先進地などを見ても、そういう経験もありますので、十分検討しながら、今年は1億円でしたけど、2億円を目標に頑張りたいという考えです。

以上です。（「ありがとうございました。終わります」と呼ぶ者あり）

議長（樽見哲也君）

これをもちまして緒方寿光議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時31分 休憩

午後2時40分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第5順位、10番三小田一美議員の発言を許します。

20番（三小田一美君）（登壇）

皆さんこんにちは。今日は私が最後だそうでございますので、よろしく願います。

議長のお許しを得ましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、本市においても徐々に拡散の兆候を見せ、いつ終息するか予想もつかず、国内外の観光客に頼る主力産業はまさに瀕死の状態に至っております。そのような中、歴代最長の任期を達成されました安倍首相の退陣は国内外に激震が走り、自民党におかれては後継者選別に損得と3密の密会が繰り広げられています。マスコミにおいても、このことばかりが報道され、外交と防衛についての報道はおざなりになっています。

そこで、国の防衛問題について質問をさせていただきますが、御承知のとおり、国防に関することは国の事務でもありますので、本会議の質問事項でないと存じておりますが、しかしながら、市民の間で自分たちの暮らしを心配する声がありますので、市民の生活の面から質問をさせていただきます。

それでは、外交と防衛は国の専権事項でもあります。市長におかれましては、答弁がしにくいこととは存じますが、御意見を聞かせていただきたいと思えます。

日本国有の領土である尖閣諸島周辺海域の海底に膨大な石油資源が眠っていることが判明をいたしました。1970年以降、それまでには見向きもしなかった尖閣諸島に対し、我が国の領土であるとの主張を強め、今年は連日、公船の4隻を派遣し、虎視たんたん強いものが機会を狙っていると、領土を狙っていると、そう私は思っております。

また、北に目を向けますと、韓国は朝鮮戦争後のどさくさに紛れて、これまた日本国有の領土である竹島を実効占領し、軍隊を配備しています。

これも戦後の平和憲法の下で平和ぼけし、領土に対する教育を怠ってきたため、国民全体が国家の存在意義、また、パスポートの意義を理解していないことによると思われれます。パスポートは、外国を旅行するときに日本国民であることを証明するものであります。国が存

在するから発行できるものであります。しかし、領土がなくなれば日本国は存在しなくなります。

このような観点から、領土の喪失の危機が迫る中、国の姿勢を応援するためには、ぜひ地方からももっと声を上げていただきたいと、そういうふうに考えます。市長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

次に、選挙の制度についてであります。

若者の政治離れをつなぎ止めるため、選挙制度が大きく変わり、投票時間の延長、また、年齢の引下げが行われましたが、投票率が上昇したとの報道は見たことがありません。目にするのは史上最低を更新との報道ばかりです。

そこで、お尋ねしますが、投票時間延長前の国政選挙と延長後の国政選挙の投票率の変化を教えてくださいたいと思います。

同じく選挙日の投票事務に係る費用の変化もお願いします。

投票時間を延長されれば、職員の人件費、投票管理者や立会人に係る経費は増大します。市単独の持ち出しはないかもしれませんが、これは皆さんたちの税金でございますから、延長前と延長後の国からの交付金なども含む支出総額でお願いをしたいと思います。

また、若者の政治離れを食い止める目的も含めて、投票者の年齢引下げが行われましたが、これに伴う国政選挙の投票率の変化もお願いしたいと思います。

このような施策を導入しても投票率が上昇しない理由を選挙管理委員会及び市長はどのように考えられていますでしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

次に、本市で重要な産業であります観光業のV字回復についてでございます。

地元新聞などでは日々大きく取り上げられています。市執行部におかれましては、V字回復を目指す各種の対策案について取組をお聞かせいただきたいと思います。

それでは次に、貸切りバスで九州管内から柳川市内においでになる場合、日帰りが15千円、宿泊が30千円、旅行会社に支給との報道がありますが、貸切りの観光タクシーの場合は該当いたしませんでしょうか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

このような施策を立案するに当たって、旅行代理店や貸切りバス会社などへの意見の聴取は行われていますか、お尋ねしたいと思います。

また、市内で飲食、買物、有料施設の見学や体験などを2か所以上行うという条件が付されていますが、これの確認はどのような方法でなされる予定でしょうか、お尋ねしたいと思います。

次に、市長の悲願でありますNHKの大河ドラマ誘致の件についてであります。

よく市民から、いつ放送されますか、楽しみにしておりますから聞いてくださいと言われるますからお尋ねしたいと思います。

大河ドラマの誘致に向けて、今まで投入した金額は累計で総額幾らになりますでしょうか。

それから、ドラマの放映はいつ頃を予定してありますか。これもいつになるかという予定を知らせていただきたいと私に市民の方がおっしゃられましたから、お願いをしたいと思います。

また、実際に採択をされてドラマが放映された場合、柳川にもたらされる経済効果はどの程度と考えられていますか。コロナによる感染症への国民の危機感が二、三年は払拭できないとすれば、当初の計画よりかなり減少するのではないかと考えられますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、壇上よりの質問を終了し、あとの介護に関する質問については分かりやすいように一問一答で行いたいと思いますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

市長（金子健次君）

三小田議員の質問にお答えをいたします。

最初に、国の防衛問題の尖閣諸島、竹島の問題ですけれども、あえて国の防衛問題については国の専権事項であるということを知りながら私に質問されたもので、私、市長の立場では答えられないというふうに思います。しかしながら、あえて質問されてありますので、個人的な感想を申し上げたいと思います。

自国の領土を正しく理解し、国際社会に生きる日本人としての自覚と誇りを持つよう、領土に関する広報、啓発を充実させることは大切なことだと思います。自国の領土について正しい知識を身につけ、世界的な視野に立って領土問題を考えていくことは大変重要であると感じているところです。

安全保障の基本的な課題は、日本の主権、領土、そして、国民の安全が守られることであると、そう考えているところでもあります。

議員発言の問題については、国がこれまでの基本姿勢に基づき主体的に取り組まなければならない問題であると考えているところです。

あと、選挙の関係等については、担当が答えた後に、一緒に答えるようにいたします。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

選挙管理委員会事務局長として申し上げます。

まず、選挙の投票時間延長前の国政選挙と延長後の国政選挙の投票率の変化についてです。選挙時における投票時間については、今から22年ほど前までは午前7時から午後6時までの投票時間でした。公職選挙法が改正されまして、平成10年の参議院議員通常選挙から2時間延長されて午後8時までとなりました。有権者の投票環境を向上させることで、一人でも多くの有権者の声を政治に反映できるよう、投票機会の確保を目的に改正されたものであります。

投票率につきましては、全体的な状況を把握したほうがよいと思いますので、国政選挙における全国区での投票率の変化を申し上げます。

法改正前の平成7年の参議院議員通常選挙では44.52%であった投票率が、平成10年の選挙では58.84%となりました。また、平成8年の衆議院議員総選挙では59.65%であった投票率が、平成12年の選挙では62.49%と、それぞれ前を上回る投票率となっております。

その後の投票率の推移としましては、個々の選挙において様々な要因が影響して上がり下がりはあるものの、全体として見れば低下傾向にあるものと思われまます。

続けてお答えいたします。

次は、同じく選挙日の投票事務に係る費用の変化の御質問です。

投票時間延長に伴う費用の変化についてですが、平成10年前後ということですので、合併前の旧市町の国政選挙に係る当時の決算額総額を合算して申し上げます。

平成7年の参議院議員通常選挙では21,542千円であった執行経費が、平成10年の選挙で24,041千円と、また、平成8年の衆議院議員総選挙では24,765千円であった執行経費が、平成12年の選挙では27,340千円と、それぞれ2,500千円ほど増えております。

増加費用の大部分は、議員がおっしゃるとおり、投票時間の延長に伴う投票管理者や立会人、投票事務従事者の人件費に係るものであります。

続きまして、国政選挙の投票率の変化の御質問です。

選挙権年齢の引下げは、平成28年の参議院議員通常選挙から施行され、それまで二十歳以上とされていた選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。

目的としましては、諸外国では既に18歳以上の選挙権年齢が主流となっておりまして、国際的な足並みをそろえるという意味と、若年層の政治に対する関心のきっかけにして、若年層の政治参加が進むことを期待したものです。

こちらも国政選挙における全国区での投票率の変化を申し上げます。

法改正前の平成25年参議院議員通常選挙で52.61%であった投票率が、平成28年の選挙では54.70%と、また、平成26年の衆議院議員総選挙では52.66%であった投票率が、平成29年の選挙では53.68%と、それぞれ前を上回る投票率となっております。

しかしながら、令和元年に執行されました参議院議員通常選挙では投票率が48.80%と、平成28年度のときより投票率が大きく落ち込んでいる状況です。

そして、次の御質問で、このような施策を導入しても投票率が上昇しない理由を選挙管理委員会としてはどのように考えているかということでございますけれども、選挙の管理執行や選挙啓発などに関する事務は選挙管理委員会ですので、私のほうから答えさせていただきます。

投票率が低い原因としましては、政治への無関心、支持する政党や候補者がいないなど様々な理由があると言われておりますが、特に問題だと考えられるのは、若年層の投票率が他の年代に比べ低いことです。

若年層の選挙への参加を促すような環境づくりが必要でありまして、若年層の投票率を上

昇させることで、全体の投票率の底上げにつながっていくのではないかと考えます。

選挙管理委員会では、若年層の投票率向上に向け、中高生の頃から選挙や政治に対する関心を高めることが必要であると考えておりますので、市内の高等学校や専門学校に出向いて選挙の大切さについて出前授業を行ったり、市内中学校及び高等学校で行われる生徒会役員選挙の際に投票箱等の選挙機材の貸出しを行っております。

その他の対策としましては、18歳となった新有権者を対象に周知はがきを発送したり、市内の高校3年生や新成人に啓発物資をお配りして選挙啓発を行っております。

今後もこうした事業を継続しつつ、他自治体の事例も参考としながら、若年層の投票率向上に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

市長（金子健次君）

投票率の低下について市長の考え方をということでございますので、お答えさせていただきます。

個人的な考えということで申し述べさせていただきます。

確かに国政選挙及び地方選挙の投票率は全国的に低下傾向にありまして、非常に問題があるだろうというふうに思っております。ただ、これが投票時間などの投票環境だけの問題なのかということ、そればかりではなく、社会情勢や政治への期待など、多くの要因が絡んでいるものと私は思います。

選挙管理委員会でも、これまで啓発事業として様々な取組を行っているのは知っております。

まずは現在の低投票率の原因を分析しながら、その結果を基に、投票率の向上を目指して効果的な取組を進めていただければというふうに考えております。

以上です。

観光課長（山田秀太君）

三小田議員の柳川観光V字回復を目指す各種の対策につきまして答弁させていただきます。

このキャンペーンにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策の第3弾として6月議会で議決をいただきました。ありがとうございます。

この事業の第1弾といたしまして、8月3日から修学旅行の誘致に取り組み、九州内の小・中・高校の児童・生徒、先生方などに対しまして、日帰りの場合お一人500円、宿泊の場合お一人1千円を助成しております。

実績といたしまして、9月4日現在で福岡県内の7校から626人のお申込みをいただいております。

次に、第2弾といたしまして、夜の川下り、灯り舟の運航を8月7日から開始するとともに、今年3月に一般社団法人夜間景観コンベンションビューローが水郷柳河すいきょうやながわの月として日

本百名月に認定をしていただきましたことを記念しまして、フォトコンテストを9月1日から開始したところでございます。

この灯り舟につきましては、コロナ対策としまして、定員を半数以下としたり、貸切り船とすることでお客様に安心して楽しんでいただける対策を講じておるところでございます。実績といたしましても、9月4日現在で183艘の御利用をいただいております。

また、第3弾といたしまして、9月1日より観光バスツアーの助成事業を開始しております。議員おっしゃったとおり、日帰りの場合が15千円、宿泊の場合が30千円の助成をさせていただくということにしております。

また、10月以降につきましては、マイカーでありますとか、ワゴン型の貸切りタクシーでお越しになるお客様向けの助成事業なども検討しておるところでございますので、今後も新型コロナウイルス感染症の状況に応じた施策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、貸切りの観光タクシーの場合はこのキャンペーンに該当するののかという御質問でございます。

この貸切りの観光タクシーにつきましては、先ほど申し上げました貸切りのジャンボタクシーを現在検討しておりますので、お客様のニーズでありますとか、そういったものを調査させていただいて、検討してまいりたいというふうに思います。

次に、このキャンペーンにつきましてはの施策についての企画立案の際に、旅行代理店、貸切りバス会社の意見を聴取しているかという御質問でございます。

この件につきましては、コロナ感染症対策が取れるのかどうかでありますとか、お客様の動向、ニーズの調査に加えて、旅行会社でありますとか貸切りバスの会社などと情報交換を行っております。

次に、貸切りバスツアーの助成事業を活用する際の確認はどのような方法であるのかという御質問でございます。

こちらにつきましては、実際に補助金の申請の際に旅行の行程表を提出していただいて、所定の利用証明書を事前にお渡しいたします。そして、実際にお越しいたごときに利用された店舗などで証明書を記名押印していただいて、提出をしていただくということにしております。

以上でございます。

産業経済部長（松藤満也君）

私のほうから大河ドラマ招致活動関係のお答えをしたいというふうに思います。

まず、大河ドラマ招致の事業費でございます。

年度別に申し上げますと、平成29年度が9,700千円、平成30年度が5,000千円、令和元年度が5,000千円と、これまで累計19,700千円を執行しております。この19,700千円のうち、8,180千円を福岡県から補助をいただいております。

それと、いつ放送されるのかということでございますけれども、このことにつきましてはNHKが決めることでございますので、いつとお答えするのは控えさせていただきたいと思っております。

現在放送されております「麒麟がくる」は、招致実現まで8年、西郷隆盛関係の「西郷どん」は10年の歳月がかかっております。今後も柳川市民の皆さんはもちろん、福岡県やゆかりの地の自治体の御協力をいただきながら、招致実現に向けて地道に息の長い招致活動を続けていく所存でございます。

続きまして、大河招致が実現した場合の経済効果でございますが、「西郷どん」が258億円、「篤姫」が262億円ということで、九州を舞台とした大河ドラマでも大きな経済効果を上げております。

こういうものの実績を照らし合わせながら、宗茂と閻千代の大河ドラマの試算をいたしましたところ、福岡県全体として300億円、観光客が150万人の増ということで、本市においては少なくとも70億円の経済効果があると試算をいたしております。

現在、2021年が渋沢栄一、2022年が北条義時ということで決まっているところでございます。それ以降に宗茂と閻千代を主人公とした大河ドラマが決定したならば、アフターコロナの本市経済の反転攻勢の起爆剤になるのではないかと期待をいたしておるところでございます。

以上でございます。

市長（金子健次君）

大河ドラマについて私の考え方を申し述べたいと思います。

NHKの本局のほうには3回ほど足を運びました。知事と時間的な調整ができないときもあったんですけれども、小川知事と一緒に、上田会長、今、会長は替わっておりますけど、そういうことで少しだけは感触を得ておりますけど、これもやっぱり継続は力なり、先ほど担当課長、部長が申し述べたように、8年から9年、10年の歳月をかけてやっておられるということでございます。

昨年9月から今年3月にかけて、RKB毎日放送のラジオ番組で立花宗茂を題材にした「加来耕三が柳川で大河ドラマをつくってみた」という番組がありました。ずっと放送を月曜日ごとに聞いておったんですけれども、そういう番組をRKB毎日放送に作っていただきました。その中で、今回、ギャラクシー賞をいただいて、それが話題になったところでもございます。

それと、修学旅行の関係で新宮町から、新宮町は立花山の麓なんですけれども、立花小学校の子供たちほか、いろんなところから7小学校が柳川市においていただくということで、そのときは私もかぶとをかぶって歓迎をしたいというふうに思っているところでございます。そういうことが広がれば、そういうムードが起きてきておりますので、新宮町も立花道雪、

戸次道雪のところでございますので、そういうことで盛り上がり議員の皆様のを借りて、ぜひ8年か10年後には大河ドラマ 北条義時の後に2023年にできればと思っておりますけど、あんまり欲張ったら実現できませんので、息の長い戦いを続けていきたいというふうに思っております。

以上です。

20番（三小田一美君）

先ほど市長のほうから大河ドラマの誘致の件で御答弁がありましたから、今、市長のほうで御答弁がありましたとおり、市民の方にそういうふうにお話をさせていただきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

まず、1つ目が国防の問題でございますが、市長も東京にもよくおいでになられるでしょう、陳情あれこれお願いに。そのとき、よかったら議会から一般質問も出ましたと、それで、地方からも心配して出ておりましたから、尖閣諸島と竹島についてはどんなふうになっておるか聞いていただいて、大変でございますが、よろしくお願ひしたいと思います、いかがでしょうか。（発言する者あり）いや、行かれるならですよ。

市長（金子健次君）

今、東京に行くことはほとんどないんですけども、いろんな形で話題になるとき、市議会の中で話題になったというお話をしたいというふうに思っております。

大河ドラマについても、極力そういう動きを向こうのほうの政治家の人たちにはお願いしていきたいというふうに思っております。

以上、それでよろしいですか。

20番（三小田一美君）

地方から声が大として上がっておりましたと、そういうふうに伝えていただくとくなら、よろしゅうございますと思っておりますので、よろしくお願ひしたい。

次に行きたいと思えます。

国政選挙ですね、取り組んでいただいた平成28年から変わりましたでしょう。その場合、選挙権を18歳に引き下げていただいて、結構投票率が上がりますと、そういうふうに私たちは聞いておりましたが、全然投票率が上がらないですね。莫大な経費もかかるわけですよ。ただ、柳川市だけじゃなくて全国ありますからね、そこら辺のところをよく考えていただきたいと、私はそう思ったから質問もしとるわけですよ。

それで、大体柳川でどのくらいあるかというのをようっと私は把握せんやったばってん、もう一回よかですか。ようっと分からんやったけん、教えてください。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

選挙年齢の引下げが行われて、国政選挙の数字なんですけれども、法改正前の平成25年の参議院議員通常選挙では52.61%であったのが、平成28年の選挙では54.70%となっております。

す。また、平成26年の衆議院議員総選挙では52.66%であった投票率が、改正後の平成29年の選挙では53.68%と、それぞれ前回は上回る投票率とはなっております。

しかしながら、令和元年に施行されました参議院議員通常選挙では投票率が48.80%と、平成28年のときより落ち込んでいると、そういう状況になっております。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

投票率がどうして上昇しないのかなと私は思いますけど、何か分かるなら教えていただきたいと思いますが、どういうことで上昇しないのでしょうか、ちょっとお尋ねします。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

選挙管理委員会事務局として考えているのは、若年層の投票率が低いということで考えております。若年層の選挙への参加を促すような環境づくりが必要だと感じているところでございます。

以上です。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

投票をされる方が何か無関心じゃなかったらどうか。いんにゃですかね。そういうことはないですよ。どうぞございましょうか。まいっちょあつですもんね。ばってん、あれはちょっと言われませんか。

選挙管理委員会事務局長（武田真治君）

そういった若年層の方とかは結構関心が薄い方がおられるかと思しますので、啓発をしていきたいと思っております。

以上です。

20番（三小田一美君）

できるだけ努力して、投票されるようお願いをしたいと思います。

次に、V字回復を目指す各種の対策案は今御答弁がありましたから、その中で、この貸切りのタクシーの場合は該当いたしますがと、ジャンボタクシーだけの御答弁がありました。タクシーはどんなふうですかね。ジャンボタクシーの観光もありますけど、タクシーもあります。それは検討なされるとおっしゃられましたが、ちょっとそこをお尋ねしたいと思います。

観光課長（山田秀太君）

ジャンボタクシーと別に貸切りの観光タクシーというお話でございます。

今現在、10月以降にジャンボの貸切りタクシーのほうを検討しておりますので、観光タクシーにつきましても併せて検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

20番（三小田一美君）

それと、市内で飲食をしたり買物をしたり、有料施設の見学や体験を2か所以上行うという条件が付されていると。

そこで、確認なんですけど、それは旅行会社に御説明には上がられましたか。御案内ですたい。買物てろんされて2か所以上ですね、これは有明新報で載っておりましたから、それをお尋ねしよりますから。どんなふうですかね。2か所以上するなら、その条件で幾らかもらわるとでしよう、支援金か何か。それをちょっと教えてください。

観光課長（山田秀太君）

この件につきましては、事業の周知については、柳川市でありますとか観光協会のホームページ等で周知をして、旅行会社の皆様にもお知らせをしておるところでございます、今後さらに力を入れていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

ありがとうございました。

それなら、確認のほうはどんなふうにしてすればよかですか。確認。

観光課長（山田秀太君）

2か所以上の確認という御質問かと思えます。

こちらの件につきましては、旅行会社のほうが事務局に補助金を申請される際に旅行の行程表を一緒に提出していただくようにしております。そのときに、この利用証明書という書類を事前にお渡しすると。そして、実際に市内の飲食店でありますとか施設を御利用いただいたときに、2か所以上の施設で証明書を取っていただくというようなやり方を取っておるところでございます。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、大河ドラマの件は、今、市長のほうから御案内がありましたから、それでよかと私は思いますが、もう一回聞きますが、この前の大河ドラマは何やったですかね、マラソンの出よんなったつは。すみませんけど、あれは何やったか、マラソンでしよらしたつは。あの方の視聴率が少なかったから、プロデューサーか何か 私は知りません、人から聞きましたから。何か飛ばされたと、そういうことをお聞きしましたが、そこら辺のところは御存じないですか。（「「いだてん」て言いよったな」と呼ぶ者あり）ああ、「いだてん」か。すみません。

産業経済部長（松藤満也君）

議員が詳しいと思います。そこまで詳しく存じ上げておりません。飛ばされたとかいう話

は聞き及んでおりません。

以上です。

20番（三小田一美君）

分かりました。あんまり言いますと失礼に当たると思いますので、私はこれで質問は終わりますけど、今度、まだあります。介護のほうでお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、質問に入ります。

在宅介護の処遇についてであります。これについては、平成25年と平成28年、同じような趣旨を質問していましたが、状況の変化もありますので、三たび質問をさせていただきます。

これも読売新聞に載っておりました。私の周りを見渡しますと、最近ますます老老介護の方が増えてきているように感じます。60歳以上の方は、自分の親や配偶者の親、また、配偶者を介護してある姿をよく見かけます。

それで、現在では特別養護老人ホームに入所できるのは要介護3以上の判定を受けた方となっていますが、市内には要介護3以上の判定を受けた方は何人おられますでしょうか、教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

議員の御質問にお答えいたします。

介護保険認定申請により、市内の要介護3以上の判定を受けられた方の人数ですが、令和2年7月31日の時点で、要介護3の方が440人、要介護4の方が550人、要介護5の方が314人の合計1,304人おられます。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、そのうち何人が特別養護老人ホームに入所をされていますか。

それとまた、特別養護老人ホーム以外の施設に入所されている方が何人でしょうか、それをお尋ねしたいと思います。

福祉課長（内田 猛君）

まず、特別養護老人ホームの入所者数でございますが、令和2年6月30日現在で475の方が入所されております。

続いて、特別養護老人ホーム以外の施設に入所されている方の人数ですが、令和2年6月30日の時点で介護老人保健施設に273人、介護医療院に30人となります。

それから、介護保険制度上は在宅扱いとなってはいますが、認知症対応型グループホームに194人、介護付有料老人ホームに85の方が入所されています。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

どうもありがとうございました。

それでは、特別養護老人ホームに入所をされている方の平均的な年間の自己負担額、それと、介護保険に支払う年間の負担額をよかなら教えてください。

福祉課長（内田 猛君）

特別養護老人ホーム入所での負担額でございますが、入所者の自己負担額は、利用料、居住費、食費、日常生活費の合算額で決定いたします。日常生活費は個人により差がありますので、ここでは割愛いたします。また、居住費と食費については、非課税の方は年金収入額800千円以下か800千円を超えるかによってさらに2つに区分され、課税者よりも減額されます。さらに、認定区分によって負担額が異なりますので、ここでは年金収入800千円以上で非課税となる要介護4の方を例に御回答いたします。

特別養護老人ホームの居住形態により、個室ユニット型と相部屋であります多床室で負担額が異なりまして、個室ユニット型で約890千円、多床室で約550千円が年間の自己負担額となります。

次に、介護保険で負担する額でございますが、特別養護老人ホームの施設サービス額から先ほど申し上げました入所者の自己負担額を差し引いた額となります。加算等の有無で報酬額も若干変動いたしますが、個室ユニット型が年間約4,100千円、多床室が年間約3,670千円を介護保険で負担することとなります。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

それでは次に、申込みから入所できるまでの平均的な待機の月数についてお尋ねしたいと思います。

これは月数というけど、特老の場合、申し込んで三、四年してもなかなか入られん方がおられるわけですね。その場合、入ろうでするばってん、なかなか入られん方たちがお亡くなりになられた場合、その場合は介護保険では半額か払戻しか何かありますか。それを聞いてくれと言われましたから、ちょっとお尋ねしたいと思います。

もう時間がないから飛ばして聞きよりますけど、よその市町村はありますか。うちは介護は広域的だから、みやま市は多分広域的じゃないから、みやま市はどんなふうですかね。みやま市はどうも払ってあるごたっけんがちょっとお聞きしましたが、私の間違いでしょうか。ちょっとお尋ねします。

福祉課長（内田 猛君）

まず、申込みから入所までの待機月数でございますが、これは令和2年6月から8月末までの直近3か月に入所された方の平均待機期間数を各施設のほうに聞いてみましたところ、最短で約4か月、最長で14か月、平均として約7か月という調査結果でございました。

続いて、先ほど入所待機をされている方が不幸にもお亡くなりになって入所に至らなかった場合のことですが、それに対する給付につきましては介護保険の制度にもございません。また、現在、市での独自資金も厳しいというふうに考えているところでございます。

また、他市の状況でございますが、現在のところ支給しているという状況は聞いておりません。

以上でございます。

20番（三小田一美君）

特老は安いから待ってあるわけですね。そうすると、今お医者さんが優れておられますから、老人ホームに入ってある方が結構長生きされるわけですね。ですから、申し込んだっっちゃ、なかなか入られんと言わっしゃるわけですよ、安いところの老人ホームに。その場合は何らかの形で、やっぱり入られん場合はどがしこかどがしこと言うと失礼なんですけど、介護保険を支払ってあるなら、その半分ぐらい御仏前か何かで返していただくとしていただかんなら、申し訳なかし思いますよ。大変でございましょうが、ぜひ御検討をしていただきたいと私は思います。どうでございましょうか。（拍手）

ちょっとあと一つ加えてよかですか。すみません。

介護保険はなかなか特老に入られない。病院はすぐでも入られるわけですよ。お医者さんはね、かかってすぐ診察して。そこの差はどんなふうですかね。私はそこら辺がちょっと分かりませんから。市民の方たちは介護保険も払わっしゃる。健康保険も払わっしゃる。そこら辺のところの差は大体似たり寄ったりじゃろうち思いますよ、そこら辺もよかなら、すみません、お願いしたいと思います。下に下りたとき、市民の方から言ってくれんかんもと言われたからお尋ねしよります。すみません、通告はしておりませんが。

市長（金子健次君）

三小田議員の質問にお答えしたいと思いますよ、この質問というか、要望みたいなやつは過去にも議会であったような感じがいたします。介護保険の入所時の50%ぐらい払ったらどうだろうかということで、拍手まで起こりましたけれども、制度についてちょっとお話をしたいと思います。

施設入所時の保険者が負担する介護報酬の50%相当を自宅介護費用として支給できないかという御意見についてお答えをさせていただきます。

議員のお考えである施設入所に係る介護報酬の半分以上を自宅介護費用として支給するとすれば、経済的な負担が減り、在宅介護の家族の不安や生活も楽になると思われますが、自宅介護費用は、現行の介護保険報酬上では、介護保険が適用される介護サービスを利用したときに、そのサービスを提供した事業所や施設に対価として支払われるものでありますので、介護報酬として対応することは難しいと思われます。できないと思われます。

現在、本市では独自で高齢者の自立した在宅生活を支えるため、介護保険サービス以外に、紙おむつなど介護用品の給付のほか、栄養の改善や住宅改修支援など、在宅福祉サービスを実施しております。そのうち、寝たきり状態にある高齢者の在宅介護者へ支給している介護手当については、現在、月額10千円ですけれども、これを増額することを検討しております。また、支給要件の緩和など、在宅介護への支援策を検討しているところでもございます。

また、特に、核家族化の進展から急激に増加しております独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、様々な生活支援、健康増進、介護予防を重視したサービスを今後とも充実してまいりたいと思います。

在宅医療と介護連携の推進、認知症施策の推進など、引き続き包括的に取り組んでまいりたいと考えております。どうか御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

20番（三小田一美君）

とてもありがたい御答弁でございました。ありがとうございました。

私はこれで介護のとは終わります。まだいっぱいありますけど、もう時間の足らんけん、廃棄物対策課の方にお尋ねしたいと思います。介護はまた次の議会にお願いしたいと思いますので。

次に、家庭用ごみの廃棄物収集業者の経費の算出方法であります。委託の経費の算出については、業務に支障を来さない範囲で算出されていると思いますが、収集車1台当たりの作業の人員は何人で算定をされていますでしょうか。もし作業人員が欠けた場合はどのような措置を定められていますか、それをお尋ねしたいと思います。これは通告しとったけんよかでしょうが。もうあと2つ行くけんですね。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

三小田議員の御質問にお答えいたします。

一般廃棄物の収集運搬業務の委託契約書には作業人員の記載はいたしておりません。契約書には、発注者の指定した区域内に、発注者の指定したごみ収集袋で各世帯及び一定の場所に集積された廃棄物並びに必要により発注者の指示した廃棄物を計画指示に従い収集し……

（「議長、よか」と呼ぶ者あり）

20番（三小田一美君）

せんかこつ言うなら、あれになっですよ、怠慢よ。あんた、予算ば組むとに人員も何でんしとらんで、せんかこつ言うけん、おいが言おうごとなってくっじゃん。もう次の機会ですよ。そげんすつとの、されんですよ、予算でんかけられん、人員でんなんでんようとしとかんと。何のでくっですか、せんかやつ。

これで私の質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして三小田一美議員の質問を終了いたします。

ここでお諮りいたします。本日はこれにて延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日はこれにて延会いたします。

午後 3 時 31 分 延会



# 柳川市議会第7回定例会会議録

令和2年9月11日柳川市議会議場に第7回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

## 2.欠席議員

なし



順位	質問者	質問事項
1	1 番 白 谷 義 隆	(3) 経済対策 2 . 小中学校の統廃合について (1) 統廃合についての市の考え
2	2 番 橋 本 憲 之	1 . 災害時の対応は (1) 7月豪雨での被害について (2) 市としての準備態勢について 2 . 新型コロナウイルス感染症の影響は (1) 各産業への影響について (2) 子どもたちへの影響について (3) 今後の支援策について

午前10時 開議

議長（樽見哲也君）

おはようございます。本日の出席議員20名、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問について

議長（樽見哲也君）

日程1 一般質問について。

一般質問をお手元に配付いたしております日程表の記載順に行います。

第1順位、1番白谷義隆議員の発言を許します。

1番（白谷義隆君）（登壇）

皆さんおはようございます。1番白谷でございます。それでは、議長のお許しがありませんので、早速質問をさせていただきます。

政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は、感染者は7月下旬をピークに減少傾向にあるとしていますが、8月に入ってからも多く感染者が報告をされております。特に本市においては、連日、感染者が報告され、以前より増して感染拡大の感があります。

そこで、お尋ねをいたしますが、今年春、いわゆる第1波当時、発熱等の症状があってもなかなかPCR検査が受けられず、自宅待機を余儀なくされ、重症化するという事態がっておりますが、現在、本市におけるPCR検査体制はどのようになっているのでしょうか。

あとの質問については自席より行いますので、議長におかれましてはよろしくお取り計らいをお願いいたします。

健康づくり課長（田島雅彦君）

お答えいたします。

PCR検査につきましては、新型コロナウイルスに感染したのではないかと疑われる場合に、保健所内にある帰国者・接触者相談センターに相談をし、そこから医療機関へ紹介されて検査が行われる場合と、診療所等の医師からの紹介で医師会等が設置する検査センター等の利用により検査が行われる場合がございます。後者の検査センターは、当地域においては、柳川山門医師会、大牟田医師会、大川三潁医師会との共同により南筑後地域検査センターが設置され、ドライブスルー方式により検査が行われております。

なお、この検査センターで検査を受ける場合は、必ず医師の紹介状が必要となります。

以上です。

1番（白谷義隆君）

以前は保健所に相談しても四、五日は様子を見るようにと言われ、なかなかPCR検査が受けられなかったと聞いておりましたが、現在はかかりつけ医など、地元の医院に相談し、紹介状があれば検査センターですぐに検査を受けられるということですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

医師会の設置する検査センターでは、毎週月曜日と木曜日の午後に検査が行われております。1日20件の検査が可能であり、検査を受ける人はかかりつけ医師が検査を必要と判断した直近の検査日に検査を受けることができます。

以上です。

1番（白谷義隆君）

この検査センターはどこにあるんですか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

検査センターは柳川山門医師会、大牟田医師会、大川三潁医師会の3医師会の管内を合わせたエリア内に1か所設置されておりますが、検査を受ける人のプライバシーに配慮し、設置場所の公表はいたしておりません。

また、厚生労働省が示す地域外来・検査センター運営マニュアルでも設置場所及び連絡先は一般への公開は行わないものとするとしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

1番（白谷義隆君）

言えないなら仕方ありませんが、ただ、病院にかかれば、そのときは当然どこだということとは教えられましようからね。

次に、今後の感染防止策についてお尋ねをいたします。

先ほども言いましたが、本市では以前に増して感染者の報告が増えております。このまま感染者が増えれば、市中感染などにより不特定の人への感染が懸念をされます。特に、重症

化リスクの高い高齢者への感染が心配されます。

そこで、お尋ねしますが、今後の感染拡大防止策についての考えをお聞かせください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

新型コロナウイルスは、飛沫感染と接触感染で感染します。飛沫感染は感染者の飛沫、くしゃみ、せき、唾などと一緒にウイルスが放出され、ほかの人がそのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染するものです。一方、接触感染は感染者がくしゃみやせきを手で押さえた後、その手で周りのものに触れたものをほかの人が触り、ウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ることにより粘膜から感染するものです。

そこで、本市におきましては感染を予防するため、今後もこれまでと同様、マスクの着用、手洗いといった基本的な感染予防の実施や密閉、密集、密接の3つの密を避けることを機会があるごとに市民の皆さんに呼びかけ、感染防止の強化を図っているところです。

以上です。

1番（白谷義隆君）

実は、ほかの自治体では、身近なかかりつけの医院等で検査が受けられるように検査体制の拡充を図り、感染の早期発見、早期の抑え込みに取り組んでいるところも数多くあるようですが、そうした取組についての考えはありませんか。

健康づくり課長（田島雅彦君）

検査体制の拡充を図るためには、検査体制の確立が必要であり、医療機関などの関係機関に御理解、御協力をいただく必要があると考えております。

また、検査後の陽性者が発生した場合は、医療機関等と調整を図り、入院や宿泊療養の対応をしていただく保健所の協力が不可欠であるとともに、陽性者を隔離するための施設やケアスタッフの確保など新たな課題も発生いたします。

したがって、この件につきましては、今後、保健所と協議しながら検討を行いたいと考えております。

なお、厚生労働省が推奨しております新型コロナウイルス接触確認アプリCOCOAで陽性者と接触通知を受けた人のPCR検査は行政検査として取り扱われ、本人の負担なしで検査が行われることとなりましたので、本市といたしましては、先日、菊次議員の質問でもお答えしましたように、このアプリの利用促進を広く進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1番（白谷義隆君）

アプリで陽性反応が出れば、すぐに受診できるとか、そういった方策も国のほうで進めているということですが、ただ、自治体として何ができるのか、そこら辺も考えていただきたいと思います。

昨日も災害のところまで出ておりましたが、市民の生活を守ることは行政の基本的な責務だ

という発言がありました。この感染症についても、まさにそうだろうと。ましてや、市民の命を守ることは何事にも増して優先されることです。重症化した人の多くが死を覚悟したと言われます。

今、行政がすべきことは、まずは感染拡大を防ぐために何をすべきか。できることは全てやる、このことを念頭に感染拡大防止に取り組んでいただきたいと思います。

それと次に、これから秋冬にかけてインフルエンザの流行期になりますが、発熱等の症状があったとき、コロナなのか、ただのインフルエンザなのか、そうしたところで市民の方もどうしたらいいのか苦慮されると思いますが、そうしたときの対応はどうか。発熱の症状があったときに、ふだんどおりすぐ医療機関を受診していいのかどうか、そこら辺を教えてください。

健康づくり課長（田島雅彦君）

本市におきましては、発熱により医療機関を受診される場合は、事前に連絡をした上で受診いただくよう、これまで広報紙やチラシを通じて市民の皆さんにお願いをしてきたところでございます。

厚生労働省は、これからのインフルエンザ流行に備え、今月4日、発熱など症状がある人の今後の相談、受診の流れを公表しております。それによれば、発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医師等の身近な医療機関に電話することとされており、その体制づくりを10月中に整備するよう国が都道府県に通知したところです。

発熱等により受診をされる皆さんにおかれましては、受診前に医療機関に電話をしていただき、医療機関の指示に従った対応をお願いいたします。

以上です。

1番（白谷義隆君）

分かりました。

それでは次に、経済対策についてお尋ねをしたいと思います。

まずは本市の経済状況についてお聞かせください。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

本市の経済状況につきましては、現在、市は大幅な売上げ減少に直面をいたしました事業者に対し、一律200千円の中小事業者へのがんばる応援金を給付いたしておりますけれども、8月31日現在の支給状況で申しますと、約3,000市内事業者のうち1,492事業者に支給をいたしております。産業別に申し上げますと、卸売業・小売業が296件、宿泊業・飲食サービス業が273件、建設業が273件、生活関連サービス業が177件、製造業134件、その他業種339件となっております。

このように幅広い産業の事業者が影響を受けておりますけれども、特に緊急事態宣言での

休業要請、国内外の観光客の大幅な減少、イベントの中止・延期により、宿泊業や飲食業及び小売業について大きな影響を受けているという状況でございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

今の答弁によれば、市内の全業者の半数が大きな影響を受けているということのようです。では、個別に観光と飲食業などの状況についてもお聞かせください。

観光課長（山田秀太君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

現在の観光の状況につきましては、まず、観光案内所の観光客の来訪者数につきましては、前年比で6月が67.0%の減、7月が61.1%の減、8月が57.4%の減となっております。

次に、旅館、ホテルにつきましては、7月が前年比60%程度まで回復しておりましたが、御承知のとおり、コロナが再度増加傾向になったという影響を受けまして、8月はお盆を含めてキャンセルが相次いだということでございます。ホテルはビジネス客を中心に回復傾向にあるということでございます。

次に、川下りにつきましては、前年比で6月が70%から80%の減、7月は雨の影響で80%減、8月も雨、暑さの影響によりおおむね70%の減となっております。

次に、観光バスにつきましては、8月まで予約ゼロの状況が続いておりました。9月以降の予約につきましても、コロナが再度増加傾向になった影響でキャンセルが出ているという状況でございまして、観光面におきましても、まだ回復の傾向には至っていないと、厳しい経営状況が続いておるとい状況でございます。

以上でございます。

商工・ブランド振興課長（古賀和明君）

お答えをいたします。

飲食業や小売業につきましては、特に個人消費が大きく落ち込みまして、大変厳しい状況になっているところでございます。

そこで、市は、市民の消費意欲を喚起いたしまして、市内での消費拡大を図るために、地元消費拡大策といたしまして、7月、8月に協同組合柳川おもてなしカード会「やなぼ」が実施をいたしましたポイント5倍アップキャンペーンの事業を支援したところでございます。

協同組合柳川おもてなしカード会からの事業報告によれば、売上げの推移について申し上げますと、緊急事態宣言がなされた4月の売上げは前年同月比34%の減少、5月の売上げは前年同月比の24%の減少ということでございました。しかし、緊急事態宣言解除後の6月の売上げは前年同月比ほぼ同額ということで、一旦回復をいたしております。しかし、7月、8月にポイント5倍アップキャンペーン事業が実施されたのですが、新型コロナウイルス拡大の第2波のさなかということで、7月の売上げは前年同月比10%の減少、8月の売上げ

は前年同月比14%の減少ということになっております。

市といたしましては、協同組合柳川おもてなしカード会「やなぼ」が実施をしましたポイント5倍アップキャンペーン事業により、飲食業、小売業につきましては、本当は6月同様に引き続き回復するというのを期待いたしておりましたけれども、結果として減少となってしまったところでございます。しかしながら、新型コロナウイルス第2波の感染拡大のさなかでも売上げが前年比10%から15%の減少と緊急事態宣言時の30%の減少に至らなかったということで、何とか持ちこたえることができたのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

今の答弁によれば、観光については相も変わらず厳しい状況で、報告を聞けば、回復の見通しというか、改善は全くなされていないということのようです。これからもしばらく観光についてはこうした厳しい状況が続くだろうと、今の答弁を聞きながら思いました。

飲食店や小売業については観光のような落ち込みはないようですが、それでもなかなか現在まで回復はしていないのが実情だと思います。

そうした中で、今後の経済対策についての考えをお聞かせください。

産業経済部長（松藤満也君）

今後の経済対策ということでございますが、現在は、新型コロナウイルスの感染拡大がいつ収束するのか、いつまで続くのか見通せない状況でございます。

この感染症が終息するまでの経済対策としましては、宿泊業や飲食業をはじめ、製造業や建設業等の市内事業者が今後も事業継続ができるよう、中小事業者へのがんばる応援金、がんばる家賃軽減支援金等の支援を引き続き行っていきたいと考えております。

現在のコロナ禍における経済対策として特に留意すべき点が、ウイズコロナの時代に新たな生活様式に対応できる環境を整えることが特に大事だろうというふうに考えております。このため、先月、8月でございますが、コロナ感染症対策セミナーを開催したり、商工会議所、商工会のコロナ感染症に関する相談員派遣制度を周知するなど、お客様が安心できる安全対策に取り組んでいるところでございます。

このような中、観光需要の喚起を図るため、修学旅行の誘致や、夜の川下りであります灯り舟、観光バスツアー助成など、柳川観光V字回復キャンペーン事業をスタートさせたところでございます。

さらには、市民の消費意欲を喚起し、市内での消費拡大を図るため、今月から、昨日から売出しを開始しておりますが、プレミアム率20%の市内統一商品券「柳川藩札」事業が実施され、がんばる商店街活動支援事業につきましても、9月議会で補正予算をお願いしているところでございます。

新型コロナ感染拡大が収束し、人々の不安が払拭された後の経済対策としましては、さらなる観光需要の喚起、消費需要の喚起などの取組を支援し、市内の地域経済の回復につなげていきたいと考えております。このため、国や県の施策や補助金の動向、市内事業者の状況等を見極めながら、関係機関との連携を密にして、効果的かつ柔軟な経済対策を打っていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

1 番（白谷義隆君）

今の部長答弁の中に、まずは市内業者が今後も事業継続できるように支援をしていきたいという話がありました。実は私もある人から、今度のコロナで売上げが全くなく、店を閉めようと思っていたと。ところが、家賃補助が出た。しかも、6か月支援をしていただいたと。それで非常に助かりましたと。今後ももう少し頑張っって営業をしていきたいというように言われた方がおたと、そういう話も聞いております。まずは現状の事業を継続していただく、そのことが一番大事なことだろうと思うんですね。一回廃業したら、なかなか立ち直るというか、再開するのは難しいし、そして、そういった事業所が多く出てくれば、柳川市の経済はまさに崩壊をしてしまうだろうと思います。

それでまずは、今、部長が言われましたように、事業が継続できるような支援を、やはり市単独もなかなか難しいでしょうから、国や県等に支援と協力をお願いしながら、ぜひ続けていただきたい。そして、いつかはこの感染拡大も収束するわけですから、収束したときに地域経済を回復させるためにどうした手だてをしていくのか、そのことはやっぱり今から考えていくことも必要だろうと。拡大が収束してからじゃなくて、収束するとしたときにどうするのか、そのことも事前に検討をしていただきたいというふうに思いますので、事業を継続できるように、そして、収束後、経済が回復するように、そうした施策をぜひお願いしたいと思います。

これでコロナ関係の質問を終わりたいと思います。

次に、小・中学校の統廃合についての市の考えをお尋ねしたいと思います。

私は市民の方からよく言われます。近隣の市では学校の統廃合が進んでいるが、柳川市はどうなっているのか。少子化で、これから子供の数は少なくなっていくのに、市は学校の統廃合についてどのように考えているのかということです。

そこで、お尋ねします。

学校の統廃合についての市の考えをお聞かせください。

教育部長（袖崎朋洋君）

本市におきましては、令和2年2月20日に柳川市立学校適正規模・適正配置化検討委員会、通称柳川市教育の未来を考える会でございますけれども、これを立ち上げまして、検討委員会へは柳川市内の小・中学校の将来あるべき望ましい姿を実現するための基本的な考え方及

びそれに当たっての学校の規模及び配置を含めた今後の整備の方向性について諮問をしているところでございます。

これまでに3回の検討委員会を開催いたしまして、学校の現状、将来的な児童・生徒数の予測、小規模校等のメリット、デメリットなどの情報を提供してきたところでございます。今後、3回程度の会議を予定しておりまして、以前3回の情報を基に議論をしていただきたい。令和3年3月には答申をいただく予定でございます。

本市の学校統廃合の考えはどうかということでございますが、検討委員会に諮問中ということもございまして、今の段階では現状の学校規模、配置を見直すなど、統廃合するかどうかを含めまして、具体的な方針を持ち合わせてはおりません。今後、検討委員会からの答申を受けました後、柳川市教育委員会で本市の学校の適正な規模や配置など、柳川市の学校のあるべき姿を示した基本方針を作成することとしております。作成後、その実現に向けまして関係者の皆様方と協議をしていくことになるかと考えております。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

今の答弁で2つちょっと引っかかったんですが、検討委員会を設置しているから控えたいですか。統廃合については控えたい。それと、統廃合についてははまだ決まっていないということでしたね。

私は統廃合についての具体的な手順とか、そういうことは別に聞いていないんですね。先ほど言いましたように、少なくとも私の周りで多くの方が、学校の統廃合は大体どげんなっとかんち。皆さん分かるように、新聞で近隣の状況がずっと、何年か前から出ていますよね、統廃合したことがですね。そしたら、やはり少子化の中で今後の教育がどうなっていくのか、そのことを心配されているんですね。少子化が進むと、よその例を見ても分かるように、どうしても統廃合は避けて通れないんじゃないかという市民の皆さんの率直な思いがあるわけですね。

ですから、今すぐ統廃合すべきだとかすべきでないとかというのは、皆さんそういうことはもちろん考えていないと思うんですよ。ですけど、やっぱり統廃合について市の考え方はどうなのかということをお心配されていると思うんですね。今の答弁では、ないということですから、もう一回聞いても答えは同じなんじゃないかな。統廃合の手順じゃなくて、統廃合そのものに対する市としての考え方、そのことは答えられないんですか。もしよければ。

教育部長（袖崎朋洋君）

今後の学校の統廃合ということは、市民の皆様方の疑問といいますか、心配事の一つであろう、関心事の一つであろうということは重々承知するところでございますが、であればこそ、どういったふうな将来的な学校像を築いていくかというのは慎重に議論していく必要があるかと考えているところでございます。

今回、委員会に諮問いたしました理由につきましては2つございまして、柳川市教育委員会におきまして平成24年5月21日付で作成しております柳川市立学校の小規模化に対する対応方針の中で、「少なくとも10年後の平成33年度には再度、統合・再編を含めた小中学校の小規模化対策を検討する必要がある。」ということが1つ述べられております。また2つ目に、少子化によって柳川市立学校の小規模化は着実に進んでおりまして、近い将来には複式学級の発生が想定されます中で、柳川市内の小・中学校の将来あるべき望ましい姿を実現するための基本的な考え方や学校の規模及び配置を含めた今後の整備の方向性について検討する必要があるということが挙げられると思います。

そのために専門家でありますとか現場の先生方、保護者や地域の方々の声をまずは酌み取っていききたいと。そういった御意見をお伺いして、柳川市教育委員会において本市の学校の適正な規模、配置など、将来の柳川市の学校のあるべき姿を示した基本方針に反映させようということで、この委員会を立ち上げて、今、議論を進めているところでございます。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

今、部長は保護者や地域の方の幅広い意見を聴きたいと言われましたが、それは検討委員会の中の話がされているんでしょう。それとも別に、市内の多くの保護者や地域の方の意見を反映させてということなのか。そこら辺がよく分かりませんでしたけど。

教育部長（袖崎朋洋君）

現在の委員会には、PTAでありましたり、小学校長会の代表でありましたり、行政区長会の代表の方でありましたり、そういった各界を代表される方に集まっていただいて意見を頂戴しているところでございます。

今後、基本計画を作成し、具体的な方針ができていった場合は、住民の方のアンケートを取るとしても十分考えられるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

1番（白谷義隆君）

審議会等で、これは今度の検討委員会だけではないんですけど、必ず市は各種団体の代表者の方に集まっていただいていますと言われますよね。ただ、確かに役職では代表なんでしょうけど、皆さんの意見を代表しているわけじゃないんですよ。そうではないでしょう。組織としての代表ではあるかもしれないけど、例えば、PTAの代表の人がPTAの意見を代表しているわけじゃないんですよ。そこら辺は誤解をしてもらったら困ると思う。ただ、PTAの一員として、そこの中で自分の意見は言われるかもしれない。あるいはほかの方の意見も聞かれたこと、それは言われるかもしれない。それでも、代表者だから全ての方の意見を代表しているというわけじゃない、私はそう思っております。

ただ、先ほど、平成24年でしたか、そのとき統廃合を前提にどうこうと言われましたよね。

ですから、適正規模、適正配置の中には、当然、統廃合を含めた検討はされるべきなんですね。さっきそういうふうに言われたでしょう、統廃合を含めた何とかと。ですから、今、検討委員会で検討しているから統廃合について全く議論をしないというのは、私は違うだろうと。もちろん、その検討委員会の中で議論をするかどうかは、それは教育委員会の進め方なんだろうけど、ただ、適正規模、適正配置の中では、統廃合は最終的には議論をしなければならない問題なんですね、明らかに。私はそういうふうに思うんですけどね。

先ほども言いましたけど、市民の方は少子化、小規模化が進むことによって危機感を持っておられるという話をしましたよね。学校は単に教科書の知識だけでなく、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、そして、切磋琢磨することで社会性を身につける、そのことが教育の中では、教育の知識、それ以上に重要だと皆さん考えてあると思うんですよ。そして、そのためには一定規模の児童・生徒の集団が必要だと。だから、統廃合については切っては切れないことだと、そういうふうに言っているんですよ。私もそう思う。そうした中で、市民の方が統廃合について市の考えを聞きたいと思うのは、私は当然のことだろうと。

もちろん、先ほども言いましたけど、統廃合をしるとか、しなくていいとか、今は誰も考えていないと思いますよ。ただ、市民の皆さんたちは少子化が進んでいくことで今後の教育環境に危機感を持っておられると。先ほども言いましたけど、学校は単に教科書の知識だけではないと。多くの集団の中で切磋琢磨しながら、これから生きていくための社会性を身につけていくわけですから、そうした教育環境の小規模化が進むことで、そういった危機感を持っておられるんですね。

ですから、今、子供たちにとって最良の教育環境をつくるために検討委員会で検討していますとか、答申が出たら計画をつくっていきますとか、そういうことじゃなくて、市は今、学校の置かれている立場、教育環境について、将来を見据えた現状や、そして、課題について分かりやすく情報を発信していくべきだと私は思うんですよ。別に検討委員会があるから、それは全部検討委員会に任せます、それは私はどうかと思うんです。検討委員会があろうがなかろうが、市民の皆さんに情報を発信していく。そして、今後の教育環境について、保護者や地域、市民の皆さんたちと一緒に考えていく、そうした取組をすべきじゃないかと私は思っているんですよ。そのことについて、教育長どういうふうに思われますか。

教育長（沖 毅君）

白谷議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、まずは現状の教育環境、要するに、もちろん不易なものとして、昨日も答えましたが、学力、それとともに、今、議員御指摘の社会性の部分も担保しながら、今の学校規模で教育環境を十分に整備していくことがまず大きな課題であると。大きな課題というか、今やっているところですけど、それがまず前提にあって、しかしながら、地域の

方々が心配されていますように、少子化が続いていくのは否めないところでございます。そういう中で、学力、また大切な社会性を育むためにどうしたらいいかということについては、教育委員会として責任を持って教育環境について考えを示していかなければならないと。また、課題も整理していかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

1 番（白谷義隆君）

統廃合を進めるためには、学校だけの問題ではない。学校が地域のコミュニティの拠点になっている、そのことも皆さんもちろん分かっておられるんですよ。そういう中で、統廃合についての疑問というか、統廃合についての在り方、そのことを聞いておられるんですけどね。ただ、確かに地域の問題もあるでしょう。ただ、子供の教育環境をどう改善というか、よりよい教育環境をつくり上げていく、そのことが第一義的にあって、そして、具体的に進めていこうとすれば、そういった地域の問題もあるでしょう。そうしたところで教育環境がどうなっていくのか、そのことをやはり皆さん心配されているわけですから、そうしたことについても十分検討をしていただきたい。そして、市民の皆さんたちの意見を今から吸い上げて、そして、今後の計画書をつくると言われておりますけど、そういった計画書の中にも当然反映をさせていただく、そのことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして白谷義隆議員の質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時44分 休憩

午前10時54分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第2順位、2番橋本憲之議員の発言を許します。

2番（橋本憲之君）（登壇）

皆さんおはようございます。2番橋本憲之でございます。大トリということで、大変プレッシャーを感じているところでございます。場所が場所なら、紅白の舞台なら、サブちゃんが出てきて歌うところなんでしょうけれども、1期目の私が大トリを務めさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に基づきまして質問させていただきます。

まずは、このコロナ禍におきまして我が身への感染リスクを抱えながら日々仕事をされてある医療従事者の方々、また、社会維持に欠かせない職業に就いてあるエッセンシャルワーカーの方々、心より敬意と感謝の意を表したいと思います。

そして、7月豪雨や相次ぎ襲来しました台風によって被災されたの方々、また、犠牲になら

れた方々にお見舞い申し上げますとともに、心より冥福をお祈りしたいと思います。

また、本日、9月11日は19年前にアメリカ同時多発テロが起きた日でございます。あわせて、犠牲になられた方々に心より冥福をお祈りしたいと思います。夜中に速報である映像がテレビで流れたときの衝撃は今でも鮮明に覚えています。また、今後も忘れることはないでしょう。もう二度とあのような悲劇がない世の中になってほしいと思うところです。

さて、7月豪雨で柳川市は住宅被害が床上、床下合わせて120棟、農地約2,500ヘクタール、道路は30か所冠水したと聞いております。せめてもの救いは、人的被害がなかったことだったんじゃないかなというふうにも思います。先日の高田議員の質問でも、市としては想定内であったという答弁がございました。平成24年の九州北部豪雨での教訓が役に立っていたんじゃないかなというふうに感じているところでございます。また、その後の国、県による矢部川、沖端川の整備が功を奏しているのではなかるうかなというふうにも思います。

今回の質問についてですが、1点目は災害時の対応はということで、市としての準備態勢についてと実際起こった後の対応についてお聞きしたいと思います。

実は7月豪雨の際、私の近しい友人が、残念ながら犠牲者の出た大牟田市三川地区で被災いたしました。翌々日に片づけを手伝いに行ったところ、その友人から行政主導のボランティアが立ち上がっておらず、困っている方たちがたくさんいるので、明日からでも自主ボランティア活動を始めたいと思っている、よかなら手伝ってくれんやかと相談を受けました。私も2週間ほど一緒に活動いたしました。活動する中において、こんなときは柳川市やったらどげんすつとやか、どげんなつとやかと思ったことについて今日は質問したいと思っております。

それから、先日の全員協議会でもお話ししましたように、今週の台風10号襲来時に避難所を13か所訪問させていただいたときに聞いたこと、それから感じたこと、これについても質問しようと思っておりましたけれども、いかせん質問順位が最後となりましたので、先輩議員さんたちからほとんどの質問、提案いただいています。執行部からも答弁が上がっております。そこで、私からは重要なところの再質問と総括としての思いを伝えたいと思います。

2点目の新型コロナウイルス感染症の影響はの質問はしっかりとやりたいと思います。

詳細に関しましては自席にて行いますので、議長のお取り計らいをよろしく願います。

壇上からは以上でございます。

2番（橋本憲之君）続

大変ありがたいことで、新聞報道でも取り上げられておりました。また、賞賛もされておりましたけれども、有明海の干潮時に市内の水路の水位を下げ、治水能力を上げるように、また、水路が満水になるまでの時間を少しでも稼ぐようにと、地域の水利委員さんなどの協力で先行排水を計画的に実施されたということで、人的被害もなく、被害を最小限に抑えら

れたのではないかなというふうに思うところでございます。地域の方々をはじめ、担当職員の方々には本当に感謝したいと思います。ありがとうございます。

また、今週日曜日に襲来した台風10号の際にも先行排水のほうを実施されたということで、本当に御苦労さまでございました。このような対策方法は予想、判断がかなり難しく、神経質になる問題かというふうに思っております。ありがたい限りです。

しかしながら、実情、沖端エリアをはじめ、筑紫町地区、今古賀地区、矢ヶ部校区、両開、蒲池、大和、昭代地区、どこそこに7月豪雨のように大雨のたびに冠水する地点もまだ残っていることも実情であります。

そこで、今回実施いただいた水路の先行排水以外に、昨日の答弁でございましたけれども、今後は水路排水の実施を7市1町で組織する筑後川下流農業開発事業促進協議会の中で近隣の市町にも要請されるとのことでもございました。また、県にはさらなる河川の河道掘削や支障物の撤去をお願いしてあるとの答弁もございました。水路は市の境で切れているわけじゃなくて、上流や下流、市の境を越えてつながっております。先行排水の効力をさらに上げるためにも、ぜひとも広域での水路先行排水の実施を実現していただきたいというふうに切にお願いしたいものでございます。

先行排水といえば、市内水路だけではなく、ダムの先行排水というものも存在するとお聞きしております。そこで、今年6月に国土交通省から「「既存ダムの洪水調整機能の強化」～九州の19水系で治水協定を合意～」という記者発表がなされたと思います。その施策の詳細と、本市へ直接的に影響を受ける矢部川やその支流である沖端川、この上流に位置します日向神ダムもその対象になるのかどうか。昨日の緒方議員の質問とかなり重複いたしますけれども、重要なことだと考えております。内容をもう一度聞かせてください。

建設課長（中村正光君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

まず、洪水調節機能の強化の詳細についてお答えいたします。

国においては、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が作成されております。水害の激甚化、治水対策の緊急性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時において既存ダムの有効貯水量を洪水調節に最大限活用できるように、ダムの事前放流の基本方針が定められておりまして、本年度から順次実行していくこととされています。

次に、柳川市に直接関係する日向神ダムにつきましては、事前放流の対象となりますが、昨日、高田議員、緒方議員の一般質問にお答えいたしましたとおり、7月豪雨及び今月の台風9号、10号においては、事前にダムの洪水調節のための空き容量、通称ポケットが確保されていたことによって事前放流は行われませんでした。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。

今回の豪雨では実施されなかったということで、微妙なところでしょうから、今後ともいろいろ協議を行ってやっていただきたいというふうに思うところでございます。この分に関しては、農業用水を確保するための利水部分まで水位の調節を加えるということで、市民の皆さんの命を守る施策として大変重要なことだと思えます。県にも強い働きかけをまたお願いいたします。

あわせて、強制排水機場の増強もお願いしたいというふうに思っております。

次は、災害が起こりそうになる、あるいは起こってしまったからの対応についてお伺いいたします。

今回、大牟田で亡くなられた方は、避難するのが間に合わず亡くなられたと聞いております。亡くなられたお宅周辺で、私の知人が消防や自衛隊が到着する前に自主的にボートや大型トラックを使って避難の手助けをしていたらしく、当該アパートにも避難の手助けに行きたいです。行ったときには既に1階部分が浸水しており、2階の住民を助けた際、1階の確認ができなかったということを中心に悔やんでおりました。もっと早く避難情報が出されて周知されていれば、こういうことにならずに済んだのではないかとこのふうにも言っていました。

昨日の今村議員の質問で、柳川市での避難情報等の周知方法への答弁がございましたけれども、その中でもテレビのdボタンを使った情報発信等を検討してあるということをお聞きしまして、斬新ですばらしい取組だというふうに思ったところでございます。

しかし、それもこれも情報が新鮮でなければなりません。先日の全員協議会でも申し上げましたけれども、避難所が飽和状態になったとき、どの避難所に案内をすればいいのか、現場の職員さんたちはその都度対策本部に電話して、どこに回ってもらったほうがいいのかというのを指示を仰ぐ状態になっていたようでございます。避難される市民の方たちへの情報発信と同じSNSでもいいのかと思います。2時間ごとの情報発信では人の命は守れません。ぜひともリアルタイムでの情報発信、これをお願いしたいと思えます。

しかしながら、いち早く避難していただきたい方にほどSNS等の先端技術を使った手法では伝わりにくいというのも現状でございます。私が避難所で、どうやって避難情報を知りましたかとの問合せをしたところ、一番多かったのは家族での情報共有、家族がSNSによって得た情報を家族同士で共有するでした。しかし、お年寄りだけの世帯や単身世帯、ここでいいますと、地元消防団による広報活動、民生委員さんからの情報を含む近所からの口伝えというのが大多数の意見としていただきました。さらに、堤防付近の住民の方にお聞きしましたところ、防災無線は何ち言いよっじゃいっちょん聞こえんというふうな意見も多く聞かれました。また、ある方は、市から持ってきてある防災ラジオの音質が悪くて聞こえんやったよとかいうふうな意見もいただきました。

全ての年代に情報をくまなく伝達する方法を考えなければならないというのが命題かというふうに思います。しかし、矛盾することも多々出てきます。デジタル技術の探求も進めながら、アナログの中にもまだまだ見直さなくてはならないということも多数あるのではないかなというふうに思うところでございます。

もう一つ、情報発信において気づいたことがございます。今回の台風10号襲来時に市から発せられる情報を私はSNSのほうで探索しておりましたけれども、ツイッターに関しては、近隣自治体では柳川市だけがアカウントすらございませんでした。これだけはちょっと質問させてください。今後のツイッターの活用予定、これはございますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

橋本議員の御質問にお答えします。

今後のツイッターの活用はということですが、私どもも重要な情報発信方法の一つと考えております。ぜひともツイッターのほうで情報発信できるようにしていきたいと前向きに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。ぜひとも早めの導入のほうをよろしくお願いします。

このようなフェイスブックやツイッターというのは、登録料とか利用料がかかりません。利用者も多くて、非常に速いスピードで情報を伝えることが可能なツールだというふうに思います。ぜひとも最大限に活用されたほうがいいのかというふうに思うところでございます。

これは提案でございますけれども、幹部職員さん方はちょっとSNSは苦手かなという方がたくさんいらっしゃるかと思いますので、若い職員さんたちは得意な方がいっぱいいらっしゃいます。この際、どんと任せてみられてはいかがかなというふうに思います。

それでは、次に行きたいと思えます。

災害の発生時、仮設住宅や緊急避難的な住宅が必要となった場合の対策、これについて市として計画があるかどうか、これについてお聞かせください。

総務課長（武田真治君）

地域防災計画におきまして災害時の住宅対策を定めております。内容としましては、まず、県は災害救助法を適用された場合は応急仮設住宅を建設する。また、知事により救助事務を行うこととされた場合、または知事の実施を待つことができない場合、市が行う場合ですね、こういう場合は市長が行うと。災害救助法が適用されない場合で、多数の住家被害が発生した場合は災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設する。ただし、小規模な災害で住家を失った被災者が発生した場合は、状況に応じて市営住宅、公民館等の既存施設を応急仮設住宅として提供するというようなことになっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

それでは、場合によっては市営住宅など既存の施設を提供するという事なんですが、現在の市営住宅の空室状況を教えてください。

また、私が大牟田でボランティア活動をしているときに、独り暮らしの老人の方でございました。なかなかおうちに帰ってこられなくて、久々に週末とかに来られたんですが、市営住宅に避難はさせていただいているけれども、ここから20分ぐらい車でかかるところに市営住宅があると、自分は車もないし大変困っている、もう少し近くやったらよかばってんねというふうなお声もお聞きしました。何もかも市が自前で持っている遠くの市営住宅でなくても、近くの民間賃貸物件、これを借り上げれば市にとっても低コストで、避難者の方にとっても都合がいいんじゃないかなというふうに考えます。

そういった民間の不動産賃貸業者との災害時の協定、これは結ばれていますか、あるいは今後結ばれる予定というのはございますでしょうか。

総務課長（武田真治君）

まず、市営住宅の空き室の状況ですけれども、9月1日現在で15戸になっております。これまでの大規模災害では、応急建設住宅の供与ということで被災者の居住確保が行われてきました。先ほど申しましたけれども、柳川市の地域防災計画におきましても災害救助法が適用されない場合、多数の被害が発生した場合は災害救助法に準じて市が応急仮設住宅を建設するという事になっております。

しかしながら、応急仮設住宅を建設するには時間を要します。そのため、議員が言われた民間の不動産賃貸業者との協定など、既存の住宅を利活用したものを今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。やっぱり今はもう市営住宅は新しく造らないというふうな感じですので、空室は15戸ということでありましてけれども、今度また入居者の募集をされるでしょうから、もっと減るのじゃないかなというふうに思うところでございます。ぜひとも協定など、前向きな検討のほうをお願いしたいなというふうに思います。

災害時の市の準備態勢について、最後の質問をさせていただきたいと思います。

平成24年の激甚災害時にもそうであったように、災害が発生しますと災害廃棄物も多量に発生いたします。市としては、あらかじめこのような災害廃棄物の集積用地、これは計画してあるのかどうかをお聞かせください。

廃棄物対策課長（松尾 強君）

橋本議員の御質問にお答えします。

災害廃棄物の仮置場については、現在の災害廃棄物処理計画では、柳川市民三橋体育センターの駐車場、ピアス跡地、橋本不燃物処理場の3か所となっておりますが、ピアス跡地は民間に売却となりましたので、現在、見直しを行っております。見直しでは柳川市民三橋体育センター駐車場、約4,100平方メートルと、両開の新ごみ焼却場の東側にありますリサイクルセンターの敷地、約1万3,000平方メートルの残地を予定しているところです。

以上です。

2番（橋本憲之君）

計画はしてあって、面積は県の基準に適合しているとのこと、それはいいのかなというふうに思うんですが、あとは使い勝手だというふうに思います。平成24年の水害のときは、7月豪雨で大牟田の集積場に応援に行かれた職員は御存じかなというふうに思うんですが、水害時は雨が多かったり、廃棄物自体がぬれていたりして、また、重機を使って選別などをやりますので、かなり地面がぬかるみます。今回、大牟田の未舗装の集積場では、ぬかるみにトラックがはまり込んで道路を塞いで、かなり煩ってあったのを目にすることがありました。地面はなるべくアスファルトかコンクリートのほうがいいかなというふうに思います。

さらに、設置箇所についてなんですが、2か所しか今のところ予定をしていないというのは、搬入車両が集中して、例えば、水稻の収穫時期のカントリーエレベーターのときのように、荷下ろしの待ち時間で大変な渋滞が予想されます。現に先日から私が行ってありました大牟田市のほうでは、1,000世帯以上の床上浸水がございましたけれども、3か所の集積場で対応されていましたが、1時間以上の下ろし待ちをすることもございました。

これは答弁不要ですけれども、下ろしやすさなどの条件も重なりますけれども、集積場は2か所の確保でなくて、もうちょっと小規模でも構いません。4,000平米ぐらいの規模で構わないかと思うんですが、そういうところを四、五か所確保されたほうがいいのか。利用される方の距離もそちらのほうが近くなるのかなというふうに思います。これはあくまでも提案でございます。

以上で災害の対応については終わりますけれども、今週の台風10号に際して、避難所を回りながら一番必要と感じたのは、高齢者や障害者、それから、乳幼児を抱えた保護者、その他要配慮者を受け入れることができる人材、設備、機材を整えた福祉避難所ではないかなというふうに思いました。訪問した中には、サンブリッジとか、今回初めて大和町の総合保健福祉センターまほろばやまが避難所として開設されておりましたけれども、通常からお年寄りが利用される施設ということで、設備のほうは非常によく整っていたというふうに感じましたが、今度改築される児童館は避難所として活用を検討されるとのことでございます。その他に避難所として新しく施設を整備するのは、現時点では多分不可能じゃないかなというふうに私は思います。なので、ここも民間の力をお借りして、災害時には、例えば、民間の社会福祉施設、こういうところに受入れをお願いするとかの協定、こういうので対応な

どもありなんじゃないかなというふう思ったところでございます。よい知恵を出し合うことが必要と、やはりこの場合も思った次第でございます。

それと、今回思いました。避難所というのは、ただ開設すればいいというものじゃないと。その設備や運営スタッフのスキル、これを考慮した配置も求められるんじゃないかなというふうに思います。再度精査されて、研修などを行われたほうがいいかなというふうに感じたところでございます。

それでは、次の項目に移りたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響についてお聞きしたいと思います。

これもいろいろと質問があっておりましたので、農業、漁業について、これまでは生産にはさほど影響はなかったというふうにお聞きしております。産物の販売については、外食産業の冷え込みとか、給食の休止、これで在庫がたぶついて、今後、価格の下落が懸念されているというふうにも聞いております。特に、花の需要の落ち込みは相当なものだったというふうに聞いております。外食が暗に制限されている中、家庭に持ち帰って食べる中食、いわゆるテイクアウト、あるいはインターネットにて食材を取り寄せて調理して食する内食にスポットが当たっている現在でございます。柳川で生産、水揚げされた非常に質のいいノリや魚介類を日本中の個人の方々に今まで以上に紹介して、ネット販売等によって販売価格が少しでも維持できるよう、柳川市独自の緊急対策第3弾の安定供給支援事業を活用して、各種団体の後押しをしっかりとさせていただきたいなというふうに思っております。

商工業者に関しては、やっぱりというか、半数の事業者ががんばる応援金の受給をされてあるということをお聞きしました。やはり売上げがかなり落ち込んでいるあかしなんでしょう。中でも、先ほど白谷議員の質問で答弁がございましたけれども、観光業の落ち込み、これが軒並み6割、7割、8割とかなりの衝撃的な数字でございました。

ここで気になることが1つございます。こうなってくると、市の税収の落ち込みです。なかなか試算するのが難しい質問だとは思いますが、どれだけの減収予想になるのか、これを教えていただけますでしょうか。

税務課長（古賀順一郎君）

橋本議員の御質問にお答えいたします。

本年度の市税収入につきましては、当初予算において、前年度比約114,000千円増の約6,380,000千円を見込んでおりました。しかしながら、コロナ禍における企業の業績悪化により最も影響を受けやすい法人市民税の減収が予想されます。本年度の4月から8月までの税収を見ますと、市民税や固定資産税などでは大きな減少は見られないものの、法人市民税においては前年度の同時期と比較しますと、約26%減の約54,000千円の減収となっております。このまま市の税収に対する新型コロナウイルス感染症の影響が続くと仮定いたしますと、当初の見込みより約1億円程度の減収になるのではないかと考えられます。

以上でございます。

2番（橋本憲之君）

1億円の税の減収となりますと、市民の方が多分思われると思います。今まで市が独自に行ってきた新型コロナウイルス感染症の緊急対策事業、これを行う上で財政面について少々不安が生じていらっしゃるんじゃないかなというふうに感じるんですが、しかし、影響を受けている方たちを全力で助けなければなりません。苦しい懐事情の中で、あとどれくらいの予算をこの対策に使えるのか、よろしく願いいたします。

財政課長（田中勝裕君）

お答えをいたします。

まず、本市のこれまでの新型コロナウイルス感染症緊急対策の財源についてお答えをいたします。

今議会に提案しております緊急対策第5弾までの事業費の総額は1,297,940千円となっております。その財源内訳は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が1,032,150千円、同交付金以外の国庫補助金が207,080千円、県補助金31,080千円、それから、市の財源であります財政調整基金が27,630千円となっております。

このうち、財政調整基金27,630千円につきましては、その全額を国の補助事業の市負担分に充当しているものでございます。この国の補助事業の市負担額につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の補助事業分が今後配分されることとなっております。その配分後に財源を組み替えることといたしております。

したがって、第5弾までの本市のコロナ緊急対策には財政調整基金を繰り入れる必要はほとんどなく、もともとあった市の財源はほとんど使っていないというふうに理解していただいても構わないと思います。

なお、国の地方創生臨時交付金の本市への配分額は1,076,470千円でございますので、予算措置していない残額が44,320千円ございます。また、既に計上している緊急対策については執行残が生じることとなります。あくまで現時点の見込みでございますけれども、70,000千円程度は残額として生じるのではないかと考えています。このため、予算措置していない残額44,320千円と執行残見込額70,000千円を合わせた約110,000千円が今後活用できる地方創生臨時交付金の実質的な残額となっております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

よかったです。安心しました。市のもともとあった財源のほうには手をつけられていないということで、市民の皆さんも安心されるんじゃないかなというふうに思います。

それでは、新型コロナウイルス感染症の影響により行うことができなかった事業、あるいは不要不急の事業見直しによる予算の執行残見直し、これは幾らぐらいになりますでしょうか。

財政課長（田中勝裕君）

新型コロナウイルス感染症対策の財源とするために、不要不急事業の予算の見直しを行っております。今議会に提案をいたしております補正予算におきまして29,960千円を減額いたしております。第3号補正で減額済みの議会視察研修費3,300千円と合わせました33,260千円、この額を今後のコロナ対策に備えて財政調整基金に積み立てることといたしております。以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。これだけほぼイベントが中止になっている中で、少々執行残が少ないような気がしたところなんですけれども、逆に、コロナ禍において経費が違うところにかかっているのもあるのかなというふうに思います。しかし、もう一度しっかりと精査していただいて、財調への積立ての増額をお願いしたいなというふうをお願いするところがございます。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

次は、子供たちへの影響についてお聞きしたいと思います。

ほかの自治体では、コロナの影響によって小・中学校の休業というのが余儀なくされているというのを耳にすることがございます。これは幸いと言っていいのかどうかあれなんです、柳川市においてはまだ感染による休業は発生しておりません。

そこで、新型コロナウイルスの影響による学校休業の基準について教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

橋本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

児童・生徒の同居家族がPCR検査を受けた場合は、当該児童・生徒は検査結果が出るまで自宅待機をお願いしております。同居家族の検査結果が陽性となり、児童・生徒が濃厚接触者になった場合につきましては、その翌日から2週間を基準といたしまして出席停止の措置を取ることにいたしております。この間につきましては欠席扱いとはしておりません。

その後、児童・生徒の陽性の結果が判明した場合、この場合は翌日から学校休業を実施するというようにいたしております。現在のところ期間は原則3日間といたしておりますが、最終的には保健所の判断を仰ぎたいと考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

最近はニュースでも聞きますけれども、家庭内での感染連鎖、これがかなり目立ってきているようでございます。いつ柳川でもこうなっておかしくないのかなというふうに考えると、子供に感染した場合、怖いと思うのが1つございまして、当該児童・生徒に対する偏見によるいじめでございます。

そのようなことも含めて、このコロナ禍特有での道德教育、これは学校のほうでなされて

いるかどうか、お願いいたします。

学校教育課長（古賀 洋君）

柳川市内の小・中学校におきまして、これまでコロナ禍特有という形での道徳教育というのは実際は行っていないところがございますけれども、日頃より道徳の時間だけでなく、朝の会、帰りの会、日常生活の場面の生徒指導、そういったあらゆる機会を捉えまして善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることができるよう教育に努めてまいっております。

先日、8月25日にも文部科学大臣から新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けてのメッセージが発出をされました。これにつきましては、教職員間での確認、保護者への配付等を行いました。新型コロナウイルス感染症に関する差別、偏見、いじめ等が発生しないように、学校の中で活動を深めていきたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。決して本当にコロナを原因としたいじめ等がないように、心の醸成をする道徳教育、これはもちろんでありますけれども、日本における感染率が他国に比べて低い要因の一つは民度であるとも言われております。手洗い、うがいの励行、それから、他人と接するときは自分がもしかしたら感染しているかもしれないという気持ち、これですまないようにマスクを着用して、飛沫の飛散防止を心がけるなどの人を思いやることのできる日本人特有の心も、逆に実践的に教えるいいチャンスなんじゃないかなというふうに思っております。

今、マスクの話を少しさせていただきましたけれども、お隣の国、中国では、体育の時間に亡くなった子供もいらっしゃるようです。学校でのマスク着用の具体的な指導内容、これについてはありますでしょうか。

学校教育課長（古賀 洋君）

学校でのマスクの着用につきましては、文科省におきまして随時見直しが行われております「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」、これが示されておきまして、これを参考に指導をいたしております。

マスクの着用は基本的な感染症対策として重要であると考えておきまして、児童・生徒の安全な身体的距離が確保できない場合にはマスクを着用するというふうな指導をいたしております。

一方、気温、湿度、暑さ指数が高い中でマスクを着用しますと、熱中症のリスクが非常に高くなります。命に関わる危険があるということも認識をいたしまして、熱中症への対応を優先させておきまして、具体的には、暑さ指数が高いとき、体育の授業や運動を行うとき、登下校の際、こういった場合につきましては、本人が暑さ、息苦しさを感じた

場合、人との十分な距離の確保に努めて、その上でマスクを着用しなくてもよいというふうな指導をいたしております。

最終的にはこのマスクの取り外しにつきましては、活動の態様、児童・生徒の様子などを踏まえ、現場で臨機応変に対応していくことといたしております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。コロナ禍で、マスクを着けとって亡くなったというふうなことは本末転倒なことになってくるんじゃないかなというふうに思います。子供たちの命を守るためにも、指導の徹底のほうをしっかりとお願いいたしたいと思います。

続いて、保護者の方からよく聞かれる修学旅行のことについてお聞きしたいと思います。

これは実施をされるのかどうか、まず、これについて教えてください。

学校教育課長（古賀 洋君）

現在のところ児童・生徒の思い出深い活動となる修学旅行の実施につきましては、できるだけ実施をさせてあげたいというふうに考えております。

今議会でも感染症対策に要する費用について補正をお願いいたしております。しかしながら、旅行先の感染拡大状況、児童・生徒及び教職員等の感染状況によっては延期、または中止せざるを得ない場合というのも想定されるところでございます。最終的には学校長の判断という形にはなりますが、教育委員会といたしましては、現在作成をいたしております柳川市小中学校修学旅行実施に関するガイドラインに基づきまして、児童・生徒の健康、安全を第一に、この実施の可否、延期等については状況に応じて教育委員会の考えを示していきたい。現在のところは行かせてあげたいというふうな方針でございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。正直、どんなスタイルでの修学旅行の実施になるかというのが想像が付きません。子供たちの心に残る、思い出のページに残る、かなり上位に位置する事業じゃないかなというふうに思うんですね、この修学旅行は。創意工夫されて、ぜひとも実行できるようによろしく願いしたいと思います。

また、観光のほうでも7つの小学校が誘致されて来られるということなので、その辺の情報等も掛け合わせながらされてみてはどうかなというふうに思うところでございます。

さて、先月29日、私ごとで恐縮なんですが、末っ子の入学式で三橋中学校を訪問させていただきました。体育館に入ったところ、大型の送風機が数台設置してありまして、三橋中学校のシールが貼ってありました。そこで備品なのかなということが分かったんですが、よく体育館にまで対策が行き届いているなというふうに感じたところでございますけれども、このような措置はほかの小・中学校でもされているのかどうか、これについてお聞かせくださ

い。

学校教育課長（古賀 洋君）

中学校におきましては、やはり部活動とかの関係もございますので、以前から大型送風機等の備品を備えているところが多いようでございます。もちろん備品以外にバザーで買ったというふうなところもあるかと考えております。

小学校は、やはり安全面等を考えて、あまりこういった大型の送風機等は持たないところが多いようでございます。

以上です。

2番（橋本憲之君）

そうですね、学校施設ではそうやって対策は結構されてあるみたいですね。でも、安全面があるということで、小学校のほうは、やはりよく考えられてされたらどうかなというふうに思います。

ところで、そうなると、同じような施設、市が管理する屋内体育施設ですね、これについてはどのようなコロナ対策をされているか、これをお聞かせください。

生涯学習課長（新開文隆君）

現在、市が管理する屋内体育施設の換気対策でございますけれども、屋内体育施設では、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知や福岡県の通知に従い、熱中症の対策を十分に考慮しながら利用していただくよう促しております。

さて、屋内体育施設の具体的な換気の方法についてでございますけれども、風の影響をあまり受けないスポーツ等については窓と扉をできる限り開放して、また、バドミントンや卓球など風の影響を受けるスポーツ等の場合は定期的な換気を行い、3密対策を十分に行いながら利用していただくよう指導しています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

窓、扉の開放による換気ということで、換気としてはちょっと不十分じゃないかなというふうに感じます。

実は社会教育活動、社会体育活動に参加する保護者の方からの意見というか、情報だったんですが、大川市さん、それから、みやま市さんへ対外試合に行ったときに、大きな送風機が体育館のほうに備品として置いてあったということで、柳川のほうにはないのかということをお聞かれたのが実情でございます。今後、これの設置というのは考えてありますかどうか、よろしく申し上げます。

生涯学習課長（新開文隆君）

橋本議員御指摘のとおり、体育館につきましては空間が広いため、窓や扉の開閉では十分な換気はできないというふうに考えております。また、近隣市町においても聞き取り調査を

行ったところ、多くの市町で送風機を設置しているということが判明いたしました。このため、今後、速やかに送風機等を導入し、十分な換気を行うことにより熱中症対策や新型コロナウイルス感染症対策に努めたいというふうに考えております。

以上です。

2番（橋本憲之君）

ありがとうございます。コロナ対策だけじゃなくて、今からも熱中症予防にも使えると思います。ぜひとも早めの導入のほうをよろしく願っていたと思います。

それでは、最後になります。総括じゃないんですが、今後、市としてはどのような支援策、あるいは対策を総務部と教育委員会と、大まかな流れで構いません。どういうことを考えられてあるか、よろしく願います。

総務部長（平田敬介君）

橋本議員の質問にお答えします。

今後どのような支援、対策を考えているかということでございますが、まず、コロナ対策の財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが地域の実情に合わせてコロナ対策に必要な事業であれば原則として使途に制限がないと、市の裁量で活用することができるということになっております。この財源、先ほど来、財政課長が第5弾までの残りで44,000千円ぐらい、今までのこれからしていく中で執行残が70,000千円ぐらいい出るだろうと。この110,000千円がありますので、これをしっかりと余すところなく、本市の実情に合った対策に使っていききたいと。市民の安心、事業者の事業継続の支援、教育・医療に関する支援、そういったことを知恵を絞りながら、この全額を100%活用するという姿勢で考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

教育部長（袖崎朋洋君）

児童・生徒に対しますこれまでの新型コロナウイルス感染症に関する主な支援といたしましては、整備スケジュールを前倒ししての全児童・生徒に対するタブレット端末の整備、非接触型体温計の購入、児童・生徒数による1校当たり1,000千円、または1,500千円の学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る必要な経費の支援、就学援助の特例による対象者の拡大を実施してまいったところでございます。また、今回の議会におきましても補正予算に計上させていただいておりますが、小・中学校への学習支援員とスクールサポートスタッフの配置、修学旅行への感染症予防対策に要する費用の支援を予定しておるところでございます。

今後の児童・生徒への支援につきましては、財源の問題はございますけれども、小・中学校と十分協議をしまして、緊急かつ重要なものについては何らかの手だてをしていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

市長（金子健次君）

総務部長と教育部長が答弁いたしましたけど、橋本議員が一番最後の質問者ということで、今日は2人だけですけれども、その間、12名の議員さん方からコロナの問題、災害の問題、いろんな形で質問がありました。

総務部長がお答えしましたけれども、国が地方創生臨時交付金等で助成をしておりますので、それは使い切ってしまうというふうに思っています。それと、先ほど白谷議員のほうから出ましたけれども、コロナもいつかは終息するだろうと私も思います。それは時間がかかるとは思いますけれども、終息します。そのときにやっぱり経済対策とかを講じていないと、西鉄柳川駅前の明かりも消えてしまいます。そういうことの経済対策、そしてまた、今日現在でも感染者が26名ですけれども、そういうことがなるべく少なくなるように、これからは努力していきたいと思えます。第2波、第3波が訪れるかもしれませんし、職員と併せて全力を傾けて努力していくことをお約束したいというふうに思っています。

以上です。

2番（橋本憲之君）

市長じきじきにありがとうございました。

今回、私の質問は、災害時の対応と、それから、新型コロナウイルス感染症の影響についてでしたが、災害時の対応に関していえば、昨日、緒方議員の質問に市長が答弁されたように、命が一番大事と、これに尽きるかと思えます。しかしながら、先ほども言われましたけれども、財源も伴うこととございます。まずはお金をかけずにやれることから、早急に始めていただきたいというふうに思っております。

大打撃を受けているコロナ禍における観光については、3密回避が必須とされており、アウトドアブームがさらに活発化しております。柳川市でもむつごろうランドがリニューアルされておりますので、まさにこの流れに合致した観光資源となるんじゃないかなというふうにも思えます。

楽観的と酷評されるかもしれませんが、子供たちにとって今置かれている状況は決してマイナスではないんじゃないかなというふうに私は思っております。コロナ禍という前代未聞の状況だからこそ、自主性を持って考えさせ、工夫して、何らかの学校活動、これをやらせてみせるなどの取組もよい学びになるのではないかなというふうに思えます。また、こういう活動は世界的に戦うことができる人材の育成、これの一助になるのではないかなというふうに思えます。ある程度の学習、知識は必要ですけれども、魅力ある人間性の醸成、これも大切なんじゃないかなというふうに考えるところでございます。何事にもネガティブシンキングにならずに、こんなときだからこそやれるパンチのある施策を皆さんで考えていけたらなというふうに思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（樽見哲也君）

これをもちまして橋本憲之議員の質問を終了いたします。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時44分 散会

# 柳川市議会第7回定例会会議録

令和2年9月25日柳川市議会議場に第7回市議会定例会が招集されたところ、出席議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1.出席議員

1番	白谷義隆	2番	橋本憲之
3番	佐藤勝広	4番	今村智子
5番	新谷信次郎	6番	江口義明
7番	菊次太丸	8番	立花純
9番	近藤未治	10番	佐々木創主
11番	河村好浩	12番	荒木憲
13番	高田千壽輝	14番	諸藤哲男
15番	矢ヶ部広巳	16番	緒方寿光
17番	藤丸正勝	18番	田中雅美
19番	伊藤法博	20番	三小田一美
21番	樽見哲也		

## 2.欠席議員

なし

### 3 . 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	金	子	健	次
副	市	長	酒	見	勇
教	育	長	沖		毅
総	務	部	長	平	田
会	計	管	理	者	白
市	民	部	長	椛	島
保	健	福	祉	部	長
建	設	部	長	松	永
産	業	経	済	部	長
教	育	部	長	兼	三
消	防	長	松	藤	敏

### 4 . 本議会に出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	田	尻	主	範
議	会	事	務	局	次	長	兼	議	事
議	会	事	務	局	次	長	補	佐	兼

### 5 . 議事日程

日程(1) 議会運営委員長報告について

日程(2) 各委員長報告について

総務委員長報告について

議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算(第5号)について

議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

建設経済委員長報告について

議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定について

議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算(第1号)について

議案第76号 市道路線の認定について

教育民生委員長報告について

議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定について

議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について

決算審査特別委員長報告について

議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程(3) 議案の上程について

議案第78号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について

議案第79号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について

午前10時 開議

議長(樽見哲也君)

おはようございます。本日の出席議員全員、定足数であります。よって、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 議会運営委員長報告について

議長(樽見哲也君)

日程1 議会運営委員長報告について。

本日の日程につきまして議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長(藤丸正勝君)(登壇)

皆さんおはようございます。令和2年第7回柳川市議会定例会最終日の日程等について、昨日、9月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしました。その結果を報告いたします。日程2が各委員長報告についてであります。

各委員長の報告を受け、その後、報告に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開後、委員長報告ごとに質疑、討論、採決といたしております。

日程3が議員提出の議案第78号及び議案第79号の2議案の一括上程であります。

提案理由の説明後、2議案に対する質疑通告、考案時間として暫時休憩を取り、再開いたしまして、質疑終了後、2議案とも即決といたしております。

以上のとおり議会運営委員会におきまして決定を見ておりますので、報告を申し上げ、終わります。

議長（樽見哲也君）

本日の日程につきましては、ただいまの報告どおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、本日の日程につきましては報告どおり決定いたしました。

日程第2 各委員長報告について

議長（樽見哲也君）

日程2．各委員長報告について。

初めに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長（佐々木創主君）（登壇）

おはようございます。総務常任委員会の審査結果を御報告いたします。

9月9日の本会議において当委員会に付託を受けた議案6件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については報告書記載のとおりでありますので、省略いたします。

#### 4 結果

##### (1)議案第65号 認定

本案は、令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

令和元年度につきましては、この特別会計を活用して用地を先行取得することがなかったため、予算の執行はあっておりません。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2)議案第68号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

既定の歳入歳出予算総額に、歳入歳出それぞれ「10億4,362万9千円」を追加し、補正後の予算総額を「419億9,644万2千円」としようとするものであります。

審査の過程で、災害対策費の災害対応等に着用する防災服の購入内容、移住促進事業費の住宅取得奨励金対象者の市内・市外の状況、電算推進費のウェブ会議システムの利用環境整備内容、農業振興費の担い手の経営力強化事業費補助金でのコンバイン修繕に係る補助内容、湛水防除事業費の排水機場の燃料費に係る財源、商工総務費の中小企業融資保証料補助金増額の内容、企業立地等促進費の立地企業雇用奨励金に係る指定事業者の内容、小中学校教育振興費の修学旅行を実施する際の新型コロナウイルス感染症対策の費用補助の内容、スクールサポートスタッフ業務委託料に係る採用条件の内容、また補正予算書の第1表の記載方法について等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(3)議案第71号 原案可決

本案は、柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対し、防疫等作業手当の特例が創設されたことに伴い、本市においても新型コロナウイルス感染症の感染の可能性が高い業務に従事する職員に特殊勤務手当を支給するため、条例の一部を改正し、防疫等作業手当を設けるものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4)議案第72号 原案可決

本案は、柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

行政財産使用料について、新たに自動販売機の設置に係る基準を定めることにより、これまで屋内設置と屋外設置とで生じていた不均衡を是正するとともに、自主財源確保のため、入札によっても使用料の額を定めることができるよう条例の一部を改正するものであります。

審査の過程で、市が管理している自動販売機の設置状況、設置している自動販売機の屋内と屋外の取り扱いの違い、団体が設置している自動販売機に係る市への収入について等の質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(5)議案第73号 原案可決

本案は、柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

法改正により個人番号を通知する際に使う通知カードが令和2年5月25日に廃止されたことに伴い、通知カードの再交付に係る手数料を徴収する必要がなくなったため、条例の一部

を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(6)議案第77号 原案可決

本案は、定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてであります。

大牟田市を中心とする4市2町の有明圏域において、圏域全体の住民福祉の向上及び地域の振興を図るため、定住自立圏を形成する協定を結んでいます。その協定内容について一部を変更する旨の協定を締結するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で総務委員長の報告は終わりました。

次に、建設経済委員長の報告を求めます。

建設経済委員長（河村好浩君）（登壇）

皆さんおはようございます。建設経済常任委員会の報告を申し上げます。

9月9日の本会議において当委員会に付託を受けた議案4件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、次のとおり御報告いたします。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきましては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

(1)議案第66号 認定

本案は、令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「9億7,828万3,184円」に対し、歳出総額「8億6,247万5,394円」で、歳入歳出差引額は「1億1,580万7,790円」となっています。

なお、本市下水道事業につきましては、令和2年4月1日より地方公営企業法の規定の全部が適用されたことに伴い、下水道事業特別会計は令和2年3月31日をもって廃止となりました。

そのため、本年度の決算は、地方公営企業法施行令第4条第1項の規定に基づき、地方公営企業法適用の日の前日となる同日をもってすべての出納を閉鎖しております。これに伴う歳入歳出差引額「1億1,580万7,790円」につきましては、同法の規定による下水道事業会計へ引き継いでおります。

審査の過程で維持管理費の汚泥処分委託料の内容、不納欠損の原因、老朽化に伴う下水道管の取替計画、民間への徴収委託についての質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(2) 議案第67号 認定

本案は、令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定についてであります。

審査に当たり、監査委員の出席を求め、監査報告を受けました。その後、執行部より詳細な説明を受けました。

審査の過程で供給単価と給水原価の考え方について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

(3) 議案第69号 原案可決

本案は、令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、本市下水道事業について令和2年度より地方公営企業法が適用されたことに伴い、法適用の日の前日における令和元年度柳川市下水道事業特別会計決算において生じた引継金等を反映させるものです。

予算の概要につきまして、収益的収入及び支出について既決の収入予定額に「446万1千円」を追加し、収入総額を「8億6,637万6千円」に、既決の支出予定額に「973万1千円」を追加し、支出総額を「8億5,878万8千円」とするものです。次に資本的収入及び支出について、既決の予算において定めた補填財源の内訳を補正するものです。次に特例的収入及び支出について、法適用の前年度会計までの債権又は債務に係る未収金又は未払金が確定したことに伴い、補正するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

(4) 議案第76号 原案可決

本案は、市道路線の認定についてであります。

私有道路の寄付採納に伴う1路線の新規認定するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で建設経済委員長の報告は終わりました。

次に、教育民生委員長の報告を求めます。

教育民生委員長（高田千壽輝君）（登壇）

教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

9月3日本会議において当委員会に付託を受けた請願1件、9月9日本会議において当委員会に付託を受けた議案5件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、下記のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件につきま

しては記載のとおりでありますので、省略させていただきます。

#### 4 結果

##### (1)議案第62号 認定

本案は、令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「88億4,348万3,609円」に対し、歳出総額「87億4,382万9,656円」で、歳入歳出差引額は「9,965万3,953円」となり、前年度からの繰越金を差し引いた、実質単年度収支では「9,632万6,653円」のマイナスとなっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

##### (2)議案第63号 認定

本案は、令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入総額「10億4,797万730円」に対し、歳出総額「10億4,397万3,960円」で歳入歳出差引額は「399万6,770円」となっております。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

##### (3)議案第64号 認定

本案は、令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この貸付制度は、平成8年度をもって終了し、現在は、その貸付金の徴収及び起債の返済業務を行っており、歳入総額「1,234万9,542円」に対して歳出総額は「61万2,074円」となっております。

審査の過程において、収入未済額について帳簿の有無や収入未済の主な理由について質疑がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

##### (4)議案第70号 原案可決

本案は、柳川市民会館条例を廃止する条例の制定についてであります。

柳川市民文化会館「水都やながわ」が12月に開館することに伴い、現在の柳川市民会館を閉館するため、条例を廃止するものです。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

##### (5)議案第74号 原案可決

本案は、柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

柳川市立図書館の昭代分館会議室及び蒲池分館多目的室を無料で利用できる学習室に用途変更するため、条例の一部を改正するものであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で原案可決と決定いたしました。

#### (6)請願第6号 採択

本件は、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についてであります。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で採択することに決定いたしました。

以上で教育民生常任委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で教育民生委員長の報告は終わりました。

次に、決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長（佐々木創主君）（登壇）

決算審査特別委員会の審査結果を御報告いたします。

9月9日の本会議において当委員会に付託を受けた議案1件について、その審査を終了しましたので、会議規則第105条の規定により、次のとおり御報告申し上げます。

1、委員会開催日時、場所、委員の出欠について、2、執行部出席者、3、案件については記載のとおりでありますので、省略いたします。

## 4 結果

### (1)議案第61号 認定

本案は、令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

決算収支といたしましては、歳入総額「321億8,106万3,317円」、歳出総額「309億8,752万2,535円」で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は「11億9,354万782円」となっており、そのうち翌年度への繰越財源「4億9,395万4,035円」を差し引いた実質収支額は「6億9,958万6,747円」となっています。

当委員会は、2日間にわたり歳入歳出決算について、各款ごとに説明を受けて審査を行いました。

歳入審査では、国庫・県支出金の収入未済額の取り扱い、福岡県キャンプ地誘致等推進事業費補助金・学童期フッ化物洗口事業費の内容、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金の状況等について質疑がありました。

歳出審査では、人件費全般で、嘱託職員の増加の内訳、夜間勤務手当と時間外勤務手当の取り扱いの違い、総務費では、ふるさと寄付金に係る今後の取り組み、フェイスブック「ふるさと柳川」のアクセス等の状況、行財政改革大綱の実施計画の作成、民生費では、敬老会事業委託料の各地区の格差、生活保護受給者就労支援の内容、衛生費では、クリーン連合会での家庭ごみ焼却やポイ捨てへの取り組み、小型合併処理浄化槽設置補助金の補助基準、健康診査未受診者への対策、労働費では、ふるさと八ローワークの施設使用料、シルバー人材

センター補助金の違い、農林水産業費では、農地耕作条件改善事業費の内容、はたき海苔資源化調査業務委託の委託先や成果、商工費では、出向く商店街事業補助金の内容、中島イノベーションセンター運営業務委託料の増額理由や今後の見通し、地域おこし協力隊の活動報告や今後の計画、土木費では、市営住宅の住宅及び駐車場使用料の滞納の状況、自由通路維持補修の内容、消防費では、避難所における停電時の対策、70歳以上の1人暮らし高齢者宅の防火診断の状況、教育費では、教育指導費の嘱託員等の具体的内容、三橋共同調理場の空調設備等について質疑がありました。

総括では、営農法人の機械の修理代の取り扱い、区長報酬等の格差についての市の考え、一般会計の今後の見通し、新型コロナウイルスの影響が懸念される中での今後の市の対策等、質疑及び意見がありました。

審査の結果、当委員会としましては、賛成全員で認定することに決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（樽見哲也君）

以上で決算審査特別委員長の報告は終わりました。

各委員長報告が終了いたしましたので、質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に行われました各委員長報告に対する質疑を報告ごとに行います。

まず、総務委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第65号 令和元年度柳川市公共用地先行取得等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第68号 令和2年度柳川市一般会計補正予算（第5号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第71号 柳川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第72号 柳川市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第73号 柳川市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第77号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は総務委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、建設経済委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第66号 令和元年度柳川市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第67号 令和元年度柳川市水道事業会計決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第69号 令和2年度柳川市下水道事業会計補正予算（第1号）については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第76号 市道路線の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は建設経済委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、教育民生委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第62号 令和元年度柳川市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第63号 令和元年度柳川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第64号 令和元年度柳川市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

お諮りいたします。議案第70号 柳川市民会館条例を廃止する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第74号 柳川市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は教育民生委員長報告どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本請願は教育民生委員長報告どおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本請願は採択とすることに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員長報告について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第61号 令和元年度柳川市一般会計歳入歳出決算の認定については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は決算審査特別委員長報告どおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は認定されました。

### 日程第3 議案の上程について

議長（樽見哲也君）

日程3 議案の上程について。

議案第78号及び議案第79号の2議案を一括上程いたします。

議案を朗読させます。

議会事務局長（田尻主範君）

〔朗読省略〕

議長（樽見哲也君）

提出者の提案理由の説明を求めます。

初めに、議案第78号について提案理由の説明を求めます。

13番（高田千壽輝君）（登壇）

議案第78号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、請願第6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願が採択されたことを受け、教育民生常任委員会委員全員で提出するものです。

子供たちの豊かな学びや学校の働き方改革の実現のためには、抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数改善が不可欠であります。また、義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことにより自治体間の教育格差が生じることは大きな問題であります。

子供たちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けられ、そして、子供たちの豊

かな学びを実現するため、政府へ意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（樽見哲也君）

次に、議案第79号について提案理由の説明を求めます。

17番（藤丸正勝君）（登壇）

議案第79号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延したことにより、地域経済にも大きな影響が及び、地方税、地方交付税の大幅な減収等で、今後、地方財政は厳しいものになることが予想されます。このような状況下、地域の実情に応じた行政サービスを安定的に提供できるよう、地方税、地方交付税等の一般財源総額の確保を強く求める意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、御賛同の上、速やかに御決定いただきますようお願いいたします、提案理由の説明といたします。

議長（樽見哲也君）

提案理由の説明が終わりましたので、2議案に対する質疑通告、考案時間のため暫時休憩をいたします。

午前10時42分 休憩

午前10時42分 再開

議長（樽見哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより2議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第78号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

お諮りいたします。議案第79号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書については、討論を省略し、直ちに採決した

いと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（樽見哲也君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案は原案どおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（樽見哲也君）

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

以上をもって本日の日程全てを終了いたしました。

これにて令和2年第7回柳川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳川市議会議長 樽 見 哲 也

柳川市議会議員 新 谷 信次郎

柳川市議会議員 伊 藤 法 博